

IV 諸 規 程

山形県立保健医療大学学則

	平成21年4月1日
	学則 第 1 号
改正	平成24年3月14日
	学則 第 1 号
改正	平成24年9月12日
	学則 第 3 号
改正	平成26年9月17日
	学則 第 1 号
改正	平成27年2月20日
	学則 第 1 号
改正	平成27年2月26日
	学則 第 2 号
改正	平成28年4月1日
	学則 第 2 号
改正	平成29年3月27日
	学則 第 1 号
改正	平成29年11月6日
	学則 第 3 号
改正	令和2年2月27日
	学則 第 1 号
改正	令和3年3月17日
	学則 第 1 号
改正	令和4年3月15日
	学則 第 2 号
改正	令和5年9月20日
	学則 第 1 号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 学部、学科、学生定員及び修業年限等（第3条—第5条）
- 第3章 学年、学期及び休業日（第6条—第8条）
- 第4章 入学（第9条—第19条）
- 第5章 教育課程、履修方法等（第20条—第28条）
- 第6章 卒業及び学位（第29条・第30条）
- 第7章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍（第31条—第36条）
- 第8章 賞罰（第37条・第38条）
- 第9章 研究生、科目等履修生、特別聴講生及び外国人留学生（第39条—第42条）
- 第10章 公開講座（第43条）
- 第11章 授業料等の徴収（第44条）

第12章 職員組織及び教授会等（第45条—第47条）

第13章 名誉教授及び客員教授（第48条・第49条）

第14章 事務局及び図書館（第50条・第51条）

第15章 厚生施設（第52条）

第16章 委任（第53条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 山形県立保健医療大学（以下「本学」という。）は、幅広い教養と豊かな知識と技術を持ち、専門職としての理念に基づき行動できる人材を育成するとともに、地域に開かれた大学として保健医療に関する教育、研究の成果を地域に還元し、もって県民の健康及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

（自己評価等）

第2条 本学は、教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育研究活動の状況その他必要な事項について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 学部、学科、学生定員及び修業年限等

（学部、学科及び学生定員）

第3条 本学に保健医療学部を置く。

2 保健医療学部置く学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	編入学定員	収容定員
看護学科	63人	4人	260人
理学療法学科	20人	—	80人
作業療法学科	20人	—	80人
計	103人	4人	420人

（大学院）

第4条 本学に大学院を置く。

2 大学院に関し必要な事項は、別に定める。

（修業年限等）

第5条 本学の修業年限は、4年とする。

2 本学において学生が在学することができる年数（以下「在学年限」という。）は、8年とする。

第3章 学年、学期及び休業日

（学年）

第6条 学年は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

（学期）

第7条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年の3月31日まで

2 学長は前項の規定にかかわらず、前期及び後期の期間を変更することができる。

(休業日)

第8条 本学における授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 学長が別に定める春季休業、夏季休業及び冬季休業

2 学長は前項の規定にかかわらず、臨時に休業日を設け、又は休業日に授業を行うことができる。

第4章 入学

(入学の時期)

第9条 本学の入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第10条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条各号に規定する者

(入学志願の手続)

第11条 本学に入学を志願する者は、入学志願書に学長が別に定める書類及び入学考査料を添えて、学長が指定する期日までに、学長に提出しなければならない。

(入学志願者の選考)

第12条 前条の入学志願書を提出した者については、学長が別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第13条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、学長が指定する期日までに、入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学の手続を完了した者に対して入学を許可する。

(誓約書の提出)

第14条 入学を許可された者は、誓約書に学長が別に定める書類を添えて、学長が指定する期日までに、学長に提出しなければならない。

(転科)

第15条 他学科への転科は、認めない。

(編入学)

第16条 編入学をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第1号の規定に基づき文部科学大臣が指定した大学又は短期大学を卒業した者

(2) 保健師助産師看護師法第21条第2号の規定に基づき厚生労働大臣が指定した学校教育法第132条に規定する専修学校の専門課程を修了した者（第10条に規定する者に限る。）

(3) 高等学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であり、その他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第10条に規定する者に限る。）

2 編入させる学年は、第3学年とする。

3 編入学をした者の在学すべき年数は、2年とし、在学年限は、4年とする。

4 第11条から第14条までの規定は、編入学の志願手続、志願者の選考及び入学手続について準用する。

5 編入学をした者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱いについては、別に定める。

(転入学)

第17条 学長は、他の大学に現に在学する者で本学に転入学を志望するものがあるときは、学生定員に欠員がある場合に限り、選考の上、教授会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

(再入学)

第18条 学長は、本学を途中で退学した者(懲戒により退学となった者を除く。)又は除籍となった者で退学又は除籍後に再び同一の学科に入学を志望するものがあるときは、学生定員に欠員がある場合に限り、選考の上、教授会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

(転入学者等の入学の時期等)

第19条 転入学又は再入学をする者の入学の時期は、第9条の規定にかかわらず、後期の初めとすることができる。

2 転入学又は再入学をした者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い、修業年限、在学年限その他転入学及び再入学に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 教育課程、履修方法等

(1年間の授業期間)

第20条 1年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(授業科目)

第21条 本学において開設する授業科目は、総合基礎教育科目及び専門教育科目に区分するものとする。

2 専門教育科目の授業科目は、専門基礎科目及び専門科目に区分するものとする。

3 授業科目並びにその単位数及び必修、選択の別は、別表第1のとおりとする。

(授業の方法)

第21条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(履修の届出等)

第22条 学生は、当該学年において履修しようとする授業科目を、学長が指定する期日までに、学長に届け出て、その登録を受けなければならない。

2 前項に規定するもののほか、授業科目の履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

(単位の授与)

第23条 授業科目を履修した者には、当該授業科目を担当する教員が認定の上、所定の単位を与える。

2 前項に規定するもののほか、単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(学修の評価)

第24条 学修の評価は、A、B、C、D及びFをもって表し、A、B、C及びDを合格とする。

2 前項に規定するもののほか、学修の評価に関し必要な事項は、別に定める。

(単位数の標準)

第25条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、その授業による教育効果、授業時間外に必

要な学修等を考慮して、次の標準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲をもって1単位とする。

(2) 実験、実習又は実技については、30時間から45時間までの範囲をもって1単位とする。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第26条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学等との協議に基づき学生が当該他の大学又は短期大学等において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を日本国内において履修する場合について準用する。

(短期大学又は高等専門学校の特攻科等における学修)

第27条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学若しくは高等専門学校の特攻科における学修又は大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第29条第1項に規定するその他文部科学大臣が別に定める学修を、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項の規定により本学における授業科目の履修により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第28条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位（当該大学又は短期大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修するものとして履修し修得した単位を含む。）を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項の学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、又は本学における授業科目の履修とみなし与えることができる単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第26条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）及び前条第1項により本学における授業科目の履修により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第6章 卒業及び学位

(卒業の認定)

第29条 学長は、本学に4年（編入学をした者にあつては2年、転入学及び再入学をした者にあつては第19条第2項の規定により別に定められた修業年限）以上在学し、所定の授業科目を履修し、学科の区分に応じて別表第2に掲げる単位数を修得した者に対して、教授会の議を経て、卒業を認定する。

2 前項の規定により、卒業の要件として修得すべき所定の単位数のうち、第21条の2第2項に規定する授業の方法で履修し修得した単位数は、60単位を超えないものとする。

3 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学位)

第30条 学長は、卒業を認定した者に対して、学士の学位を授与する。

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第31条 疾病その他やむを得ない事情により引き続き2月以上にわたり修学することができない学生は、学長の許可を受けて休学することができる。この場合において、当該休学が疾病によるときは、医師の診断書を提出するものとする。

2 学長は、疾病その他の事由により修学することが適当でないと認められる者に対して、休学を命ずることができる。

3 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情があると認め学長が許可した場合は、1年を限度として、休学の期間を延長することができる。

4 休学の期間は、通算して4年を超えることはできない。

5 休学の期間は、在学年限に算入しない。

(復学)

第32条 学生は、休学の期間が満了したとき又は休学の期間中であってもその事由が消滅したときは、学長の許可を受けて復学することができる。

(転学)

第33条 本学から他の大学等に転学しようとする学生は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第34条 外国の大学又は短期大学に留学しようとする学生は、学長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第29条第1項の在学の期間に含めることができる。

(退学)

第35条 退学しようとする学生は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第36条 学長は、次の各号のいずれかに該当した学生を、教授会の議を経て、除籍することができる。

- (1) 在学年限を超えた者
- (2) 第31条第3項又は第4項に規定する期間を超えて休学した者
- (3) 死亡し、又は行方不明となった者
- (4) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

第8章 賞罰

(表彰)

第37条 学長は、学生が表彰に値する行為を行ったときは、教授会の議を経て、その者を表彰することができる。

(罰則)

第38条 学長は、学生が本学の学則に違反し、又は本学の学生としてふさわしくない行為を行ったときは、教授会の議を経て、その者を懲戒することができる。

- 2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第9章 研究生、科目等履修生、特別聴講生及び外国人留学生

(研究生)

第39条 学長は、本学の学生以外の者で本学において特定の専門事項について研究しようとするものがあるときは、本学の教育又は研究に支障のない限り、選考の上、教授会の議を経て、研究生として入学を許可することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第40条 学長は、本学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修しようとするもの（次条第1項に規定する者を除く。）があるときは、当該授業科目の授業に支障のない限り、選考の上、教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生には、単位を与えることができる。この場合においては、第23条から第25条までの規定を準用する。
- 3 前2項に規定するもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講生)

第41条 学長は、一又は複数の授業科目を履修しようとする他の大学又は短期大学等の学生があるときは、当該大学又は短期大学等との協議に基づき、教授会の議を経て、特別聴講生として入学を許可することができる。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、特別聴講生について準用する。

(外国人留学生)

第42条 学長は、日本国内の大学等において教育を受ける目的をもって入国した外国人で本学に入学を志願するものがあるときは、選考の上、教授会の議を経て、外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 公開講座

(公開講座)

第43条 本学に公開講座を設けることができる。

- 2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 授業料等の徴収

(授業料等の徴収)

第44条 本学における授業料、入学料及び入学考査料は、別に定める。

第12章 職員組織及び教授会等

(職員組織)

第45条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他の職員を置く。

- 2 本学に、必要に応じ、副学長を置く。
- 3 各学科に学科長を置き、当該学科の教授をもって充てる。
- 4 本学に学生部長を置き、本学の教授をもって充てる。
- 5 附属図書館に図書館長を置き、本学の教授をもって充てる。

(教授会)

第46条 本学に、教授会を置く。

- 2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学及び卒業。
 - (2) 学位の授与。
 - (3) 学科課程、授業、試験及び単位の認定。
 - (4) 学生の厚生補導及び賞罰。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの。
- 3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 4 教授会は、学長、副学長、教授及び事務局長をもって組織する。
- 5 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、教授会に准教授、専任の講師及び助教を加えることができる。
- 6 事務局長以外の事務職員は、学長の要請により、教授会の会議に出席し、発言することができる。
- 7 教授会は、必要があるときは、教授会の構成員以外の者に対して、教授会の会議に出席し、意見を陳述することを求めることができる。
- 8 前各項に規定するもののほか、教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(教員会議)

第47条 本学における教育研究活動について協議するため、必要に応じ、教員会議を置くことができる。

- 2 教員会議に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 名誉教授及び客員教授

(名誉教授)

第48条 本学は、学長、教授、准教授又は講師として本学に多年勤務した者で、教育上又は学術上特に功績のあったものに対し、名誉教授の称号を授与することができる。

- 2 前項の規定による名誉教授の称号の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(特任教員)

第48条の2 本学に特任教員を置くことができる。

- 2 特任教員に関し必要な事項は、別に定める。

(客員教授)

第49条 本学に客員教授を置くことができる。

- 2 客員教授に関し必要な事項は、別に定める。

第14章 事務局及び図書館

(事務局)

第50条 本学に事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

(図書館)

第51条 本学に附属図書館を置く。

- 2 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

第15章 厚生施設

(厚生施設)

第52条 本学に、保健室、学生相談室その他の必要な厚生施設を置く。

- 2 厚生施設の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第16章 委任

(委任)

第53条 この学則の施行に関し、必要な事項は、知事の承認を得て、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において山形県立大学条例を廃止する条例（平成21年3月山形県条例第31号）による廃止前の山形県立大学条例（昭和39年3月山形県条例第39号）第1条に規定する山形県立保健医療大学（以下「旧大学」という。）に在学し、施行日以後において引き続き本学に在学する者に係る授業科目並びにその単位数及び必修・選択の別（以下「授業科目等」という。）については、旧大学の学則の例による。
- 3 施行日以後において本学に編入学、転入学又は再入学をした者に係る授業科目等については、その者の属する学年に在学する者の例による。
- 4 施行日から平成23年3月31日までの間、第45条に定めるもののほか、本学に主任教授を置き、本学の教授をもって充てる。

附 則（平成24年3月14日 学則第1号）

(施行期日)

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において山形県立保健医療大学に在学する者に係る授業科目並びにその単位数及び必修・選択の別（以下「授業科目等」という。）については、改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお、従前の学則の例による。

- 3 施行日以後において本学に編入学、転入学又は再入学をした者に係る授業科目等については、その者の属する学年に在学する者の例による。

附 則(平成24年9月12日 学則第3号)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成25年度から平成27年度までの各年度における保健医療学部の学科の収容定員並びに収容定員の合計については、改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学科	平成25年度 収容定員	平成26年度 収容定員	平成27年度 収容定員
看護学科	217人	214人	217人
理学療法学科	90人	90人	90人
作業療法学科	90人	90人	90人
計	397人	394人	397人

附 則(平成26年9月17日 学則第1号)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成27年度から平成29年度までの各年度における保健医療学部の学科の収容定員並びに収容定員の合計については、改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学科	平成27年度 収容定員	平成28年度 収容定員	平成29年度 収容定員
看護学科	227人	240人	250人
理学療法学科	90人	90人	90人
作業療法学科	90人	90人	90人
計	407人	420人	430人

附 則(平成27年2月20日 学則第1号)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この学則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において山形県立保健医療大学に在学する者に係る授業科目並びにその単位数及び必修・選択の別(以下「授業科目等」という。)については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお、従前の学則の例による。
- 3 施行日以後において本学に編入学、転入学又は再入学をした者に係る授業科目等については、その者の属する学年に在学する者の例による。

附 則(平成27年2月26日 学則第2号)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日 学則第2号)

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月27日 学則第1号)

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第24条の規定は、平成29年度入学者から適用し、平成28年度以前の入学者については、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成29年11月6日 学則第3号)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成30年度における保健医療学部の学科の収容定員並びに収容定員の合計については、改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学科	平成30年度 収容定員
看護学科	260人
理学療法学科	85人
作業療法学科	85人
計	430人

附 則(令和2年2月27日 学則第1号)

(施行期日)

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この学則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において山形県立保健医療大学に在学する者に係る授業科目並びにその単位数及び必修・選択の別(以下「授業科目等」という。)については、改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお、従前の学則の例による。ただし、この学則の施行に伴い廃止された授業科目等についてはこの限りではない。
- 3 施行日以後において本学に編入学、転入学又は再入学をした者に係る授業科目等については、その者の属する学年に在学する者の例による。ただし、この学則の施行に伴い廃止された授業科目等についてはこの限りではない。

附 則(令和3年3月17日 学則第1号)

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月15日 学則第2号)

(施行期日)

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この学則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において山形県立保健医療大学に在学する者に係る授業科目並びにその単位数及び必修・選択の別(以下「授業科目等」という。)については、改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお、従前の学則の例による。ただし、この学則の施行に伴い廃止された授業科目等についてはこの限りではない。
- 3 施行日以後において本学に編入学、転入学又は再入学をした者に係る授業科目等については、その者の属する学年に在学する者の例による。ただし、この学則の施行に伴い廃止された授業科目等につ

いてはこの限りではない。

附 則（令和5年9月20日 学則第1号）

この学則は、令和5年9月20日から施行する。

別表第1

1 看護学科

(1) 総合基礎教育科目

区分	授業科目	単位数	必修・ 選択の別
基礎演習	アカデミックリテラシー	1	必修
	情報科学・情報リテラシー	2	必修
	問題解決思考	2	選択
自然と人間	自然科学	2	必修
	自然科学演習	1	選択
	哲学	2	選択
	統計学	2	選択
	環境学	2	選択
社会と文化	社会学	2	選択
	政治学	2	選択
	経済学	2	選択
	文化人類学	2	選択
	宗教学	2	選択
	国際関係論	2	選択
	文学	2	選択
	スポーツ学	2	選択
語学	英語 I	1	選択
	英語 II	1	選択
	英語表現法 I	1	選択
	英語表現法 II	1	選択
	英語プレゼンテーション	1	選択
	医療英会話	1	選択
	韓国語	1	選択
	中国語	1	選択
学際	地元（やまがた）探究 I	1	必修
	地元（やまがた）探究 II	1	必修

(2) 専門教育科目

区分		授業科目	単位数	必修・ 選択の別	
専門基礎科目		保健医療論	1	必修	
		生命医療倫理学	1	必修	
		心理学	2	選択	
		カウンセリング論	1	選択	
		人間発達学	2	選択	
		生体形態学	2	必修	
		生体機能学 I	2	必修	
		栄養代謝学	1	必修	
		臨床栄養学	1	必修	
		免疫と微生物	1	必修	
		薬理学	1	必修	
		臨床薬理学	1	必修	
		病理学	1	必修	
		成人老年疾病論 I	1	必修	
		成人老年疾病論 II	1	必修	
		成人老年疾病論 III	1	必修	
		生殖遺伝学	1	必修	
		基礎保健学	1	必修	
		保健統計学	2	必修	
		国際保健論	2	選択	
		チーム医療論	1	必修	
		高次脳機能障がい論	1	選択	
		精神障がい論	1	必修	
		小児疾病論	1	必修	
社会福祉論	2	必修			
専門科目	看護の基盤 科目群	基礎看護学	看護学概論	2	必修
			基礎看護技術論 I (生活の援助技術)	3	必修
			基礎看護技術論 II (診療の援助技術)	2	必修
			看護倫理	1	必修
			看護理論	1	必修
			看護過程論	1	必修
			看護人間関係論	1	必修
			フィジカルアセスメント論	1	必修
			家族看護学	1	必修
			基礎看護学実習 I	1	必修
			基礎看護学実習 II	2	必修

性と成育の 看護科目群	小児看護学	小児看護学概論	1	必修		
		小児看護方法論	2	必修		
		小児看護学実習Ⅰ	1	必修		
		小児看護学実習Ⅱ	1	必修		
	母性看護学	母性看護学概論	1	必修		
		妊娠分娩期看護方法論	1	必修		
		産褥新生児期看護方法論	2	必修		
		母性看護学実習	2	必修		
	助産学	助産プロフェッショナリズム	1	必修		
		リプロダクティブヘルスケア	1	必修		
		周産期生活支援学	1	選択		
		分娩期助産診断技術学	2	選択		
		産褥期助産診断技術学	2	選択		
ハイリスク周産期		1	選択			
助産システム論		2	選択			
周産期生活支援実習		1	選択			
助産学実習		7	選択			
病と加齢の 看護科目群	成人看護学	成人看護学概論	1	必修		
		急性期看護方法論Ⅰ	1	必修		
		急性期看護方法論Ⅱ	1	必修		
		慢性看護方法論Ⅰ	1	必修		
		慢性看護方法論Ⅱ	1	必修		
		急性期看護学実習	3	必修		
		慢性看護学実習	3	必修		
	老年看護学	老年看護学概論	1	必修		
		老年看護方法論	2	必修		
		高齢者生活探究実習	1	必修		
		老年看護学実習	2	必修		
		メンタルと コミュニテ ィヘルスの 看護科目群	精神看護学	精神看護学概論	2	必修
				精神看護方法論Ⅰ	1	必修
精神看護方法論Ⅱ	1			必修		
精神保健学実習	1			必修		
精神看護学実習	1			必修		
在宅看護学	在宅看護概論		1	必修		
	在宅看護方法論Ⅰ		1	必修		
	在宅看護方法論Ⅱ	1	必修			
	訪問看護実習	1	必修			
	地域包括支援実習	1	必修			
公衆衛生看 護学	公衆衛生看護学概論	1	必修			
	保健医療福祉政策論	2	必修			

		ケアシステム論	1	必修
		学校保健論	1	選択
		産業保健論	1	選択
		公衆衛生看護活動論	2	選択
		公衆衛生看護活動演習	2	選択
		ヘルスコミュニケーション論	1	選択
		コミュニティ活動展開論	2	選択
		公衆衛生看護管理論	1	選択
		地域看護診断実習	1	選択
		公衆衛生看護活動実習	2	選択
看護の発展 科目群	発展看護	看護教育学	1	必修
		看護管理学	1	必修
		ライフサイクル看護連携論	1	必修
		災害看護・健康危機管理論	2	必修
		総合看護学実習Ⅰ	2	必修
		総合看護学実習Ⅱ	1	必修
		研究方法論Ⅰ	1	必修
		研究方法論Ⅱ	2	必修
		卒業研究	3	必修
	看護特論	エンドオブライフケア論	1	選択
		国際看護論	1	選択
		母子保健医療システム論	2	選択
		英語論文読解	1	選択
		相互理解連携論	1	選択
		ジェネラリズム看護論	1	選択
		まちづくり看護論	2	選択

2 理学療法学科

(1) 総合基礎教育科目

区分	授業科目	単位数	必修・ 選択の別
科学的思考の基盤	自然科学	2	必修
	自然科学演習	1	必修
	数学	2	選択
	統計学	2	必修
	情報科学・情報リテラシー	2	必修
	文章表現法	2	選択
人間と生活	心理学	2	選択
	教育学	2	選択
	哲学	2	選択
	生命倫理学	2	選択
	スポーツ学	2	選択
社会の理解	経済学	2	選択
	社会学	2	選択
	政治学	2	選択
	人間関係・コミュニケーション論	2	必修
	国際関係論	2	選択
	文化人類学	2	選択
語学	英語 I	1	選択
	英語 II	1	選択
	英語表現法 I	1	選択
	英語表現法 II	1	選択
	医療英会話	1	選択
	実践英語	1	選択

(2) 専門教育科目

区分		授業科目	単位数	必修・ 選択の別	
専門基礎科目	人体の構造と機能 及び心身の発達	臨床心理学	2	必修	
		人間発達学	2	必修	
		生体形態学	2	必修	
		生体機能学Ⅰ	2	必修	
		生体機能学Ⅱ	1	必修	
		生体形態学実習	2	必修	
		生体機能学演習	1	必修	
		栄養代謝学	1	必修	
	疾病と障がいの成 り立ち及び回復過 程の促進	病理学	2	選択	
		免疫と微生物	1	選択	
		薬理・臨床薬理学	2	必修	
		成人老年疾病論Ⅰ	1	必修	
		成人老年疾病論Ⅱ	1	必修	
		救急医療学	1	必修	
		高次脳機能障がい論	1	必修	
		精神障がい論	1	必修	
		運動器障がい論	2	必修	
		発達障がい論	2	必修	
		神経障がい論	2	必修	
	保健医療福祉とリ ハビリテーション の理念	保健医療論	1	選択	
		リハビリテーション概論	2	必修	
		国際保健論	2	選択	
		チーム医療論	1	必修	
		社会福祉論	2	必修	
	専門科目	基礎理学療法学	理学療法学概論	2	必修
			運動学Ⅰ	2	必修
			運動学Ⅱ	2	必修
			運動学演習	1	必修
			運動療法学	2	必修
		理学療法管理学	理学療法管理運営論	2	必修
理学療法評価学		理学療法検査技術学Ⅰ	1	必修	
		理学療法検査技術学Ⅱ	1	必修	
		理学療法検査技術学演習	1	必修	
		理学療法評価学Ⅰ	2	必修	
		理学療法評価学Ⅱ	2	必修	
		生体計測学演習	1	必修	
理学療法治療学		筋骨格系理学療法学Ⅰ	2	必修	

	筋骨格系理学療法学Ⅱ	1	必修
	筋骨格系理学療法学特別講義	1	選択
	神経系理学療法学Ⅰ	2	必修
	神経系理学療法学Ⅱ	1	必修
	神経系理学療法学特別講義	1	選択
	小児理学療法学Ⅰ	2	必修
	小児理学療法学Ⅱ	1	必修
	小児理学療法学特別講義	1	選択
	高齢期理学療法学	2	必修
	高齢期理学療法学特別講義	1	選択
	内科系理学療法学Ⅰ	2	必修
	内科系理学療法学Ⅱ	1	必修
	内科系理学療法学特別講義	1	選択
	理学療法技術学	1	選択
	物理療法学	2	必修
	義肢装具学	2	必修
地域理学療法学	生活支援系理学療法学Ⅰ	2	必修
	生活支援系理学療法学Ⅱ	1	必修
	地域リハビリテーション学	1	必修
	地域理学療法学	1	必修
理学療法の研究	理学療法研究法	1	必修
	理学療法研究法演習	1	必修
	理学療法卒業研究	2	必修
臨床実習	臨床実習Ⅰ	1	必修
	臨床特論	1	必修
	臨床実習Ⅱ	4	必修
	臨床実習Ⅲ	8	必修
	臨床実習Ⅳ	8	必修
	臨床実習Ⅴ	1	必修

3 作業療法学科

(1) 総合基礎教育科目

区分	授業科目	単位数	必修・ 選択の別
科学的思考の基盤	自然科学	2	選択
	自然科学演習	1	選択
	統計学	2	必修
	情報科学・情報リテラシー	2	必修
	文章表現法	2	選択
人間と生活	心理学	2	選択
	教育学	2	選択
	哲学	2	選択
	生命倫理学	2	必修
	スポーツ学	2	選択
社会の理解	経済学	2	選択
	社会学	2	選択
	人間関係・コミュニケーション論	2	必修
	国際関係論	2	選択
	文化人類学	2	選択
語学	英語 I	1	選択
	英語 II	1	選択
	英語表現法 I	1	選択
	英語表現法 II	1	選択
	医療英会話	1	選択
	実践英語	1	選択

(2) 専門教育科目

区分	授業科目	単位数	必修・ 選択の別		
専門基礎科目	人体の構造と機能 及び心身の発達	臨床心理学	2	必修	
		人間発達学	2	必修	
		生体形態学	2	必修	
		生体機能学Ⅰ	2	必修	
		生体機能学Ⅱ	1	必修	
		生体形態学実習	2	必修	
		生体機能学演習	1	必修	
		栄養代謝学	1	必修	
	疾病と障がいの成 り立ち及び回復過 程の促進	病理学	2	選択	
		免疫と微生物	1	選択	
		薬理・臨床薬理学	2	必修	
		成人老年疾病論Ⅰ	1	必修	
		成人老年疾病論Ⅱ	1	必修	
		救急医療学	1	必修	
		高次脳機能障がい論	1	必修	
		精神障がい論	1	必修	
		運動器障がい論	2	必修	
		発達障がい論	2	必修	
		神経障がい論	2	必修	
	保健医療福祉とリ ハビリテーション の理念	保健医療論	1	選択	
		リハビリテーション概論	2	必修	
		国際保健論	2	選択	
		チーム医療論	1	必修	
		社会福祉論	2	必修	
	専門科目	基礎作業療法学	作業療法学概論	2	必修
			作業療法国際比較論	1	必修
			基礎作業学	1	必修
			基礎作業学実習	1	必修
			運動学Ⅰ	2	必修
			運動学Ⅱ	2	必修
体表解剖学			1	選択	
作業療法管理学		作業療法管理学	2	必修	
作業療法評価学		作業療法評価学概論	1	必修	
		作業療法評価学演習Ⅰ	2	必修	
		作業療法評価学演習Ⅱ	1	必修	
		作業療法評価学演習Ⅲ	1	必修	
		作業療法評価学実習	1	必修	

作業療法治療学	小児期作業療法学	1	必修
	小児期作業療法学演習	2	必修
	小児期作業療法学実習	2	必修
	身体機能作業療法学	1	必修
	身体機能作業療法学演習	2	必修
	身体機能作業療法学実習	2	必修
	精神機能作業療法学	1	必修
	精神機能作業療法学演習	2	必修
	精神機能作業療法学実習	2	必修
	内部障がい作業療法学	1	必修
	認知機能作業療法学	2	選択
	高齢期作業療法学	1	必修
	高齢期作業療法学演習	2	必修
	高齢期作業療法学実習	2	必修
	日常生活活動学	2	必修
地域作業療法学	地域作業療法学概論	1	必修
	地域作業療法学Ⅰ	2	必修
	地域作業療法学Ⅱ	2	必修
作業療法の発展	福祉用具・住環境整備学	2	選択
	職業関連活動学	1	選択
	作業療法研究法	1	選択
	卒業研究	2	必修
臨床実習ゼミナール	見学実習特論	1	必修
	総合実習Ⅰ特論	1	必修
	総合実習Ⅱ特論	1	必修
	総合実習Ⅲ特論	1	必修
臨床実習	見学実習	1	必修
	総合実習Ⅰ	8	必修
	総合実習Ⅱ	8	必修
	総合実習Ⅲ	8	必修

別表第2

1 看護学科

区分		単位	
		保健師選択	助産師選択
総合基礎 教育科目	基礎演習	3単位	3単位
	自然と人間	4単位	4単位
	社会と文化	6単位	6単位
	語学	5単位	5単位
	学際	2単位	2単位
	上記に算入するもののほかすべての選択 科目から	3単位	3単位
	計	23単位	23単位
専門教育 科目	専門基礎科目	25単位	25単位
	専門科目	93単位	93単位
合計		141単位	141単位

2 理学療法学科

区分		単位	
総合基礎 教育科目	科学的思考の基盤	9単位	
	人間と生活	6単位	
	社会の理解	4単位	
	語学	4単位	
	計	23単位	
専門教育 科目	専門基礎科目	人体の構造と機能及び心身の発達	13単位
		疾病と障がいの成り立ち及び回復過程 の促進	14単位
		保健医療福祉とリハビリテーションの 理念	5単位
		計	32単位
	専門科目	基礎理学療法学	9単位
		理学療法管理学	2単位
		理学療法評価学	8単位
		理学療法治療学	24単位
		地域理学療法学	5単位
		理学療法の研究	4単位
		臨床実習	23単位
		計	75単位
合計		130単位	

3 作業療法学科

区分		単位	
総合基礎 教育科目	科学的思考の基盤	6単位	
	人間と生活	6単位	
	社会の理解	6単位	
	語学	4単位	
	計	22単位	
専門教育 科目	専門基礎科目	人体の構造と機能及び心身の発達	13単位
		疾病と障がいの成り立ち及び回復過程 の促進	14単位
		保健医療福祉とリハビリテーションの 理念	5単位
		計	32単位
	専門科目	基礎作業療法学	9単位
		作業療法管理学	2単位
		作業療法評価学	6単位
		作業療法治療学	23単位
		地域作業療法学	5単位
		作業療法の発展	2単位
		臨床実習ゼミナール	4単位
		臨床実習	25単位
	計	76単位	
	合計		130単位

山形県立保健医療大学履修規程

	平成22年4月1日
	規程第64号
改正	平成24年12月26日
	規程第12号
改正	平成27年12月16日
	規程第16号
改正	平成29年3月27日
	規程第28号
改正	令和2年7月22日
	規程第19号

(趣旨)

第1条 この規程は、山形県立保健医療大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、授業科目の履修方法、学修の評価、単位の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修登録及び放棄)

第2条 学生は、履修しようとする授業科目について、前期の始めの所定の期日までに履修登録を行わなければならない。ただし、学期の途中で入学した学生については、入学後直ちに行うものとする。

2 学生は、前項の履修登録を行った後、前期及び後期の授業科目について所定の期日までに追加履修登録を行うことができるものとする。

3 学生は、履修登録(追加履修登録を含む。以下同じ。)をした授業科目について、履修を中止する場合、所定の期日までに放棄届を提出しなければならない。

(履修の制限)

第3条 学生は、履修登録をした授業科目以外は、履修することができない。

2 学生は、授業時間が重複する授業科目は、履修することができない。

3 学生は、単位を修得した科目については、再び履修することはできない。

(履修学生数制限科目の設定)

第4条 学長は、履修学生数を制限しなければ履修の十全を期すことができないと認められる場合は、教授会の議を経て、教育研究審議会の意見を聴いたうえで、履修学生数に制限を設ける科目（以下「履修学生数制限科目」という。）を設定することができる。

2 前項により設定された履修学生数制限科目を履修しようとする学生は、別に定める場合を除き、あらかじめ学長が周知する履修資格試験を受験し、これに合格しなければ、その科目は履修できないものとする。

3 履修資格試験の可否は、教授会の議を経て学長が決定する。

4 履修資格試験について必要な事項は、学長が別に定める。

(先修条件指定科目の設定)

第5条 学長は、一定の他の科目を修得していなければ履修の十全を期すことができないと認められる場合は、教授会の議を経て、教育研究審議会の意見を聴いたうえで、一定の他の科目を修得しなければ履修できない科目（以下「先修条件指定科目」という。）を設定することができる。

2 学長は、先修条件指定科目を設定したときは、直ちに、その名称及び修得していなければならない一定の他の科目の名称を周知する。

3 先修条件指定科目について、一定の他の科目を修得しているか否かの認定は、教授会の議を経て学長が行う。

4 一定の他の科目を修得していないと認定された学生は、履修登録を行った後であっても、当該先修条件指定科目を履修することはできない。

(先修条件指定科目の特例)

第5条の2 学長は、前条の規定により難い特別の事情がある場合は、教授会の議を経て、教育研究審議会の意見を聴いたうえで、一定の他の科目を修得していなくとも、先修条件指定科目を履修させることができる。

(試験の種類及び方法)

第6条 試験は、定期試験、追試験及び再試験とし、原則として筆記によるものとする。ただし当該科目を担当する教員（以下「担当教員」という。）が必要と認めたときは、実技、論文提出その他の方法により行うことができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては、随時試験を行うことがある。

(定期試験)

第7条 定期試験は、学期末に、学長が一定の期間を定めて行う。

(追試験)

第8条 追試験は、病気その他やむを得ない理由により、定期試験又は再試験を受けることができなかった者に対して行うことができるものとする。

2 追試験を受けようとする者は、追試験受験願（様式第1号）に、医師の診断書その他試験を受けられなかったことを証する書面を添えて、当該科目の試験終了後担当教員の承諾を得て遅滞なく学長に提出し、その承認を受けなければならない。

(再試験)

第9条 定期試験又は追試験において一定の点数に達しなかった者に対して、学長は、教育上必要があると認める場合は、1回を限度として再試験を受験させることができるものとする。

2 再試験を受けようとする者は、再試験受験願（様式第2号）を指定する期日までに担当教員の承諾を得て学長に提出し、その承認を受けなければならない。

(試験を受験することができない者)

第10条 履修科目の出席時間数が、当該科目の授業時間数（実際に授業を行った時間数をいう。）の3分の2（実習科目にあっては5分の4）に満たない者は、当該科目の試験を受験することができない。ただし、欠席の事情、程度により、担当教員が成業の見込みがあると認めた場合は受験することができるものとする。

(不正行為)

第11条 試験において不正行為を行った者には、当該行為が行われた時点においてすでに単位が認定されている授業科目を除き、当該学期に履修登録している全ての授業科目の単位を認定しないほか、学則第38条第1項の規定に基づく懲戒処分を行う。

(学修の評価)

第12条 授業科目の成績は、試験及び平素の成績等を総合して100点満点をもって評価し、60点以上を合格とする。この場合において、次の区分により単位を認定する。

判 定		合 格				不合格
評価	評語	A	B	C	D	F
	点数	100～ 90点	89～ 80点	79～ 70点	69～ 60点	59点 以下

2 再試験を行った者に対する学修の評価は、原則としてD又はFとする。

(総合成績の評価)

第13条 前条の成績の評価に対して、グレード・ポイント（以下「G P」という。）を設定し、不合格の授業科目を含めて、履修登録した授業科目のG Pの平均（以下「G P A」という。）を算出し、総合成績の評価を行う。

2 G P Aの対象となる授業科目は、次の各号に掲げる適用除外科目を除くすべての科目とする。

- (1) 学則第28条における既修得単位として認定した科目
- (2) その他必要と認められる科目

3 成績の評価に対するG Pは、次のとおりとする。

判 定	合 格				不合格
評 語	A	B	C	D	F
G P	4	3	2	1	0

4 G P Aは、次の計算式により、学期毎に算出する。

$$G P A = \frac{(\text{履修した授業科目のG P} \times \text{その授業科目の単位数}) \text{の総和}}{(\text{履修登録した授業科目の単位数の総和})}$$

※小数第3位を四捨五入

5 不合格となった科目を再履修した場合は、再履修による成績をG P Aの対象とする。

6 G P Aは、毎年度始めに履修登録した授業科目を対象として算出した学期G P A及び入学後に履修登録した全授業科目を対象として算出した累積G P Aとする。

(進級の基準等)

第14条 不合格となった科目の再履修及び学生の進級の基準については、教授会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月26日 規程第12号)

(施行期日)

この規程は、平成24年12月26日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、平成25年度の履修登録から適用する。

附 則

この規程は、平成27年12月16日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 改正後の第12条及び第13条の規定は、平成29年度入学者から適用し、平成28年度以前の入学者については、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和2年7月22日から施行する。

追 試 験 受 験 願

年 月 日

山形県立保健医療大学長 殿

学籍番号

学 科 学 年

氏 名

下記1の授業科目の定期試験を、下記2の事由により受験することができなかったので、追試験を実施して下さるようお願いします。

記

1 授業科目名

2 定期試験を受験できなかった事由

担当教員名	承諾印

様式第2号

再 試 験 受 験 願

年 月 日

山形県立保健医療大学長 殿

学籍番号

学 科 学 年

氏 名

下記の授業科目について、再試験を実施して下さるようお願いします。

記

授業科目名

担当教員名	承諾印

特別な事由による欠席に関する取扱い

令和3年6月8日 制定

山形県立保健医療大学履修規程（以下「履修規程」という。）第10条に定める履修科目の出席時間数を算定するにあたり、欠席扱いとしない特別な事由について必要な事項を定める。

（公欠及び該当する事由）

第1条 この取扱いにおいて、公欠とは、本学が認める一定の事由によりやむを得ず授業を欠席した場合、欠席としないものをいう。

2 本学の学生が、次の各号の特別な事由によりやむを得ず授業を欠席した場合は、公欠とすることができる。

- (1) 学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症に罹患した場合又は感染している恐れがある場合
- (2) 交通機関の運休等により通学が困難であると認められる場合
- (3) 災害等により、通学不能となる場合
- (4) 配偶者又は3親等以内の親族が死亡した場合
- (5) 裁判員制度による裁判員又は裁判員候補者に選任された場合
- (6) その他学長が必要と認める場合

（公欠の期間及び届出）

第2条 前条各号による公欠の期間は、別表のとおりとする。

2 前条に該当する学生は、事前に別紙の「欠席届」に別表の必要書類を添え教務学生課に提出するものとする。ただし、事前に届け出ることができない場合においては、公欠の事由が発生した時点で、災害等により連絡手段が無い場合を除き教務学生課に連絡するものとし、公欠の事由が消滅し必要書類が整い次第、すみやかに欠席届を教務学生課に提出するものとする。

（公欠とされた学生への配慮）

第3条 公欠は、履修規程上の出席扱いとし、授業担当教員は、公欠とされた学生に対し、履修上不利とならないよう配慮するものとする。

（公欠期間中の試験の取扱い）

第4条 公欠期間中の試験に関する追試験等の取扱いについては、履修規程第8条の定めによる。

附 則

令和3年6月8日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表(第2条関係)

事 由	期 間	必要書類
学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症に罹患した、又は感染している恐れがある場合	医師の診断書等に記入されている出席停止期間	医療機関発行の診断書又は治癒証明書等
交通機関の運休等により通学が困難であると認められる場合	当該交通機関が運転を再開するまでの期間	交通機関が発行する証明
災害等により、通学不能となる場合	通学が可能となるまでの期間	罹災証明書等
配偶者又は3親等以内の親族が死亡した場合	配 偶 者：連続した7日以内 1 親等の親族：連続した7日以内 2 親等の親族：連続した3日以内 3 親等の親族：1日	「会葬御礼」等、通夜や葬儀の日程がわかるもの
裁判員制度による裁判員又は裁判員候補者に選任された場合	裁判所から指定された期間	裁判所からの通知書
その他学長が必要と認める場合	学長が必要と認めた期間	必要性が判断できる書類

欠 席 届

年 月 日

山形県立保健医療大学長 殿

学籍番号	
学 科	学年
氏 名	

私は、下記により欠席します（した）ので、お届けします。

記

1 期 間

年 月 日 から 年 月 日まで 日間

2 理 由

(公欠に該当する場合、該当するものにチェックしてください。)

- (1) 学校保健安全法施行規則第 18 条に規定する感染症に罹患した場合又は感染している恐れがある場合
- (2) 交通機関の運休等により通学が困難であると認められる場合
- (3) 災害等により、通学不能となる場合
- (4) 配偶者又は 3 親等以内の親族が死亡した場合
- (5) 裁判員制度による裁判員又は裁判員候補者に選任された場合
- (6) その他学長が必要と認める場合

3 履修科目及び担当教員

月 日	曜 日	時 限	科 目 名	担 当 教 員

欠席届の提出が必要な場合・・・次のいずれかに該当する場合。

- ・ 病気その他の理由により 3 日以上連続して欠席する場合。病気による欠席が 7 日以上にわたるときは、医師の診断書を添付すること。
- ・ 公欠に該当する場合。「特別な事由による欠席に関する取扱い」に定める書類を添付すること。

(裏面)

「特別な事由による欠席に関する取扱い」 抜粋

(公欠及び該当する事由)

第1条 この取扱いにおいて、公欠とは、本学が認める一定の事由によりやむを得ず授業を欠席した場合、欠席としないものをいう。

2 本学の学生が、次の各号の特別な事由によりやむを得ず授業を欠席した場合は、公欠とすることができる。

- (1) 学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症に罹患した場合又は感染している恐れがある場合
- (2) 交通機関の運休等により通学が困難であると認められる場合
- (3) 災害等により、通学不能となる場合
- (4) 配偶者又は3親等以内の親族が死亡した場合
- (5) 裁判員制度による裁判員又は裁判員候補者に選任された場合
- (6) その他学長が必要と認める場合

(公欠の期間及び必要書類)

事由	期間	必要書類
学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症(※)に罹患した、又は感染している恐れがある場合	医師の診断書等に記入されている出席停止期間	医療機関発行の診断書又は治療証明書等
交通機関の運休等により通学が困難であると認められる場合	当該交通機関が運転を再開するまでの期間	交通機関が発行する証明書
災害等により、通学不能となる場合	通学が可能となるまでの期間	罹災証明書等
配偶者又は3親等以内の親族が死亡した場合	配偶者：連続した7日以内 1親等の親族：連続した7日以内 2親等の親族：連続した3日以内 3親等の親族：1日	「会葬御礼」等、通夜や葬儀の日程がわかるもの
裁判員制度による裁判員又は裁判員候補者に選任された場合	裁判所から指定された期間	裁判所からの通知書
その他学長が必要と認める場合	学長が必要と認めた期間	必要性が判断できる書類

※ 学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症

(感染症の種類)

第18条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

- 一 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。）
 - 二 第二種 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
 - 三 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症
- 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

新型コロナウイルス感染症は、第18条第2項に定める第一種の感染症とみなされます。

学生の欠席に関する取扱いについて

病気その他の理由により3日以上連続して欠席するときは、事前に欠席届を教務学生課へ提出する。

ただし、あらかじめ届けることができないときはまず電話等で連絡し、後日提出する。

なお、疾病による欠席が7日以上にわたるときは、医師の診断書を添付する。

附 則

この取扱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この取扱は、平成20年2月12日から施行する。

山形県立保健医療大学臨時休講に関する規程

平成 26 年 3 月 18 日

規程第 9 号

(目的)

第 1 条 この規程は、山形県立保健医療大学（以下「本学」という。）において、風水害等の自然災害の発生、公共交通機関の運行停止その他の非常事態により、本学の授業及び試験（以下「授業等」という。）の実施又は継続が困難な状況となった場合における臨時休講（試験の中止を含む。）の取扱いについて定めることを目的とする。

(臨時休講の措置)

第 2 条 本学の臨時休講の措置を講じる基準は、大雨や大雪、強風等の気象現象により、山形市を含む地域に「特別警報」、「大雨警報」、「洪水警報」、「大雪警報」、「暴風警報」又は「暴風雪警報」のいずれか一つの警報が発表され、かつ、JR 奥羽本線の米沢駅から新庄駅までの区間において、列車（山形新幹線を除く）が運休又は運転見合わせとなった場合とし、その運用に関し、必要な事項は、別に定める。

2 学長は、前項によらないその他の非常事態により、授業等の実施が困難と認められる場合は、臨時休講の措置を講ずることができる。

3 学長は、授業等の実施中に前 2 項による事態が発生し、速やかに学生を下校させることが必要と認められる場合は、その日の授業等を打ち切り、臨時休講の措置を講ずることができる。

(告知)

第 3 条 学長は、前条に係る臨時休講の措置を講じた場合は、その内容等を速やかに学内メールで連絡するとともに、本学ホームページ及び学内掲示により周知するものとする。

(学外実習の取扱い)

第 4 条 学外で実習を行っている場合の取扱いは、原則として実習先との取決めによるが、これにより難しい場合は、第 2 条に準ずるものとし、その日の実習の打ち切りについては、担当教員が当該学科長と協議して判断するものとする。

(補講・試験の実施)

第 5 条 学長は、第 2 条に係る臨時休講の措置を講じた場合は、当該授業等に係る補講・試験の実施等事後の対応について、速やかに学生に周知しなければならない。

(その他)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

山形県立保健医療大学臨時休講に関する規程の運用に関する取扱い

平成 26 年 3 月 18 日 制定

山形県立保健医療大学臨時休講に関する規程第 2 条第 1 項に基づく運用の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 午前 7 時の時点において、本学の臨時休講の措置を講じる基準に達した場合は、第 1 時限目は臨時休講（試験の中止を含む。）とする。
- 2 その後の臨時休講となる時限、授業の開始時限については、危機対策本部において、その時の状況を見極めて判断・決定することとする。

定期試験等に関する取扱いについて

山形県立保健医療大学履修規程第6条に定める試験（以下「定期試験等」という。）を筆記において実施する場合について、必要な事項を定める。

（受験上の心得）

第1条 定期試験等を受験する学生は、次に掲げる受験上の心得を順守しなければならない。

- （1）試験時間中は、当該試験の試験監督者の指示に従うこと。
- （2）定められた時刻（入室時刻）までに試験場に入室し、着席すること。
- （3）試験時は、原則として、隣の席を十分あけて学籍番号順に着席すること。ただし、試験監督者からの特段の指示がある場合は、その指示に従い着席すること。
- （4）試験時間中は筆記用具、消しゴム等の物品の貸し借りは行わないこと。
- （5）試験の受験者は、机の上に学生証を提示すること。受験当日に学生証を忘れた場合は、試験受験資格証明書の交付を受け、提示すること。
- （6）遅刻入室又は途中退室する場合は、静粛に入室又は退室すること。
- （7）机の上に出せる物品は、筆記用具のほか、試験監督者が指示した物品のみとする。
なお、筆記用具のほか、机の上に出せる物品がある場合は、出題者が前もって試験監督者に連絡する。
- （8）机の中には物品を置かないこと。
- （9）不正行為もしくは不正行為を疑われるような行為を行わないこと。
- （10）携帯電話・スマートフォン等の情報通信機器については、電源を切ること。

（試験時間）

第2条 試験の解答時間は、80分の範囲内で科目担当者が決定する。不正行為防止のための学生への指示、答案用紙の配布回収等を含め90分以内で行う。

（遅刻の取扱い）

第3条 入室時刻から20分を超える遅刻については、受験を認めない。

- 2 入室時刻から20分以内の遅刻の場合、受験は認めるが、試験時間の延長は行わない。

（途中退室）

第4条 解答開始から30分を経過し、試験監督者が認めた場合は試験場から退出することができる。

（試験監督者）

第5条 試験監督者は、原則2人以上とする。ただし、受験者が30人未満の場合はこの限りでないが、不測の事態の発生に対応できるよう待機要員を確保する。

（監督者の指示事項）

第6条 試験監督者は、解答開始の前に別に定める事項を学生に必ず指示する。

（不正行為）

第7条 試験の時間中に次の項があった場合は、不正行為があったものとみなす。

- （1）カンニングペーパー又はこれに類するものを所持又は使用すること。
- （2）他人の答案を見ること又は他人に答案を見せること。
- （3）答案用紙を交換すること。

(4) 使用が許可されていないノート、書籍、辞書、情報通信機器等を使用すること。

(5) 他人に受験させる又は他人に代わって受験すること。

(6) 第1条に規定する受験上の心得を順守できない場合。

(7) その他、公正な試験の実施を阻害すると認められる行為。

(不正行為の取扱い)

第8条 試験監督者は、前条に規定する不正行為があった場合又は不正行為の疑いがある場合は次により対応する。ただし、試験監督者が1名の場合は、第2号、第3及び第4号については、当該試験監督者の判断により実施する。

(1) 試験監督者が物的証拠を確認した場合は、直ちに物的証拠を取り上げ、当該学生を試験室から退室させる。

(2) 不正行為の疑われる学生に対し、他の学生に支障のない試験室内の場所において事実確認を行う。

(3) 前号の確認において、当該学生が不正行為を認めた場合は、当該学生の受験を中止し、試験室から退室させ、物的証拠がある場合は取り上げる。

(4) 第2号の確認において、当該学生が不正行為を認めない場合又は物的証拠が不明な場合は、適宜注意を与えたうえで試験を続行させる。この場合、事実確認に要した時間の試験時間延長は行わない。

(5) 試験監督者は、第1号、第3号及び4号により対応した場合は、当該学生の所属する学科の長（以下「学科長」という。）へ報告する。

(事情聴取)

第9条 前条第1項第5号により報告を受けた学科長は、当該学生から事情聴取を行い、聴取内容の記録を作成する。

2 事情聴取にあたっては、当該学生に十分な弁明の機会を与えなければならない。

(不正行為に対する処分)

第10条 前条の事情聴取により、不正行為が認められた場合は、山形県立保健医療大学履修規程第11条の規定に基づき処分を行う。

附 則

この取扱いは、平成26年4月1日より施行する。

この取扱いは、平成27年12月8日より施行する。

この取扱いは、平成29年1月23日より施行する。

定期試験等における学生への指示事項

- 1 定められた場所に、着席してください。
- 2 学生証を机の上に置いてください。学生証を忘れた場合は、試験当日に交付された試験受験資格証明書を机の上に置いてください。
- 3 使用が許可されているもの以外は、机の上に置かず、すべて椅子の下に置いてください。机の中に物を入れてはいけません。
- 4 携帯電話・スマートフォン等の情報通信機器は、電源を切り、カバンにしまい、椅子の下においてください。服のポケットなどにしまっってははいけません。
- 5 試験時間中は筆記用具、消しゴム等の物品の貸し借りをしてはいけません。

以下は、「途中退室を認める場合」・「途中退室を認めない場合」それぞれのケースに応じて指示

途中退室を認める場合

- 6 解答開始後 30 分を経過するまでは退出できません。
- 7 途中退室する場合は、他の人の迷惑にならないように静粛に退室してください。
- 8 試験場を退出するときは、答案用紙は（裏返して机の上に置いて・前の教卓に提出して）ください。
- 9 気分が悪くなった場合は静かに手を挙げ、試験監督者の指示に従ってください。
- 10 試験中は、監督者の指示に従い、不正行為もしくは不正行為を疑われるような行為は絶対にしてはいけません。監督者の指示に従わない、また不正行為を行うと、この学期に履修登録している全ての授業科目の単位は認定されません。そして停学または退学の懲戒処分を行います。
- 11 （上記のほか、特別な指示があれば、指示する。）

途中退室を認めない場合

- 6 原則、解答開始後の退出はできません。
- 7 気分が悪くなった場合は静かに手を挙げ、試験監督者の指示に従ってください。
- 8 試験中は、監督者の指示に従い、不正行為もしくは不正行為を疑われるような行為は絶対にしてはいけません。監督者の指示に従わない、また不正行為を行うと、この学期に履修登録している全ての授業科目の単位は認定されません。そして停学または退学の懲戒処分を行います。
- 9 （上記のほか、特別な指示があれば、指示する。）

UNIPA 等オンラインによる試験における学生への指示事項

1. 定められた場所に着席してください。
2. 学生証を机の上に置いてください。学生証を忘れた場合は、試験当日に交付された試験受験資格証明書を机の上に置いてください。
3. UNIPA が使用できるパソコン、タブレット、スマートフォンのいずれかを準備してください。それ以外の使用が許可されているもの以外は、机の上に置かず、すべて椅子の下に置いてください。机の中に物を入れてはいけません。
4. 使用するパソコン、タブレット、スマートフォンの音声をミュート、マナーモードに設定してください。
5. 退出時は、試験監督者に解答終了している画面を見せて退出してください。
6. 定期試験の取り扱いについて定められている不正行為は、不正行為とみなします。また、試験中に他のブラウザを開いたり、メールのやりとりをしてはいけません。不正行為とみなします。また、スクリーンショットをとることも不正行為です。絶対にしてはいけません。

事前に連絡しておくべきこと

- ・試験の方法、試験時間
- ・試験時間中にアップデートとならないように、前日または当日朝に UNIPA に接続し最新のバージョンにしてください。
- ・試験時間中にバッテリー切れとならないよう、充電しておいてください。
- ・試験開始時間から解答を開始できるよう、試験室に入ったら速やかに UNIPA に接続してください。
- ・パソコンやタブレットで開始しても、通信環境が不安定になった場合は各自のスマートフォンに切り替えて受験となる場合があります。
- ・定期試験の取り扱い（第 1 条第 10 項以外を除く）に準じて実施します。不正行為は絶対に許しません。
- ・試験当日に、使用できるパソコン、タブレット、スマートフォンが準備できない場合、
までに だれに 連絡ください。
- ・不測の事態が起きた場合、急遽印刷した紙で試験を実施する場合があります。
- ・スマートフォンで電池切れが不安であれば、モバイルバッテリーの使用を許可します。
- ・試験時間中のスクリーンショットの使用を禁止します。スクリーンショットを使用していた場合、不正行為として取り扱います。

履修資格試験に関する取扱いについて

山形県立保健医療大学履修規程（以下「履修規程」という。）第4条第4項に基づき、履修資格試験について、必要な事項を定める。

（履修希望の申出）

第1条 履修学生数に制限を設ける科目（以下「履修学生数制限科目」という。）を担当する学科の長は、次の事項を周知する。

- （1）履修学生数制限科目の名称
- （2）履修を希望できる学生の範囲
- （3）履修希望の申出期限

2 前項第2号に該当する学生のうち、履修学生数制限科目の履修を希望するものは、同項第3号に定める期限内に申出を行うものとする。

（履修希望者数が制限に満たない場合の取扱い）

第2条 前条第2項の申出を行った学生の数が、当該履修学生数制限科目において制限している履修学生数を超えない場合は、試験を実施しないことができる。この場合において、当該履修学生数制限科目を所管する学科の長は、その旨を教授会に報告し、承認を得るものとする。

（試験実施の周知）

第3条 学長は、試験を実施する場合は、あらかじめ次の事項を周知する。ただし、第2号については、試験の実施上支障がある場合は周知しない。

- （1）試験の日時及び場所
- （2）出題範囲
- （3）試験の実施方法
- （4）その他、当該試験の実施に係る特記事項

（試験を筆記により行う場合の取扱い）

第4条 試験を筆記により実施する場合は、「定期試験等に関する取扱いについて」により実施するものとする。

（進級できない場合の取扱い）

第5条 当該履修学生数制限科目にかかる試験実施年度の進級判定において、進級が認められなかった場合は、当該科目にかかる試験の合格者とししない。

（先修条件指定科目の場合の取扱い）

第6条 当該履修学生数制限科目が、履修規程第5条に定める先修条件指定科目となっている場合は、当該履修学生数制限科目にかかる試験実施年度において、履修可能なあらかじめ修得しておかなければならない他の科目を修得していなければ、特段の事情がある場合を除き、当該科目にかかる試験の合格者とししない。

（履修学生数制限科目の放棄）

第7条 履修学生数制限科目を履修することを認められた学生は、特段の事情がある場合を除き、当該履修学生数制限科目を放棄することはできない。

附 則

この取扱いは、平成26年1月17日から施行する。

附 則

この取扱いは、令和2年7月22日から施行する。

山形県立保健医療大学における成績に対する確認及び不服申立てに関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、山形県立保健医療大学の保健医療学部、並びに、保健医療学研究科に在籍する学生及び科目等履修生（以下「学生」という。）が履修する全ての科目について、その成績に対する確認及び不服申立てに関し必要な事項を定める。

(成績に対する確認)

第2条 学生は、各授業科目が終了する学期末に評価された成績について確認すべき事項がある場合は、次のいずれかの方法により確認を依頼することができるものとする。

(1) 授業科目の担当教員（以下「科目担当者」という。）に、別紙様式1「成績確認依頼書（兼回答書）」（以下「依頼書（兼回答書）」という。）を直接提出し、確認を依頼する。

(2) 教務学生課を通じて、科目担当者に依頼書（兼回答書）を提出し、確認を依頼する。

2 前項の依頼は当該授業科目を履修した学生本人のみが行うことができる。

3 学生は、非常勤講師が科目担当者である授業科目の成績について確認すべき事項がある場合は、原則として第1項第2号の方法により確認するものとする。

(確認依頼受付期間)

第3条 前条第1項による確認依頼の受付期間は、次の各号に定める期間とする。

(1) 授業科目の可否に関し確認を求める場合

成績結果が掲示された日から起算して3日以内

(2) 成績の評価（授業科目の可否に関するものを除く）に関し、卒業又は修了の判定対象者が確認を求める場合

成績通知書の受領が可能になった日から起算して3日以内

(3) 成績の評価（授業科目の可否に関するものを除く）に関し確認を求める場合（卒業又は修了の判定対象者を除く。）

成績通知書の受領が可能になった日から起算して7日以内

2 前項の受付期間に日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日若しくは12月29日から翌年1月3日までの日が含まれている場合にはこれを除き、計算するものとする。

3 前項の規定は、第4条第1項の期間を計算する場合に準用する。

(確認に伴う措置)

第4条 第2条第1項による確認依頼を受けた科目担当者は、学生からの確認依頼があった日又は教務学生課を通じて依頼書（兼回答書）を受領した日から起算して7日以内に確認結果を回答するものとする。ただし、前条第1項第1号又は第2号に規定する場合にあっては、原則として3日以内に確認結果を回答するものとする。

2 前項の回答に当たっては、第2条第1項第1号による場合は直接当該学生に確認結果を回答し、速やかに依頼書（兼回答書）により教務学生課に報告するものとする。

3 第2条第1項第2号による場合には教務学生課を通じて、依頼書（兼回答書）により確認結果を当該学生に回答するものとする。

4 第2条第1項第2号による場合でも科目担当者の判断により、直接当該学生に確認結果を回答することができる。この場合において、当該科目担当者は、当該回答した日を依頼書（兼回答書）により速やかに教務学生課に報告しなければならない。

5 第1項の回答に当たっては、科目担当者は、確認結果に基づき、成績について変更する措置を採ることができる。この場合において、科目担当者は、別紙様式2「成績変更措置報告書」に当該措置の内容及びその理由を記録し、依頼書（兼回答書）と合わせて教務学生課に提出するものとする。

（不服申立て）

第5条 前条第1項の規定による確認結果に不服がある学生で、その不服に明確な根拠がある場合には、別紙様式3「成績に対する不服申立書」（以下「不服申立書」という。）を教育推進委員長あてに提出することにより不服申立てができるものとする。

2 前項の申立書は、教務学生課を通じて提出するものとする。

（不服申立て受付期間）

第6条 前条による不服申立ての受付期間は、次の各号に定める期間とする。

（1）第3条第1項第1号及び第2号に規定する場合

当該学生が第4条第1項による確認結果の回答を受けた日から起算して3日以内

（2）第3条第1項第3号に規定する場合

イ 前期の授業科目に関する不服申立ての場合は前期が開始する日の属する年の10月31日（10月31日が日曜日若しくは土曜日又は祝日法に規定する休日に該当する場合は、その日以降において、その日に最も近い日で日曜日若しくは土曜日又は祝日法による休日のいずれにも該当しない日）

ロ 後期の授業科目に関する不服申立ての場合は後期が終了する日の属する年の4月30日（4月30日が日曜日又は土曜日又は祝日法に規定する休日に該当する場合は、その日以降において、その日に最も近い日で日曜日若しくは土曜日又は祝日法による休日のいずれにも該当しない日）

（不服申立書の処理）

第7条 教育推進委員長は、第5条による不服申立書を受理した場合は、次の各号に定める不服申立てを受理する事由に該当する場合に限り、教育推進委員会内に調査部会を設置し、当該不服申立ての調査を行わせるものとする。

（1）誤記入等、評価方法等について明らかに教員の誤りがあると思われるもの

（2）シラバスに記載している成績評価の方法・基準に照らし、明らかに評価に疑義があると思われるもの

2 教育推進委員長は、前項において、不服申立てを受理する事由に該当しないと判断した場合には別表に定める者と協議のうえ、不服申立てを却下するものとする。この場合、教務学生課を通じて速やかに当該学生に文書により通知するものとする。

3 前項の協議の対象が自己の担当する科目の場合、その者は協議に参加することができない。この場合、教育推進委員長（委員長が参加できない場合は副委員長）は教育推進委員の中から代替りの者を選任するものとする。

(調査部会)

第8条 前条第1項に規定する調査部会は別表に定める者に教育推進委員長が指名する教員を加えて構成するものとする。ただし、別表に定める者が調査の対象となる授業科目の成績評価に関与している場合、教育推進委員長は教育推進委員の中から代わりの者を選任するものとする。

2 調査部会は、前条第1項に規定する調査を行い、その結果を別紙様式4「成績評価に関する不服申立てに係る調査結果報告書」により、速やかに教育推進委員長に報告しなければならない。

(審査結果の報告及び対応)

第9条 前条の報告を受けた教育推進委員長は、教務学生課を通じて、当該学生及び当該科目担当者に、別紙様式5「成績評価に関する不服申立てに対する回答書」により当該結果を通知する。この場合において、不服申立てを容認する結果であった場合は、科目担当者に成績について変更する措置を行わせるものとする。

3 教育推進委員長は、直近で開催される教育推進委員会及び教授会又は研究科委員会において、対応の状況を報告するものとする。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別表

申出人が保健医療学部 [※] に在籍する場合	申出人が保健医療学研究科 [※] に在籍する場合
教育推進委員会副委員長	研究科長
不服申立てを行った学生が在籍する学科の長	不服申立てを行った学生が在籍する分野の長
教務学生課長	教務学生課長

※科目等履修生を含む

附則

この要項は令和5年9月20日から施行し、令和6年度分以降の成績について適用する。

成績確認依頼書（兼回答書）

(科目担当者名) 殿

所 属 : _____ 学 年 : _____

学籍番号 : _____ 氏 名 : _____

私が履修した下記科目の成績評価について、確認をお願いします。

科目名	
確認 内容	<input type="checkbox"/> 成績評価 <input type="checkbox"/> その他（下記に確認したい内容を具体的に記入してください。）
	《確認したい内容》

※学生はこの依頼書を科目担当者に直接提出してください。なお、直接提出することが難しい場合には教務学生課を通じて提出頂いてもかまいません（その場合、担当教員からの回答は、原則として本回答書で行われます。）。

科 目 担 当 者 回 答 欄

(元号) 年 月 日

科目担当者名 _____

- (元号) 年 月 日に直接本人に回答済み
- 教務学生課を通じて回答（任意の様式で確認内容に対する回答を作成し、本書と合わせて教務学生課に提出してください。）

※成績を変更する場合には成績変更措置報告書（別紙様式2）を作成し、本書と合わせて教務学生課に提出してください。

※事務処理欄（教務学生課に提出された場合のみ使用）

受付年月日	事務局担当者	科目担当者への連絡日	本人への回答日

成績変更措置報告書

教育推進委員長 殿

氏 名 : _____

年 月 日付けで下記の者から依頼された内容に基づき、成績評価を確認した結果、次の理由により変更することが妥当と判断したので、報告します。

記

所 属		学 年	
学籍番号		氏 名	
科目名			
変更内容			
変更理由			

成績に対する不服申立書

教育推進委員長 殿

所 属 _____ 学 年 _____

学籍番号 _____ 氏 名 _____

下記のとおり成績に対する不服を申立てます。

記

1. 授業科目名、科目担当者名、確認状況及び科目担当者からの回答内容

科目名	科目担当者名
確 認 状 況	確認日時：(例) 8月22日(水) 15:00 確認方法：(例) 研究室訪問, メール送信, 教務学生課へ成績確認依頼書(兼回答書)を提出
回 答 内 容	

2. 不服を申立てる事由及び具体的理由

事 由	いずれかに○をすること (1) 誤記入等、評価方法等について明らかに教員の誤りがあると思われるもの (2) シラバスに記載している成績評価の方法・基準に照らし、明らかに評価に疑義があると思われるもの
具 体 的 理 由	

注1 成績評価の基準(採点基準)に関する不服申立ては受付できません。

注2 「留年を免れたい」や「就職が内定しているので卒業延期を免れたい」等の理由による不服申立ては受付できません。

※事務処理欄

受付年月日	事務局担当者	教育推進委員長への報告日	本人への回答日

成績評価に関する不服申立てに係る調査結果報告書

教育推進委員長 殿

調査部会代表
氏 名

年 月 日付けで不服申立てのあった下記授業科目の成績評価に関する調査結果について、下記のとおり報告します。

記

所属・学年			学籍番号	
			氏 名	
科 目 名				
調 査 結 果	申立ての内容を 容認 ・ 棄却 するのが適当 である			
	【科目担当者からの聞き取り内容、申立ての内容の調査結果、部会による検討結果を記載】			
【調査部会の構成員】				

成績評価に関する不服申立てに対する回答書

所属・学年

学籍番号

氏 名

教育推進委員長

年 月 日付けで不服申立てのあった下記授業科目の成績に関する調査結果について、下記のとおり回答します。

記

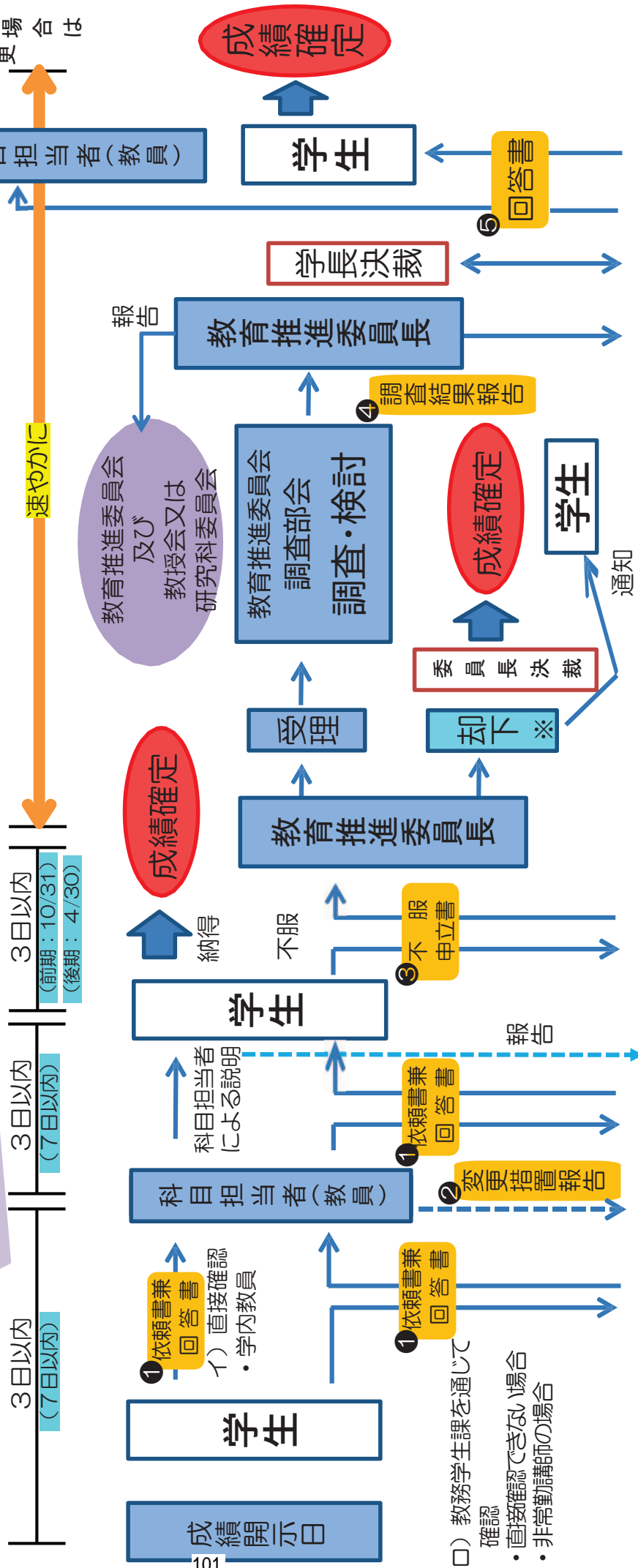
科 目 名	
調 査 結 果	申立ての内容を 容認 ・ 棄却 する

※容認の場合には変更内容も含めて調査結果に記載すること

成績確認・不服申立てに係るフロー図

成績開示の区分		成績確認に係る依頼期間	成績確認に対する対応	不服申立て
卒業生	合否	【成績結果の揭示日】から3日以内(不合格者に限る)	申し出から3日以内	左記の対応日から3日以内
	成績評価	【成績通知書の受領が可能になった日】から3日以内	申し出から3日以内	左記の対応日から3日以内
在學生	合否	【成績結果の揭示日】から3日以内(不合格者に限る)	申し出から3日以内	左記の対応日から3日以内
	成績評価	【成績通知書の受領が可能になった日】から7日以内	申し出から7日以内	前期:10月31日まで 後期:4月30日まで

※1…下記フロー図では【成績結果の揭示日】と【成績通知書の受領が可能になった日】を合わせて「成績開示日」と表示
 ※2…本表並びに下記フロー図の期間の計算では土日祝日並びに年末年始を除く



黒〇の数字は様式番号

必要な場合は
成績変更

○) 教務学生課を通じて確認
 ・直接確認できない場合
 ・非常勤講師の場合

教務学生課

※形式審査【教育推進委員会副委員長・研究科長・関係学科・分野の長、教務学生課長】(期限後申請、明白な理由不備など)

進 級 基 準

- 1 学生の進級の認定は次の基準により教授会で行う。
 - (1) その学年末で修了する必修科目の全科目に合格していること。ただし、看護学科の保健師選択の場合、3年次、4年次開講の公衆衛生看護学の科目、及び助産師選択の場合、3年次、4年次開講の助産学の科目を必修と同等の扱いとする。
 - (2) その学年末で修了する必修科目について未修得科目が1科目だけの場合に限り、仮進級について協議する。ただし、特別の事情により実施時期が年度をまたいだり、次年度に後ろ倒しした必修科目については、その学年末で修了する必修科目から除外して進級の認定を行うこととする。
- 2 仮進級の学生については、未修得科目を担当教員の指示に従って履修する。

附 則

この基準は、平成12年7月11日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行し、平成24年度以降に入学した学生の進級判定に適用し、平成23年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、令和2年7月22日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

公立大学法人山形県立保健医療大学授業料等徴収規程

平成 21 年 4 月 1 日
規程 第 61 号
改正 平成 28 年 11 月 4 日
規程 第 16 号
改正 平成 29 年 3 月 21 日
規程 第 26 号
改正 令和 6 年 3 月 28 日
規程 第 14 号
改正 令和 7 年 1 月 20 日
規程 第 4 号

(趣旨)

第 1 条 山形県立保健医療大学における授業料、入学料、入学考査料の徴収は、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(授業料、入学料及び入学考査料の額)

第 2 条 授業料、入学料及び入学考査料の額は、別表のとおりとする。

2 大学入学共通テストの成績等による選抜（以下「第一段階選抜」という。）を行い、その合格者に限り個別学力検査等による選抜（以下「第二段階選抜」という。）を行う場合の入学考査料は、前項の規定にかかわらず、第一段階選抜にあつては 4,000 円、第二段階選抜にあつては 13,000 円とする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、他の大学等と特別聴講生の授業料を徴収しない旨の協定を締結している場合は、当該協定の対象となる特別聴講生からは、当該協定の対象となる授業科目に係る授業料を徴収しないものとする。

4 本学大学院研究科博士前期課程を修了又は修了見込みで、本学大学院研究科博士後期課程に入学しようとする者からは、入学料を徴収しないものとする。

(授業料の徴収の時期)

第 3 条 学生からの授業料の徴収は、各年度に係る授業料について、前期及び後期の 2 期に区分して行うものとし、それぞれの期において徴収する額は、年額の 2 分の 1 に相当する額とする。

2 前項の授業料の徴収は、前期にあつては 4 月に、後期にあつては 10 月に行うものとする。

3 研究生からの授業料の徴収は、毎月行うものとする。

4 科目等履修生及び特別聴講生からの授業料の徴収は、入学を許可するときに行うものとする。

(学生の入学の時期が徴収の月後である場合等における授業料の額及び徴収の時期)

第 4 条 特別の事情により、入学の時期が徴収の月後である場合に前期又は後期において学生から徴収する授業料の額は、授業料の年額の 12 分の 1 に相当する額に入学した日の属する月から次の徴収の月前までの月数を乗じて得た額とし、その徴収は、入学した日の属する月に行うものとする。

2 前項の規定は、前期又は後期の中途において復学した学生から徴収する授業料について準用する。この場合において「入学した日」とあるのは「復学した日」と読み替えるものとする。

(学生が学年の途中で卒業をする場合等における授業料の額及び徴収の時期)

第5条 特別の事情により、学年の途中で卒業し、又は修了する学生から徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とし、その徴収は、当該在学する期間に属する各期の徴収の月に行うものとする。

(学生が退学する場合における授業料の額)

第6条 後期の徴収の月前に退学する学生から徴収する授業料の額は、授業料の年額の2分の1に相当する額とする。

(入学料及び入学考査料の徴収の時期)

第7条 入学料の徴収は、入学を許可するときに行うものとする。

2 入学考査料の徴収は、入学の志望を受理するときに行うものとする。

(学生から徴収する授業料等の免除及び猶予)

第8条 理事長は、経済的理由によって納付が困難であると認められ、かつ、学業優秀と認めるときその他やむを得ない事情があると認めるときは、学生から徴収する授業料及び入学料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

(授業料等の分割徴収)

第9条 理事長は、第3条の規定にかかわらず、やむを得ない事情があると認めるときは、授業料を分割により徴収することができる。ただし、この場合の徴収の期限は当該年度を超えないものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、授業料等の徴収に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表の備考は、平成29年1月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、平成28年度に本学大学院研究科修士課程を修了見込みで、引き続き平成29年度に本学大学院研究科博士後期課程に入学しようとする者については、第2条第3項中「博士前期課程」とあるのは「修士課程」と読み替えて同条同項の規定を適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年1月20日から施行する。

別表

区分	授業料	入学料		入学考査料
		県内に住所を有する者	県外に住所を有する者	
学部の学生	年額 535,800円	282,000円	564,000円	17,000円

大学院の研究科の 学生	年額 535,800 円	282,000 円	564,000 円	30,000 円
研究生	月額 29,700 円	84,600 円	169,200 円	9,800 円
科目等履修生	1 単位につき 14,800 円	28,200 円	56,400 円	9,800 円
特別聴講生	1 単位につき 14,800 円			

備考 この表において、「県内に住所を有する者」とは本人又は本人の一親等の尊属（大学院の研究科の学生については、本人又はその配偶者若しくは一親等の親族とする。）が本人の入学の日の1年前から引き続き山形県の区域内に住所を有する者をいい、「県外に住所を有する者」とはその他の者をいう。

公立大学法人山形県立保健医療大学授業料免除等規程

平成 21 年 4 月 1 日
規程 第 63 号
改正 平成 29 年 1 月 19 日
規程 第 5 号
改正 平成 29 年 3 月 21 日
規程 第 27 号
改正 令和 2 年 3 月 17 日
規程 第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人山形県立保健医療大学授業料等徴収規程（平成21年規程第61号）第 8 条の規定に基づく授業料及び入学料の免除又は徴収の猶予に関し、必要な事項を定めるものとする。

(授業料の免除事由)

第 2 条 授業料の免除は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができるものとし、その額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 経済的理由により授業料の納付が困難であると認められ、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 授業料の徴収の時期ごとの 6 月以内（新たに在学することとなった者に係る入学した日の属する学期分の授業料の免除の場合は、入学前 1 年以内）において、学生の学費を主として負担している者（以下「学費負担者」という。）の死亡、又は学生若しくは学費負担者が風水害等の災害を受ける等の特別の事由により、授業料の納付が困難であると認められる場合
- (3) 休学又は留学の許可を受けた場合
- (4) 死亡又は行方不明により除籍された場合
- (5) その他特別の事由により授業料の納付が困難であると認められる場合

(授業料減免額)

第 3 条 前条第 1 号及び第 2 号に該当する場合の減免額は次の各号に定める額とする。

- (1) 公立大学法人山形県立保健医療大学修学支援に関する規程（以下「修学支援規程」という。）第 6 条第 1 項から第 3 項の規定により、授業料等減免の対象者の認定に関する申請を行い、第 7 条の規定による授業料等減免の対象者の認定を受け、授業料の減免額が授業料の徴収の時期ごとに徴収すべき授業料の 3 分の 2 である場合 授業料の徴収の時期ごとに徴収すべき授業料の 3 分の 1
- (2) 修学支援規程第 6 条第 1 項から第 3 項の規定により、授業料等減免の対象者の認定に関する申請を行い、第 7 条の規定による授業料等減免の対象者の認定を受け、授業料の減免額が授業料の徴収の時期ごとに徴収すべき授業料の 3 分の 1 である場合 授業料の徴収の時期ごとに徴収すべき授業料の 3 分の 2 又は 6 分の 1
- (3) 修学支援規程第 2 条第 1 号から第 3 号の規定に該当しない者 授業料の徴収の時期ごとに徴収すべき授業料の全額又は半額

2 前条第 3 号に該当する場合 授業料の年額の 12 分の 1 に相当する額に休学又は留学した日

の属する月の翌月（休学又は留学した日が月の初日に当たる場合はその月）から復学した日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額

3 前条第4号に該当する場合 未納の授業料の全額

4 前条第5号に該当する場合 理事長が認める額

(授業料の徴収の猶予)

第4条 授業料の徴収の猶予は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができるものとする。

(1) 経済的理由によって授業料の徴収の期限（以下「徴収期限」という。）までに授業料の納付が困難であると認められる場合

(2) 行方不明の場合

(3) 学生若しくは学費負担者が風水害等の災害を受け、徴収期限までに授業料の納付が困難であると認められる場合

2 授業料の徴収の猶予の期間は、当該年度を超えないものとする。

3 授業料の免除又は徴収の猶予（以下「授業料免除等」という。）を申請した者に係る授業料は、授業料免除等の適否が決定されるまでの間は、その徴収を猶予する。

(入学料の免除事由及び減免額)

第5条 入学料の免除は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができるものとし、その額は、当該各号に定める額とする。

(1) 修学支援規程第6条第1項から第3項の規定により、授業料等減免の対象者の認定に関する申請を行い、第7条の規定による授業料等減免の対象者の認定を受け、入学料の減免額が3分の2となった者で、入学前1年以内において、学費負担者の死亡、又は学生若しくは学費負担者が甚大な風水害等の災害を受ける等の特別の事由により、入学料の納付が困難であると認められる場合、その他理事長が特に認める場合 3分の1

(2) 修学支援規程第6条第1項から第3項の規定により、授業料等減免の対象者の認定に関する申請を行い、第7条の規定による授業料等減免の対象者の認定を受け、入学料の減免額が3分の1となった者で、入学前1年以内において、学費負担者の死亡、又は学生若しくは学費負担者が風水害等の災害を受ける等の特別の事由により、入学料の納付が困難であると認められる場合、その他理事長が特に認める場合 3分の2又は6分の1

(3) 修学支援規程第2条第1号から第3号の規定に該当せず、かつ入学前1年以内において、学費負担者の死亡、又は学生若しくは学費負担者が甚大な風水害等の災害を受ける等の特別の事由により、入学料の納付が困難であると認められる場合、その他理事長が特に認める場合 全額又は半額

(入学料の徴収の猶予)

第6条 入学料の免除を申請した者に係る入学料は、入学料の免除の適否が決定されるまでの間は、その徴収を猶予する。

(授業料免除等の申請等)

第7条 授業料免除等を受けようとする者は、第2条第3号及び第4号に該当する場合を除き、授業料の徴収の時期ごとに、授業料免除等申請書（様式第1号）に、入学料の免除を受けようとする者は、入学料免除申請書（様式第2号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、理事長に申請しなければならない。ただし、理事長が特に必要がないと認めるときは、添付書類を省略することができる。

(1) 経済状況等調書

(2) 学生と生計を一にする世帯（学生本人を含む。）の所得、納税及び資産に関する市区町村長の証明書

(3) その他授業料免除等又は入学料の免除（以下「授業料等免除等」という。）の事由を証明する書類

2 授業料免除等の申請期限は、前期分の申請にあつては4月30日、後期分の申請にあつては10月31日とする。ただし、修学支援規程第6条及び第8条の規定による申請を行った場合の申請期限は別に定める。

3 前項の申請期限の日が山形県立保健医療大学学則（平成21年学則第1号）第8条に規定する休業日に当たるときは、これらの日の前日をもって期限とみなす。

4 入学料の免除の申請期限は、入学手続の期限とする。ただし、修学支援規程第6条の規定による申請を行った場合の申請期限は別に定める。

（決定及び通知）

第8条 理事長は、第7条第1項の規定による申請があつたときは、申請に係る書類等の審査を行い、授業料等免除等の適否を決定し、授業料免除等決定通知書（様式第3号）又は入学料免除決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（事由消滅届）

第9条 授業料免除等を受けている者は、授業料免除等に係る事由が消滅したときは、授業料免除等事由消滅届（様式第5号）により、速やかに理事長に届け出なければならない。

（決定の取消し）

第10条 理事長は、授業料等免除等を受けている者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、授業料等免除等の決定を取り消すことができる。

(1) 第9条の規定による届出があつたとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な行為により授業料等免除等を受けたとき。

(3) 懲戒処分を受けたとき。

(4) 前号に掲げる場合のほか、本学の学則、規則、規程及びこれらに基づく命令に違反したとき。

2 前項第2号に該当した場合、又は第3号に規定する懲戒処分のうち、退学又は停学（無期又は3月のものに限る。）となり授業料等免除の決定を取り消された場合は、当該処分日の属する学年の初日に遡って、既に減免を行った授業料等を徴収するものとする。

3 第1項第3号に規定する懲戒処分のうち、停学（3月未満のものに限る。）又は訓告となつた場合は、既に減免を行った授業料のうち、次の各号に示す期間の減免に相当する額の授業料を徴収するものとする。

(1) 1月以上の停学処分についてはその停止期間

(2) 1月未満の停学処分については、当該処分の効力が発生した日から1月間

(3) 訓告の場合は、当該処分の効力が発生した期間の属する月の1月間

第11条 この規程に定めるもののほか、授業料及び入学料の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

年 月 日

公立大学法人山形県立保健医療大学理事長 殿

申請者 学部・学科・分野名

学年 年

住所

氏名

保証人 住所

氏名

(申請者との続柄)

授業料免除等申請書

年度（前期・後期）授業料について、公立大学法人山形県立保健医療大学授業料免除等規程第7条第1項の規定により、下記のとおり授業料免除等を申請します。

記

- 1 申請内容 ((1)、(2)のうち該当するものを○で囲み、必要事項を記入すること)
 - (1) 免除
 - (2) 徴収猶予 年 月 日まで

- 2 申請理由

年 月 日

公立大学法人山形県立保健医療大学理事長 殿

申請者 学部・学科・分野名

受験番号

住所

氏名

保証人 住所

氏名

(申請者との続柄)

入学料免除申請書

公立大学法人山形県立保健医療大学授業料免除等規程第7条第1項の規定により、下記のとおり入学料の免除を申請します。

記

1 免除を受けようとする入学の時期 年 月入学

2 申請理由

番 号
年 月 日

様

公立大学法人山形県立保健医療大学理事長

授業料免除等決定通知書

先に申請のあった 年度（前期・後期）授業料免除等について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定事項 全額免除・半額免除・徴収猶予・不許可
- 2 免除する金額 円
- 3 納入すべき金額 円
- 4 納入期限（半額免除、徴収猶予及び不許可の場合のみ） 年 月 日

様

公立大学法人山形県立保健医療大学理事長

入学料免除決定通知書

先に申請のあった 年 月入学にかかる入学料免除について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定事項 全額免除・半額免除・不許可
- 2 免除する金額 円
- 3 納入すべき金額 円
- 4 納入期限（半額免除及び不許可の場合のみ） 年 月 日

年 月 日

公立大学法人山形県立保健医療大学理事長 殿

申請者 学部・学科・分野名

学年 年

住所

氏名

保証人 住所

氏名

(申請者との続柄)

授業料免除等事由消滅届

先に免除等が決定された 年度（前期・後期）授業料について、下記のとおり免除等の事由が消滅したので、届け出ます。

記

- 1 免除等の決定通知 年 月 日付け番号
- 2 免除等の決定内容 全額免除・半額免除・徴収猶予（ 年 月 日まで）
- 3 免除等事由消滅の理由

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大学等における修学支援のための法律（令和元年法律第 8 号。以下「修学支援法」という。）に基づく授業料及び入学料（以下「授業料等」という。）の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

(授業料減免対象者)

第 2 条 授業料減免対象者として認定する者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものとして独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）から独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年法律第 94 号）第 17 条の 2 第 1 項に規定する学資支給金（以下「給付奨学金」という。）の支給対象者として認定を受けた場合
- (2) 大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第 6 号。以下「施行規則」という。）第 10 条第 2 項第 3 号に規定する生計維持者（以下「生計維持者」という。）の死亡、事故又は病気による半年以上の就労困難、失職、震災、火災、風水害等の災害等の予期できない事由（以下「急変事由」という。）により家計が急変し、授業料の納付が困難であるものとして機構から給付奨学金の支給対象者として認定を受けた場合
- (3) 特別な事情により、機構の給付奨学金の申し込みを行わない者で、給付奨学金の認定要件を満たす場合（急変事由により、家計が急変し、授業料の納付が困難であるものを含む。）

(授業料減免額)

第 3 条 減免額は次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第 49 号。以下「施行令」という。）第 2 条第 2 項に規定する授業料等減免対象者に係る減免額算定基準額（以下「減免額算定基準額」という。）が 100 円未満の場合 授業料の徴収の時期ごとに徴収すべき授業料の全額
- (2) 減免額算定基準額が 100 円以上 25,600 円未満の場合 授業料の徴収の時期ごとに徴収すべき授業料の 3 分の 2 の額
- (3) 減免額算定基準額が 25,600 円以上 51,300 円未満の場合 授業料の徴収の時期ごとに徴収すべき授業料の 3 分の 1 の額

(入学料の減免)

第 4 条 入学料の減免は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができるものとする。

- (1) 過去に修学支援法に基づく入学料の減免を受けたことがなく、かつ特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものとして機構から給付奨学金の支給対象者として認定を受けた場合
- (2) 過去に修学支援法に基づく入学料の減免を受けたことがなく、かつ急変事由により家計が急変し、入学料の納付が困難であるものとして機構から給付奨学金の支給対象者として認定を受けた場合
- (3) 過去に修学支援法に基づく入学料の減免を受けたことがなく、かつ特別な事情により、機構の給付奨学金の申し込みを行わない者で、給付奨学金の認定要件を満たす場合（急変事由

により、家計が急変し、入学料の納付が困難である者を含む。)

(入学料減免額)

第5条 減免額は次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 減免額算定基準額が100円未満の場合 282,000円
- (2) 減免額算定基準額が100円以上25,600円未満の場合 188,000円
- (3) 減免額算定基準額が25,600円以上51,300円未満の場合 94,000円

(認定等の申請等)

第6条 第2条第1号及び第4条第1号の規定により、授業料等の減免を受けようとする者は、授業料等減免の対象者の認定に関する申請書(様式第1号。以下「認定申請書」という。)を、前期分の申請にあつては4月30日、後期分の申請にあつては10月31日までに、理事長に提出しなければならない。

2 第2条第2号及び第4条第2号の規定により、授業料等の減免を受けようとする者は、急変事由の発生した日から3月以内(新入生については、入学月から2月以内)に、認定申請書に、別表第1及び別表第2で定める書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

3 第2条第3号及び第4条第3号の規定により、授業料等の減免を受けようとする者は、前期分の申請にあつては4月30日、後期分の申請にあつては10月31日までに、認定申請書に、別表第1で定める書類を添えて、理事長に提出しなければならない。ただし、急変事由により、家計が急変し、授業料等の納付が困難である場合は、急変事由の発生した日から3月以内(新入生については、入学月から2月以内)に認定申請書に、別表第1及び別表第2で定める書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

4 第1項及び第3項の申請期限の日が山形県立保健医療大学学則(平成21年学則第1号)第8条に規定する休業日に当たるときは、これらの日の前日をもって期限とみなす。

(決定及び通知)

第7条 理事長は、前条第1項から第3項の規定による申請があつたときは、当該認定申請書を提出した学生等に係る選考を行い授業料等減免対象者としての認定の適否を決定し、授業料等減免認定結果通知書(様式第2-1号、第2-2号又は第2-3号)により、その結果を申請者に通知するものとする。

(授業料減免の継続願)

第8条 第2条第1号の規定により、既に授業料の減免を受けている者が、継続して授業料減免を受けようとする場合は、授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書(様式第3号。以下「継続願」という。)を、前期分の申請にあつては4月30日、後期分の申請にあつては10月31日までに、理事長に提出しなければならない。

2 第2条第2号の規定により、授業料減免を受けている者は、急変事由が発生した月の翌月から起算して3月ごと(事由が発生した月の翌月から起算して15月を経過した後は、1年ごと)に継続願を理事長に提出しなければならない。

3 第2条第3号の規定により、既に授業料の減免を受けている者が、継続して授業料減免を受けようとする場合は、前期分の申請にあつては4月30日、後期分の申請にあつては10月31日までに、認定申請書に別表第1で定める書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

ただし、急変事由により、授業料減免を受けている者は、急変事由が発生した月の翌月から起算して3月ごと(事由が発生した月の翌月から起算して15月を経過した後は、1年ごと)に、継続願に、別表第1及び別表第2で定める書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

4 第1項及び第3項の申請期限の日が山形県立保健医療大学学則(平成21年学則第1号)第8条に規定する休業日に当たるときは、これらの日の前日をもって期限とみなす。

(授業料等減免対象者の適格認定における学業成績の判定)

第9条 理事長は、継続願の提出の有無に関わらず、学年ごとに、授業料減免を受けている者の学業成績が別表第3に定める基準に該当するかどうかの判定（以下「適格認定における学業成績判定」という。）を行うものとする。

2 前期の授業料について、前条第1項から第3項の規定による申請があったときで、前項の判定の結果、別表第3の廃止又は警告の区分に該当しないときは、授業料等減免の適格認定における学業成績の判定結果通知（様式第4-1号）により前項の判定結果を申請者に通知するものとする。

3 第1項の判定の結果、別表第3の廃止の区分に該当するときは、授業料等認定対象者としての認定を取り消し、授業料等減免の認定取消通知書（様式第5号。以下「認定取消通知書」という。）により第1項の判定結果を申請者に通知するものとする。

4 第1項の判定の結果、別表3の警告の区分に該当するときは、授業料等減免の適格認定における学業成績の判定結果通知（様式第4-2号）により判定結果を申請者に通知するものとする。

5 前期の授業料について、前条第1項から第3項の規定による継続願の提出がない場合は、認定取消通知書又は授業料等減免対象者としての認定の効力の停止に関する通知（様式第6号。以下「効力停止通知」という。）により判定結果を該当者に通知するものとする。

（授業料等減免対象者の適格認定における収入額・資産額等の判定）

第10条 理事長は、授業料減免を受けている者（急変事由により授業料減免を受けている者を除く。）に対し、継続願の提出の有無に関わらず、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額及び資産の合計額が施行規則第10条第2項第3号イ及びロに定める額に該当するかどうかの判定並びに当該減免額算定基準額に応じた授業料減免の額の判定（以下「適格認定における収入額・資産額等の判定」という。）を行うものとする。

2 後期の授業料について、第8条第1項及び第3項の規定による申請があったときは、授業料等減免の適格認定における収入額・資産額の判定結果通知（様式第7-1号）又は効力停止通知により、前項の判定結果を申請者に通知するものとする。

3 急変事由により授業料減免を受けている者が行った第8条第2項及び第3項の規定による申請に係る適格認定における収入額・資産額の判定については、支援決定から3月ごとに行い、支援決定から15月を経過した後は1年ごとに判定を行うものとし、授業料等減免の適格認定における収入額・資産額の判定結果通知（様式第7-2号）又は効力停止通知により、その判定結果を申請者に通知するものとする。

4 後期の授業料について、第8条第1項から第3項の規定による継続願の提出がない場合は、効力停止通知により、授業料等認定減免対象者としての認定効力が停止される旨を該当者に通知するものとする。

（休学による認定の効力の停止）

第11条 授業料等減免を受けている者が、山形県立保健医療大学学則（平成21年4月1日学則第1号）（以下「大学学則」という。）第31条第1項及び第2項の規定による休学をした場合、当該休学の期間中は授業料等減免対象者としての認定の効力を停止し、当該期間については施行令第3条第1項に定める授業料減免の期間（以下「支援期間」という。）に通算しない。

2 前項の授業料等減免の支援期間等については、効力停止通知により当該休学者に通知するものとする。

（懲戒処分による認定の取消し又は効力の停止）

第12条 授業料等の減免を受けている者が、大学学則第38条の規定により、退学又は停学（無期又は3月の期間のものに限る。）の懲戒処分を受けたときは、授業料等減免対象者としての認定を取り消し、認定取消通知書によりその旨を該当者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により授業料等減免対象者としての認定を取り消した場合には、当該処分日の属する学年の初日に遡って認定の効力が失われるものとする。
- 3 授業料等の減免を受けている者が、大学学則第 38 条の規定により、停学（3 月未満の期間のものに限る。）又は訓告の懲戒処分を受けたときは、授業料等減免対象者としての認定の効力を停止し、効力停止通知によりその旨を該当者に通知するものとする。
- 4 停学により授業料等減免対象者としての認定の効力を停止する期間は、1 月以上の停学処分については、当該停学の期間、1 月未満の停学処分については、当該処分の効力が発生した日から 1 月間とする。なお、当該支援停止期間については授業料等減免の支援期間に通算するものとする。
- 5 訓告により認定の効力を停止する場合には、当該処分の効力が発生した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合は、その日の属する月）の支援を停止する。なお、当該支援停止期間については授業料等減免の支援期間に通算するものとする。
- 6 第 1 項の規定により認定の取消しを行った場合は、速やかに第 9 条の規定による当該年度の適格認定における学業成績判定を行うものとする。

（自主退学等）

第 13 条 授業料等の減免を受けている者が、除籍又は自主退学（大学学則第 38 条の規定による懲戒処分としての退学を除く。）により修業年限を満了する前に学籍を喪失した場合は、認定の取消しによらず、当然にその効力を失うものとする。

- 2 前項の規定により年度の途中で学籍の異動が生じた場合は、速やかに第 9 条の規定により当該年度の適格認定における学業成績判定を行うものとする。

（在留資格等の変更）

第 14 条 授業料等の減免を受けている者が、その減免期間中に国籍や在留資格等の変更があった場合は、速やかに、授業料等減免の対象者の国籍・在留資格等の変更届（様式第 8 号）を理事長に提出しなければならない。

- 2 授業料等の減免を受けている者が、その減免期間中に在留期間が満了した場合は、在留期間の更新がない限り、認定の効力を停止し、効力停止通知書により該当者に通知するものとする。

（生計維持者の変更）

第 15 条 授業料等の減免を受けている者が、その減免期間中に生計維持者の変更があった場合は、速やかに、授業料等減免の生計維持者の変更届（様式第 9 号）を理事長に提出しなければならない。

（辞退及び再開）

第 16 条 授業料等減免を受けている者が、減免の継続を希望しない場合は、授業料等減免の支援停止申請書（様式第 10 号）を理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定による申請があったときは、その適否を決定し、効力停止通知により、その旨を申請者に通知するものとする。
- 3 第 1 項の規定により授業料減免の停止を申請した者が、その後、授業料減免の再開を希望する場合は、授業料等減免の停止の解除（支援の再開）申請書（様式第 11 号）を理事長に提出しなければならない。
- 4 理事長は、前項の規定による申請があったときは、授業料減免停止の解除の適否を決定し、授業料等減免の停止の解除（支援の再開）通知書（様式第 12 号）により申請者に通知するものとする。
- 5 第 2 項の規定により認定の効力の停止を行った場合は、速やかに、第 9 条の規定による当該年度の適格認定における学業成績判定を行うものとする。

（不正への対応）

第17条 不正に授業料等減免を受けたことが判明した場合は、授業料等減免を取り消し、その旨を認定取消通知書により該当者に通知する。

2 前項の規定により認定を取り消された者は、不正が行われた日の属する学年の初日から認定取消までの間に減免された授業料等を返納しなければならない。

(関係法令の適用)

第18条 この要領に定めがない事項については、修学支援法、独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第49号）及びこれらの関係法令の規定を適用する。

第19条 この規程に定めるもののほか、授業料等の減免に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 認定申請書及び継続願に添付する書類

確認要件	添付書類
1 国籍、在留資格等に関する事 （外国籍の者が申請する場合に限る。）	次の各号のいずれかの書類（在留資格及び在留期限が明記されているものに限る。） （1）在留カードの写し （2）特別永住者証明書の写し （3）住民票の原本 （4）その他、理事長が認める書類 2 申請時点で在留期限が切れている場合は、前項の書類のほか在留期限延長申請中である旨を証明する書類の写し
2 家計の経済状況（収入、資産）に関する事	次の各号に掲げる書類 （1）本人及び生計維持者の住民票の写し （2）居住地の市区町村発行の課税（所得）証明書で、課税標準額、調整控除額、税額調整額、扶養親族数、控除後に係る本人該当区分、合計所得金額、総所得金額等の記載のあるもの（本人及び生計維持者のもの） （3）生活保護決定（変更）通知書等の写し（該当者に限る。保護受給期間に申請を行う年の1月1日（申請を行う月が1月から5月である場合は、申請を行う年の前年）を含むことがわかるもの） （4）その他、理事長が必要と認める書類
3 大学等に進学するまでの期間等に関する事	理事長が必要と認める書類
4 学業成績、学修意欲に関する事	理事長が必要と認める書類

別表第2 認定申請書及び継続願（急変事由に該当する場合）に添付する書類

急変事由	添付書類
1 生計維持者の一方（または両方）が死亡	戸籍謄本（抄本）または住民票（死亡日の記載があるもの）
2 生計維持者の一方（または両方）が事故又は病気により、半年以上、就労が困難	医師による診断書及び雇用主による病気休職による証明
3 生計維持者の一方（又は両方）が失職（ただし、非自発的失業の場合に限る。）	雇用保険被保険者離職票又は雇用保険受給資格者証
4 生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次の各号のいずれかに該当する場合 （1）上記1～3のいずれかに該当 （2）被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	罹災証明書

別表第3 適格認定の学業成績等の判定

区分	学業成績等の基準
廃止	<p>次の1から4のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められない場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 修業年限で卒業できないことが確定した場合 2 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下である場合 3 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められる場合 4 次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当する場合
警告	<p>次の1から3のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められない場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下である場合(ただし廃止の区分に該当する場合を除く。) 2 GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属する場合 ただし、次の(1)および(2)に該当する場合を除く。 (1) 学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準にある場合 (2) 社会的養護を必要とする者で、学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合 3 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められる場合(ただし、ただし廃止の区分に該当する場合を除く。)

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

年 月 日

公立大学法人山形県立保健医療大学理事長 殿

私は、貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、山形県立保健医療大学が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が山形県立保健医療大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※ 以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（*を附した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ		入学年月	年 月 入学
	氏名			
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)		
	現住所	〒 都道府県 市区町村		
	所属学部・学科		学籍番号	
	学年	昼間・夜間・通信の別	<input type="checkbox"/> 昼（昼夜開講を含む） <input type="checkbox"/> 夜 <input type="checkbox"/> 通信	
	過去に本制度の支援を受けた学校名、期間(*)	(学校名)	(期間/月数)	年 月～ 年 月 / 月
	過去に本制度の入学金減免を受けたことがありますか。		ある ・ ない	
	機構の給付奨学金に関する情報 (いずれかの□に✓印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。) ※予約採用の採用候補者は、機構からの通知の写しを添付すること			
	<input type="checkbox"/> 予約採用の申込を行った者 【給付奨学金の申込の受付番号（採用候補者となっていれば登録番号、給付奨学生となっていれば奨学生番号）】			
<input type="checkbox"/> 在学（在学予約）採用の申込を行った者 【給付奨学金の申込の受付番号（給付奨学生となっていれば奨学生番号）】				

申請書の作成にあたっての注意事項

- イ 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付奨学金により行うこととしております。このため、あらかじめ機構に給付奨学金の申込みを行ってください。給付奨学金の申込みがない場合、授業料等減免の申請書類審査等に一定の時間を要します。
給付奨学金の申込みを行わず（行う予定がなく）、「機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、別紙1の提出が必要です。更に、本学に編入学又は転学した学生であって、編入学又は転学する前に在学していた学校（大学、短大、高専、専門学校）が2つ以上ある場合は、あわせて別紙2の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて別紙3の提出が必要です。（給付奨学金をあわせて申し込む（既に申し込んでいる）場合は、別紙1～3の提出は不要です。）
なお、給付奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった（給付奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。
- ロ 給付奨学金に未申請のため、「機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入することができない場合は、直近の給付奨学金の申請期間内に申請を行い、速やかにその旨を本学に申し出てください。
- ハ 「機構の給付奨学金に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の受付番号を記入するとともに、採用候補者決定通知の写しを必ず添付してください。
- ニ 過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。
- ホ 入学年月について、編入学又は転学により入学した場合は、その年月を記入してください。
- ヘ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。

申請者(本人)について

申請者(本人)	国籍等	日本国 ・ 日本国以外					
	在留資格	(国籍が「日本国以外」の人のみ回答) 永住者・法定特別永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者					
		期限 在留	(在留資格が「法定特別永住者」、「永住者」以外の人のみ回答) (西暦) 年 月				
		永住する日本に する意思	(在留資格が「定住者」の人のみ回答) あり ・ なし				
<p>在学・履歴情報 (通っていた進学前の高等学校等のうち最初に卒業した学校について) ※高卒認定試験合格者等の場合は、試験名と合格年月を記入して下さい。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">学校名 (出身学校名)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>卒業年月</td> <td>年 月</td> </tr> </table> <p>あなたは、本学の1年次に入学しましたか。(編入学又は転学により本学の2年次以上に入学した場合は「いいえ」を選んでください。)</p> <p style="text-align: center;">はい ・ いいえ</p> <p>(上記「いいえ」と答えた人のみ回答)</p> <p>本学に編入学又は転学する前に在学していた学校へ入学した年月 (西暦) 年 月</p> <p>本学に編入学又は転学する前に在学していた学校に在籍していた最終年月 (西暦) 年 月</p> <p>本学に編入学又は転学する前に在学していた学校(大学、短大、高専、専門学校)が2つ以上ありますか。</p> <p style="text-align: center;">はい ・ いいえ</p> <p>(※)「はい」と答えた人は、別紙2をあわせて提出してください。</p>				学校名 (出身学校名)		卒業年月	年 月
学校名 (出身学校名)							
卒業年月	年 月						

※ 給付奨学金を申し込まず、授業料等減免のみ申請する場合に提出

施設等 在籍 状況	あなたは社会的養護を必要とする、あるいは高等学校等在籍時に必要としていた人ですか。 はい ・ いいえ	
	(上記「はい」と答えた人のみ回答)	
	児童養護施設に入所 ・ 児童自立支援施設に入所 ・ 児童心理治療施設に入所 ・ 自立援助ホームに入所 ・ 里親に養育 ・ ファミリーホームで養育	
日本学生支援機構奨学金の利用の有無について ※現在、利用している場合は奨学生番号を記入してください。		
	奨学生番号	

生計維持者について

同一世帯に父母ともいる場合、収入の有無に関わらず、必ず父母とも「生計維持者」の欄に記入してください。

(生計維持者とは、申請者の家計を支えている者であり、原則父母としています。父母がいない場合は、代わって生計を維持している者となります。(最大2名))

生計 維持者 1	フリガナ		申請者との 続柄	
	氏名			
	現住所	(□ 申請者と同じ場合は左に✓を入れてください。 〒 -)		
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)		
	年1月1日時点で生活保護法の生活扶助を受給している。	はい ・ いいえ		
	年1月1日時点で日本国内に住民票の登録がある。	はい ・ いいえ		

※ 給付奨学金を申し込まず、授業料等減免のみ申請する場合に提出

生計維持者 2	フリガナ		申請者との続柄	
	氏名			
	現住所	(□ 申請者と同じ場合は左に✓を入れてください。) 〒 _____		
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)		
	年1月1日時点で生活保護法の生活扶助を受給している。	はい	・	いいえ
	年1月1日時点で日本国内に住民票の登録がある。	はい	・	いいえ

資産の申告

申請者（あなた）と生計維持者（原則父母）の資産の合計は 2,000 万円未満（生計維持者が 1 人の場合は 1,250 万円未満）ですか。	はい	・	いいえ
---	----	---	-----

※ 「いいえ」を選んだ場合は、基準を満たしていないため、授業料等減免を受けられません。

申請者（あなた）と生計維持者（原則父母）の資産額 (1万円未満は切り捨てて記入)	申請者 (あなた)	生計維持者 1	生計維持者 2
	万円	万円	万円

※ 申請者（あなた）と生計維持者（原則父母）に関する市町村発行の最新の「住民票の写し」及び「課税証明書」（原本）を添付してください。課税証明書には、次の項目が記載されていることが必要です。

- ①課税標準額 ②調整控除額 ③税額調整額 ④扶養親族の数 ⑤合計所得金額
⑥総所得金額等 ⑦控除後に係る本人該当区分

※ 申請者や生計維持者のいずれかが生活保護法の生活扶助を受給している場合には、1月1日時点の生活保護受給証明書を添付してください。

※ 社会的養護を必要とする、あるいはしていた方の場合、生計維持者の欄は記入不要です。児童養護施設等の在籍又は退所証明書を添付してください。

※ 外国籍の方は、在留資格及び在留期限がわかる証明書を添付してください。

※ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。

※ 給付奨学金を申し込まず、授業料等減免のみ申請する場合に提出

(別紙2)

編入学・転学の履歴

本学に編入学又は転学する前に在学していた学校（大学、短大、高専、専門学校）が2つ以上ある場合は、本紙を提出してください。

- 編入学・転学とは、ある学校から別の学校の2年次以上に入学する場合をいいます。
- ※ 例えば、ある大学の1年次を修了した後、別の大学の2年次に入学する場合はこれに該当します。（ただし、ある大学の1年次を修了した後、1年以上を経過して、別の大学の2年次に入学した場合は、含まれません。）
- ※ 別の学校の1年次に再入学するものは含みません。

※ 「学校」は、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校を指します。

	入学年月	在籍していた最終年月
はじめて入学した学校（学校名）	(西暦) 年 月	(西暦) 年 月
2つ目の学校（学校名）	(西暦) 年 月	(西暦) 年 月
3つ目の学校（学校名）	(西暦) 年 月	(西暦) 年 月
4つ目の学校（学校名）	(西暦) 年 月	(西暦) 年 月
5つ目の学校（学校名）	(西暦) 年 月	(西暦) 年 月

※ 給付奨学金を申し込まず、授業料等減免のみ申請する場合に提出

(別紙3)

家計の急変に係る申告書

生計維持者 1	氏名		続柄		
	家計急変の事由				
	生計維持者の1の状況について、下記のうち該当するものを選択してください。 <input type="checkbox"/> A：死亡 <input type="checkbox"/> B：怪我又は病気のため、半年以上、就労が困難 <input type="checkbox"/> C：失職（失業） ※定年退職や正当な理由のない自己都合退職などを除く。 <input type="checkbox"/> D：震災、火災、風水害等に被災 <input type="checkbox"/> E：A～Dのいずれにも該当しない（事由が発生していない）				
	家計急変の事由が発生した年月 (上記でA～Dを選んだ人は記入してください)		(西暦)	年	月
	上記「家計急変の事由」で、「D：震災、火災、風水害等に被災」を選択した場合、以下を記入してください。				
	災害の内容（該当するものを選んでください） <input type="checkbox"/> 地震、風水害、噴火等の自然災害 <input type="checkbox"/> 火災又は爆発等 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
申込時点での状況 <input type="checkbox"/> 被災により死亡 <input type="checkbox"/> 被災により生死不明（行方不明） <input type="checkbox"/> 被災による就労困難					
(上記で「被災による就労困難」を選んだ人は記入してください) 就労困難の理由 <input type="checkbox"/> 被災による傷病 <input type="checkbox"/> 災害の影響で勤務先（又は経営している会社）が倒産、廃業又は一時的に休業 <input type="checkbox"/> 災害の影響で自営業を廃業又は一時的に休業 <input type="checkbox"/> 災害の影響で通勤困難（道路の崩落、公共交通機関の長期運休等） <input type="checkbox"/> その他（ ）					

※ 「B：怪我又は病気のため、半年以上、就労が困難」に該当する被雇用者の場合、別紙4を
あわせて提出してください。

休職証明書

公立大学法人山形県立保健医療大学理事長 殿

氏 名	
生年月日	年 月 日
住 所	
所属（職名）	
休職理由	
休職期間	休職開始日 年 月 日 休職終了日 年 月 日 ※ 終了日が確定していない場合は、「予定の終了日」または「未定で終了予定日が記載できない」とご記入ください。
休職中の給与	休職中の給与 有給 / 無給 ■有給の場合の給与月額支払額 円 ※ 休職中の給与について、有給又は無給どちらかに○をつけてください。 ※ 有給の場合の給与月額支払額を記載されない場合は、給与規程を添付してください。

上記のとおりであることを証明します。

年 月 日

<証明者>

【住 所】

【勤務先】

【役職・氏名】

印

様

公立大学法人山形県立保健医療大学理事長

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料等減免認定結果通知書

貴殿より申請のあった授業料等の減免について、対象者に認定し、下記のとおり、授業料等の減免を行いますので通知します。

記

1. 減免区分

- 第Ⅰ区分 (満額の支援)
 第Ⅱ区分 (満額の2/3の支援)
 第Ⅲ区分 (満額の1/3の支援)

2. 上記減免区分が適用される期間

年 月 ~ 年 月

3. 減免額

入学金 円
 授業料 円 (年 月分~ 年 月分)

4. 減免後の納付額

入学金 円
 授業料 円 (年 月分~ 年 月分)

5. 納入期限 年 月 日

(参考)

	減免前の金額	減免後の金額	入学金還付額
入学金			
授業料 (年 月 ~ 年 月)			

※本通知は、重要な書類ですので、大切に保管してください。

様

公立大学法人山形県立保健医療大学理事長

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料等減免認定結果通知書

貴殿より申請のあった授業料等の減免について、下記のとおり、認定対象でないと判定したので通知します。

については、 月 日までに所定の授業料等を納付してください。

- 給付奨学金（独立行政法人日本学生支援機構法第 17 条の 2 に規定する「学資支給金」をいう。）の申請を行い、認定対象でないと判定されている。
- 国籍・在留資格に関する基準（大学等における修学支援に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第 8 条第 3 項）を満たしていない。
- 過去に授業料等減免対象者としての認定を受けたことがある。（施行規則第 10 条第 1 項第 1 号）
- 大学等に入学するまでの期間に関する基準（施行規則第 10 条第 1 項第 2 号～第 7 号）を満たしていない。
- 過去に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けたことがある。（施行規則第 10 条第 1 項第 9 号）
- 学業成績・学修意欲に関する基準（施行規則第 10 条第 1 項第 8 号、同条第 2 項第 1 号、同条同項第 2 号、同条第 3 項）を満たしていない。
- 家計に関する基準（施行規則第 10 条第 2 項第 3 号）を満たしていない。
- 必要書類が提出されなかった。

様式第2-3号

番 号
年 月 日

様

公立大学法人山形県立保健医療大学理事長

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料等減免認定結果通知書

貴殿より申請のあった授業料等の減免について、対象者に認定し、下記のとおり、授業料等の減免を行いますので通知します。

記

1. 減免区分

- 第Ⅰ区分 (満額の支援)
 第Ⅱ区分 (満額の2/3の支援)
 第Ⅲ区分 (満額の1/3の支援)

2. 上記減免区分が適用される期間

年 月 ~ 年 月

- ※ 年 月から 年 月までの間、減免区分は3月ごとに判定し、それ以降は1年毎に判定します。年 月以降は、毎年10月から新たな減免区分になります。
 新たな減免区分については、判定の都度、通知します。

3. 減免額

上記期間における1月当たりの授業料減免額 円
 入学金減免額 円

4. 減免後の納付額

入学金 円
 授業料 (年 月分 ~ 年 月分) 円

5. 納入期限 年 月 日

(参考) 入学金の減免額等

減免区分	入学金減免額(還付額)	減免前の入学金の額	減免後の入学金の額
	円	円	円

(参考) 年度の減免額等

年月	減免区分	授業料減免額 (1月当たり)	減免前の授業料の額 (1月当たり)	減免後の授業料の額 (1月当たり)
年4月				
年5月				
年6月				
年7月				
年8月				
年9月				
年10月				
年11月				
年12月				
年1月				
年2月				
年3月				

※ 本通知は、重要な書類ですので、大切に保管してください。

大学等における修学の支援に関する法律による 授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書

年 月 日

公立大学法人山形県立保健医療大学理事長 殿

私は貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の継続を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校において減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、山形県立保健医療大学が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること及び機構が山形県立保健医療大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。

※以下のすべての項目を、申請者本人が記入してください。

申請者	フリガナ			入学年月	年	月	日	入学
	氏名							
	生年月日	(西暦)	年	月	日生	(歳)	
	現住所	〒	—	都道	市区			
		府県	町村					
	所属学部・学科				学籍番号			
	学 年		昼間・夜間・通信の別	<input type="checkbox"/> 昼（昼夜開講を含む） <input type="checkbox"/> 夜 <input type="checkbox"/> 通信				
	日本学生支援機構の給付奨学金に関する情報							
	給付奨学金の奨学生番号							

- ※ 日本学生支援機構の給付奨学金をあわせて受けていただくことが基本です。「日本学生支援機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、別紙を必ず提出してください。
- ※ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。
- ※ 給付奨学金を受給しておらず、「機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、別紙1の提出（年1回）が必要です。家計急変による事由の場合は、別紙1に代えて別紙2の提出が必要です。（給付奨学金をあわせて受給している場合は、別紙1、2の提出は不要です。）

※ 給付奨学金を申し込まず、授業料等減免のみ申請する場合に提出

(別紙1)

申請者(本人)について

申請者(本人)	国籍等	日本国 ・ 日本国以外	
	在留資格	(国籍が「日本国以外」の人のみ回答)	
		永住者・法定特別永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者	
		期限在留	(在留資格が「法定特別永住者」、「永住者」以外の人のみ回答) (西暦) 年 月
永住する意思	日本に	(在留資格が「定住者」の人のみ回答) あり ・ なし	

生計維持者について

同一世帯に父母ともいる場合、収入の有無に関わらず、必ず父母とも「生計維持者」の欄に記入してください。

(生計維持者とは、申請者の家計を支えている者であり、原則父母としています。父母がいない場合は、代わって生計を維持している者となります。(最大2名))

生計維持者1	フリガナ		申請者との続柄	
	氏名			
	現住所	(□ 申請者と同じ場合は左に✓を入れてください。) 〒 -		
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)		
	年1月1日時点で生活保護法の生活扶助を受給している。	はい ・ いいえ		
	年1月1日時点で日本国内に住民票の登録がある。	はい ・ いいえ		

※ 給付奨学金を申し込まず、授業料等減免のみ申請する場合に提出

生計維持者 2	フリガナ		申請者との続柄		
	氏名				
	現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ場合は左に✓を入れてください。 〒 ー			
	生年月日	(西暦)	年	月	日生 (歳)
	年1月1日時点で生活保護法の生活扶助を受給している。	はい		・	いいえ
	年1月1日時点で日本国内に住民票の登録がある。	はい		・	いいえ

資産の申告

申請者（あなた）と生計維持者（原則父母）の資産の合計は 2,000 万円未満（生計維持者が 1 人の場合は 1,250 万円未満）ですか。	はい	・	いいえ
---	----	---	-----

※ 「いいえ」を選んだ場合は、基準を満たしていないため、授業料等減免を受けられません。

申請者（あなた）と生計維持者（原則父母）の資産額 （1万円未満は切り捨てて記入）	申請者（あなた）	生計維持者 1	生計維持者 2
	万円	万円	万円

※ 申請者（あなた）と生計維持者（原則父母）に関する市町村発行の最新の「住民票の写し」及び「課税証明書」（原本）を添付してください。課税証明書には、次の項目が記載されていることが必要です。

- ①課税標準額 ②調整控除額 ③税額調整額 ④扶養親族の数 ⑤合計所得金額
⑥総所得金額等 ⑦控除後に係る本人該当区分

※ 申請者や生計維持者のいずれかが生活保護を受給している場合には、1月1日時点の生活保護受給証明書を添付してください。

※ 社会的養護を必要とする、あるいはしていた方の場合は、生計維持者の欄は記入不要です。児童養護施設等の在籍又は退所証明書を添付してください。

※ 外国籍の方は、在留資格及び在留期限がわかる証明書を添付してください。

※ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。

家計急変の事由が生じた者に関する現況届

※ 家計急変の事由が生じた生計維持者・本人について、記入してください。ただし、家計急変の事由が「死亡」の場合であって他に家計急変の事由が生じた者がいない場合は本紙は提出不要です。

家計急変の事由が生じた生計維持者①	フリガナ	姓	名	本人との続柄	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他()
	氏名			生年月日	年 月 日
	現在の(就労等)状況について			<input type="checkbox"/> 状況に変更があります <input type="checkbox"/> 状況に変更ありません	
	(上記「状況に変更があります」を選択した人のみ回答) 状況変化(改善)について該当するものを選択してください。			<input type="checkbox"/> 就職しました (年 月) <input type="checkbox"/> 復職(職場復帰)しました (年 月) <input type="checkbox"/> その他()	
家計急変の事由が生じた生計維持者②	フリガナ	姓	名	本人との続柄	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他()
	氏名			生年月日	年 月 日
	現在の(就労等)状況について			<input type="checkbox"/> 状況に変更があります <input type="checkbox"/> 状況に変更ありません	
	(上記「状況に変更があります」を選択した人のみ回答) 状況変化(改善)について該当するものを選択してください。			<input type="checkbox"/> 就職しました (年 月) <input type="checkbox"/> 復職(職場復帰)しました (年 月) <input type="checkbox"/> その他()	
本人	現在の(就労等)状況について			<input type="checkbox"/> 状況に変更があります <input type="checkbox"/> 状況に変更ありません	
	(上記「状況に変更があります」を選択した人のみ回答) 状況変化(改善)について該当するものを選択してください。			<input type="checkbox"/> 就職しました (年 月) <input type="checkbox"/> 復職(職場復帰)しました (年 月) <input type="checkbox"/> その他()	

※ 生計維持者に変更(父母の離婚、再婚等)がある場合は、「授業料等減免の生計維持者の変更届(様式第9号)」を提出してください。

※ 家計急変の事由が生じた生計維持者の所得を証明する書類を添付してください。(家計急変の事由が「生計維持者の死亡」の場合は不要)

- ・ 雇用主が発行した給与明細書(前回提出後、3月分)

※ 複数の個所から給与を得ている場合、そのすべての事業所からの給与証明書が必要

- ・ 給与明細書 (年 月分～ 年 月分)
- ・ その他 ()

様

公立大学法人山形県立保健医療大学理事長

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の
適格認定における学業成績の判定結果通知

記

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第12条に基づき、 年度の適格認定における学業成績の判定を行った結果、同施行規則別表第2の上欄に掲げる廃止の区分及び警告の区分のいずれにも該当しないことを確認し、授業料減免を継続することとします。

様

公立大学法人山形県立保健医療大学理事長

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の
適格認定における学業成績の判定結果通知（警告）

記

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第12条に基づき、 年度の適格認定における学業成績の判定を行った結果、下記のとおり判定されましたので、施行規則第15条第3項に基づき通知します。

次回の適格認定における学業成績の判定において、下記の状況が改善されていない場合、認定を取消す（授業料等減免を終了する）こととなりますので、申し添えます。

記

〔判定の結果〕 警告

- 事由
- 修得した単位数等の合計数が標準単位数の6割以下
 - GPA等が学部等における下位4分の1に該当
 - 学修意欲が著しく低い状況

様

公立大学法人山形県立保健医療大学理事長

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の認定取消通知書

年 月 日付け 第 号により通知した授業料等減免対象者としての認定について、大学等における修学の支援に関する法律施行規則第15条第1項及び第16条に基づき下記のとおり取り消しますので通知します。

記

1. 認定取消による減免を行わないこととなる月
年 月

※ 貴殿は下記の事由に該当したため、学年の始期に遡って、認定の効力が失われます。
(下記の i) ~ iv) に該当の場合は、この一文を削除)

2. 認定取消の事由

- 偽りその他の不正の手段により授業料等減免を受けた。
- 適格認定における学業成績の判定の結果、下記に該当した。
 - i) 修業年限で卒業又は修了できないことが確定
 - ii) 修得した単位数等の合計数が標準単位数の5割以下
 - iii) 学修意欲が著しく低い状況
 - iv) 警告の区分に該当する学業成績に連続して該当
 - v) 上記 i) ~ iv) に該当し、かつ学業成績が著しく不良であると認められ、そのことについて災害、傷病その他のやむを得ない事由があると認められない。
- 懲戒としての退学又は停学（期限の定めのないもの又は3月の期間のものに限る。）の処分を受けた。

3. 認定に取消しに係る納付額

入学料 円
授業料 円（ 年 月分～ 年 月分）

4. 納入期限 年 月 日

様

公立大学法人山形県立保健医療大学理事長

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免対象者としての
認定の効力の停止に関する通知

年 月 日付け 第 号により通知した授業料等減免対象者としての認定について、
大学等における修学の支援に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第18条第1項に基づ
き下記のとおり認定の効力を停止しますので通知します。

記

1. 認定の効力の停止により、減免を停止する期間

年 月 ～ 年 月（予定）

2. 事由

- 日本国籍を有しておらず、支援対象となる在留資格を有しなくなった。
- 休学を認められた。（ 年 月～ 年 月（予定））
- 停学（3月未満の期間のものに限る。）または訓告の処分を受けた。
- 適格認定における収入額・資産額の判定の結果、授業料等減免対象者及び
その生計維持者に係る直近の減免額算定基準額又は資産の合計額がそれぞれ
施行規則第10条第2項第3号イ又はロに定める額に該当しなくなった。
- 本学が定める日までに の届出（提出）を行わなかった。
- 本学が定める日までに減免継続願を提出しなかった。
- 認定の効力の停止について本人から申出があった。

3. 停止期間に係る授業料の納付

授業料 円（ 年 月分～ 年 月分）

4 納入期限 年 月 日

様

公立大学法人山形県立保健医療大学理事長

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の
適格認定における収入額・資産額の判定結果通知

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第13条第1項に基づき、適格認定における収入額・資産額等の判定を行った結果、下記のとおり判定されましたので通知します。

記

1. 減免区分

- 第Ⅰ区分 (満額の支援)
 第Ⅱ区分 (満額の2/3の支援)
 第Ⅲ区分 (満額の1/3の支援)

2. 上記減免区分が適用される期間

年 月 ～ 年 月

3. 減免額

授業料 円 (年 月分～ 年 月分)

4. 減免後の納付額

授業料 円 (年 月分～ 年 月分)

5. 納入期限 年 月 日

(参考)

従前 (年 月～ 年 月) の減免区分【第○区分】

	減免前の金額	減免後の金額
授業料 (年 月～ 年 月)		

新たな減免区分 (年 月～ 年 月) の減免区分【第○区分】

	減免前の金額	減免後の金額
授業料 (年 月～ 年 月)		

※ 本通知は、重要な書類ですので、大切に保管してください。

様式第7-2号

番 号
年 月 日

様

公立大学法人山形県立保健医療大学理事長

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の
適格認定における収入額・資産額の判定結果通知

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第13条第2項に基づき、適格認定における収入額・資産額等の判定を行った結果、下記のとおり判定されましたので通知します。

記

1. 減免区分

- 第Ⅰ区分 (満額の支援)
 第Ⅱ区分 (満額の2/3の支援)
 第Ⅲ区分 (満額の1/3の支援)

2. 上記減免区分が適用される期間

年 月 ~ 年 月

- ※ 年 月から 年 月までの間、減免区分は3月ごとに判定し、それ以降は1年毎に判定します。年 月以降は、毎年10月から新たな減免区分になります。
新たな減免区分については、判定の都度、通知します。

3. 減免額

上記期間における1月当たりの授業料減免額 円

4. 減免後の納付額

円

5. 納入期限 年 月 日

(参考) 年度の減免額等

年月	減免区分	授業料減免額 (1月当たり)	減免前の授業料の額 (1月当たり)	減免後の授業料の額 (1月当たり)
年4月				
年5月				
年6月				
年7月				
年8月				
年9月				
年10月				
年11月				
年12月				
年1月				
年2月				
年3月				

※ 本通知は、重要な書類ですので、大切に保管してください。

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料等減免の対象者の国籍・在留資格等の変更届

年 月 日

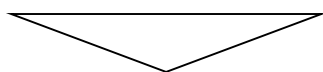
公立大学法人山形県立保健医療大学理事長 殿

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けるにあたり、在留資格等の変更がありましたので届け出ます。

フリガナ		入学年度	年度入学
氏 名			
学籍番号			
所属学部・学科等		学 年	

変更前の国籍・在留資格等

国 籍	<input type="checkbox"/> 日本国 ・ <input type="checkbox"/> 日本国以外
在留資格等	(国籍が「日本国」以外の人のみ記入) <input type="checkbox"/> 永住者 <input type="checkbox"/> 法定特別永住者 <input type="checkbox"/> 日本人の配偶者等 <input type="checkbox"/> 永住者の配偶者 <input type="checkbox"/> 定住者
在 留 期 限	(在留資格等が「永住者」・「法定特別永住者」以外の人のみ記入) 年 月



変更後の国籍・在留資格等

国 籍	<input type="checkbox"/> 日本国 ・ <input type="checkbox"/> 日本国以外
在留資格等	(国籍が「日本国」以外の人のみ記入) <input type="checkbox"/> 永住者 <input type="checkbox"/> 法定特別永住者 <input type="checkbox"/> 日本人の配偶者等 <input type="checkbox"/> 永住者の配偶者 <input type="checkbox"/> 定住者
在 留 期 限	(在留資格等が「永住者」・「法定特別永住者」以外の人のみ記入) 年 月
永住の意思	(在留資格等が「定住者」の人のみ記入) <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない

様式第9号

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料等減免の生計維持者の変更届

年 月 日

公立大学法人山形県立保健医療大学理事長 殿

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けるにあたり、生計維持者が
変わりましたので届け出ます。

フリガナ		入学年度	年度入学
氏 名			
学籍番号			
所属学部・学科		学 年	

生 計 維 持 者 1	変更前の生計維持者 1		
	本人との続柄	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 支援対象者本人 <input type="checkbox"/> その他	
	(フリガナ)		
	氏 名	姓	名
	生年月日	年 月 日	
	▽		
	変更後の生計維持者 1		
	本人との続柄	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 支援対象者本人 <input type="checkbox"/> その他	
	(フリガナ)		
	氏 名	姓	名
生年月日	年 月 日		

生 計 維 持 者 2	変更前の生計維持者 2		
	本人との続柄	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 支援対象者本人 <input type="checkbox"/> その他	
	(フリガナ)		
	氏 名	姓	名
	生年月日	年 月 日	
	▽		
	変更後の生計維持者 2		
	本人との続柄	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 支援対象者本人 <input type="checkbox"/> その他	
	(フリガナ)		
	氏 名	姓	名
生年月日	年 月 日		

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料等減免の支援停止申請書

年 月 日

公立大学法人山形県立保健医療大学理事長 殿

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免による支援について、以下のとおり認定の効力を停止するよう申請します。

なお、支援の再開を希望するときは、別途、当該停止を解除する旨の申請をいたします。

フリガナ		入学年度	年度入学
氏 名			
学籍番号			
所属学部・学科		学 年	

減免を停止する期間 [始期] 年 月

[終期] 年 月

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料減免の停止の解除（支援の再開）申請書

年 月 日

公立大学法人山形県立保健医療大学理事長 殿

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免による支援について、以下のとおり認定の停止を解除し、支援を再開するよう申請します。

フリガナ		入学年度	年度入学
氏 名			
学籍番号			
所属学部・学科		学 年	

減免の停止の始期

年 月

停止の解除（支援の再開）を希望する年月

年 月

番 号
年 月 日

様

公立大学法人山形県立保健医療大学理事長

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料減免の停止の解除（支援の再開）通知書

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免による支援について、以下のとおり認定の停止の解除（支援の再開）を認めます。

フリガナ		入学年度	年度入学
氏 名			
学籍番号			
所属学部・学科		学 年	

支援の再開の始期

年 月

山形県立保健医療大学転入学及び再入学規程

平成21年4月1日

規程第65号

(趣旨)

第1条 この規程は、山形県立保健医療大学学則(以下「学則」という。)第19条第2項の規定に基づき、転入学及び再入学(以下「転入学等」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(基準等)

第2条 転入学等は、入学を志願する学科に欠員があるときに限り、許可することができる。

2 転入学等の入学許可を受けた者(以下「転入学者等」という。)の転入学等の年次は、原則として、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 学則第16条第1項第1号、第2項第1号及び第3項第1号に定める大学(以下「他大学」という。)に在学していた者は、第1年次、第2年次又は第3年次に転入する。

(2) 本学において第1年次以上を修了した者は、第6条第3項における既習得単位の認定結果に基づき、相当する年次に再入学する。

(出願手続)

第3条 転入学等を志願する者(以下「志願者」という。)は、次の各号に定める書類に入学審査料を添えて、学長が指定する期日までに、学長に提出しなければならない。ただし、再入学を志願する者にあつては第3号に規定する書類の提出は要しない。

(1) 転入学・再入学願書

(2) 履歴書

(3) 他大学の学長が発行する転入学志願許可書及び成績証明書

(4) その他学長が必要と認めるもの

(選考)

第4条 志願者に対する選考は、書類審査及び面接により行う。

(入学手続及び入学許可)

第5条 転入学等に係る入学手続、入学許可等については、学則第13条及び第14条の規定を準用する。

(既修得単位の取り扱い)

第6条 転入学を許可された者(以下「転入学者」という。)が他大学において既に修得した単位については、他大学の授業科目と入学後の本学の授業科目との類似性を勘案し、相当と認められる単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の修得したものとみなす単位の認定については、学長が、当該転入学者の学科の長の意見を聴き教授会の議を経て決定する。

3 再入学を許可された者(以下「再入学者」という。)が既に修得した単位の認定については、退学又は除籍後3年未満の再入学の場合は修得した全部の単位を認定し、それ以外の再入学の場合は学長が当該再入学者の学科の長の意見を聴き教授会の議を経て決定する。

(認定科目の評価)

第7条 転入学者について前条第2項で認定した授業科目の成績の評語は、認定と表す。

(修業年限及び在学年限)

第8条 転入学者等の在学すべき年数及び在学年限は、当該転入学者等について認定された単

位の数及び授業科目により、学長が当該転入学者等の学科の長の意見を聴き教授会の議を経て決定する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

山形県立保健医療大学既修得単位認定規程

平成 21 年 4 月 1 日
規 程 第 6 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規定は、山形県立保健医療大学学則第 28 条の規定に基づき、本学に入学（編入学を含む。）した学生の修得単位のみなし及び既学修に対する単位の授与（以下「単位認定」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請資格)

第 2 条 次の各号のいずれかに該当する者は、単位認定の申請をすることができる。

- (1) 大学又は短期大学を卒業した者
- (2) 大学又は短期大学を中途退学した者
- (3) 高等専門学校の特攻科における学修をした者
- (4) 専修学校の専門課程（修業年限が 2 年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時間数が 1,700 時間以上であるものに限る。）を修了した者
- (5) 大学又は短期大学において科目等履修生として履修した者

(単位認定の申請)

第 3 条 単位認定を申請しようとする者は、次に掲げる書類を所定の期日までに、学長に提出しなければならない。

- (1) 単位認定申請書（様式第 1 号）
- (2) 出身学校の成績証明書
- (3) その他単位認定に必要な書類

(認定基準等)

第 4 条 認定を受けようとする授業科目は、本学における授業科目の内容と同等以上と認められるものでなければならない。

- 2 1 年次に入学した者について認定できる授業科目は、総合基礎教育科目及び専門教育科目のうち専門基礎科目の授業科目に限るものとし、認定できる単位数は、当該授業科目の単位数の範囲内とする。
- 3 3 年次に編入学した者について認定できる授業科目は、総合基礎教育科目及び専門教育科目の授業科目とし、認定できる単位数は、当該授業科目の単位数の範囲内とする。
- 4 第 1 項及び前項に定めるもののほか、編入学生の単位認定については、別に定める。

(単位認定の方法)

第 5 条 単位認定は、教育推進委員会が調査審議し、教授会の議を経て、学長が行う。

(申請者への通知)

第 6 条 学長は、既修得単位を認定したときは、既修得単位認定通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知する。

(成績の評価等)

第 7 条 認定した授業科目の成績の評語は、認定とする。ただし、本学の科目等履修生として履修し、単位を授与された授業科目の成績の評語は、当該評語とする。

(修業年限)

第 8 条 単位認定に関連する修業年限の短縮は、行わない。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

単 位 認 定 申 請 書

年 月 日

山形県立保健医療大学長 殿

学籍番号.....
 学 科.....入学年度.....
 氏 名.....

私が本学に入学する前に修得した下記の単位を、本学の卒業要件となる単位として認定して
 くださるようお願いします。

記

1 入学前の教育施設名

- (1) 大 学 大学 学部 学科
- (2) 短期大学 短期大学 学科
- (3) 高等専門学校 学校 学科
- (4) 専修学校 学科

2 卒業又は退学年月

..... 年 月 卒業・退学

3 認定を受けようとする単位修得科目名

申 請 科 目		既 修 得 科 目	
授 業 科 目 名	単 位 数	授 業 科 目 名	単 位 数

(注) 「申請科目」欄には、本学で認定を受けようとする授業科目名を記入し、「既修得科目」
 欄には、他の大学等で修得した授業科目名を記入すること。

単 位 認 定 通 知 書

年 月 日

様

山形県立保健医療大学学長

平成 年 月 日付けで、あなたから申請がありました既修得単位の認定については、下記のとおり、決定します。

記

1 認定した授業科目及び単位数	
申請授業科目名	単位数

2 認定した科目数及び単位数合計	
科目	単位

編入学生の単位認定の取扱細則

(趣旨)

第1条 この細則は、山形県立保健医療大学既修得単位認定規程（以下「既修得単位認定規程」という。）第4条第4項の規定により、編入学生の単位認定に関し必要な事項を定める。

(認定単位数の範囲)

第2条 学科毎の認定単位数は次のとおりとする。

(1) 看護学科 卒業要件単位数139単位の3分の2である93単位を上限として認定できるものとする。

(既修得単位認定の基準)

第3条 認定を受けようとする授業科目の認定は、既修得単位認定規程第4条第1項及び第3項によるが、既修得科目単独では対応する開講科目の単位数に満たないものは認定を行わないこととし、複数の科目を組み合わせることにより同等以上の単位数となる場合は単位認定をすることができるものとする。

ただし、既修得科目単独では対応する開講科目の単位数に満たない場合であっても、時間数もしくは内容が同等かそれ以上の場合には、認定を行うことができるものとする。

(既修得単位認定の適用対象から除外する必修科目)

第4条 次表に掲げる専門教育科目は、本学入学前に既修得単位認定規程第2条に基づく他の大学または短期大学等において既に単位を修得している場合であっても、そのすべてを履修しなければならない。

既修得単位認定の適用対象から除外する科目

(1) 看護学科

区分		授業科目の名称		単位数	
				必修	選択
専門教育科目	専門基礎科目	チーム医療論		1	
		専門科目	公衆衛生看護学		
		公衆衛生看護学概論	1		
		基礎保健学	1		
		保健医療福祉政策論	1		
		保健統計学		2	
		学校保健論		1	
		産業保健論		1	
		公衆衛生看護方法論Ⅰ		1	
		公衆衛生看護方法論Ⅱ		1	
		対象別公衆衛生看護論		1	
		コミュニティ活動展開論		2	
		ケアシステム論		1	
		ヘルスコミュニケーション論		1	
		公衆衛生看護管理論		1	
		地域看護診断実習		1	
		公衆衛生看護活動実習		2	
		助産学	基礎助産	1	
			性と生殖	1	
			性と生殖の看護	1	
		発展看護	看護教育学	2	
			看護管理学	2	
			健康危機管理論	2	
			総合看護学実習Ⅰ	2	
			総合看護学実習Ⅱ	1	
			研究方法論Ⅰ	2	
			研究方法論Ⅱ	2	
		卒業研究	3		

附則

この取扱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この取扱は、平成 25 年 6 月 17 日から施行する。

この取扱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

編入学生の既修得単位認定の取扱細則

(趣旨)

第1条 この細則は、山形県立保健医療大学既修得単位認定規程（以下「既修得単位認定規程」という。）第4条第4項の規定により、編入学生の単位認定に関し必要な事項を定める。

(認定単位数の範囲)

第2条 学科毎の認定単位数は次のとおりとする。

(1) 看護学科 卒業要件単位数141単位の4分の3である106単位を上限として認定できるものとする。

(既修得単位認定の基準)

第3条 認定を受けようとする授業科目の認定は、既修得単位認定規程第4条第1項及び第3項によるが、既修得科目単独では対応する開講科目の単位数に満たないものは認定を行わないこととし、複数の科目を組み合わせることにより同等以上の単位数となる場合は単位認定をすることができるものとする。

ただし、既修得科目単独では対応する開講科目の単位数に満たない場合であっても、時間数もしくは内容が同等かそれ以上の場合には、認定を行うことができるものとする。

(既修得単位認定の適用対象から除外する必修科目)

第4条 次表に掲げる専門教育科目は、本学入学前に既修得単位認定規程第2条に基づく他の大学または短期大学等において既に単位を修得している場合であっても、そのすべてを履修しなければならない。

既修得単位認定の適用対象から除外する科目

(1)看護学科

区分		授業科目の名称	単位数		
			必修	選択	
総合基礎教育科目	基礎演習	アカデミックリテラシー	1		
	学際	地元（やまがた）探求Ⅰ	1		
		地元（やまがた）探求Ⅱ	1		
専門基礎科目		生殖遺伝学	1		
		基礎保健学	1		
		保健統計学	2		
		チーム医療論	1		
専門科目		助産学	助産プロフェッショナリズム	1	
			リプロダクティブヘルスケア	1	
		公衆衛生看護学	公衆衛生看護学概論	1	
			保健医療福祉政策論	2	
		発展看護	看護教育学	1	
			看護管理学	1	
			ライフサイクル看護連携論	1	
			災害看護・健康危機管理論	2	
			総合看護学実習Ⅰ	2	
			総合看護学実習Ⅱ	1	
			研究方法論Ⅰ	1	
			研究方法論Ⅱ	2	
		卒業研究	3		

附則

- この取扱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- この取扱は、平成 25 年 6 月 17 日から施行する。
- この取扱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- この取扱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

山形県立保健医療大学における単位互換実施に関する規程

平成 27 年 11 月 16 日

規 程 第 15 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、山形県立保健医療大学（以下「本学」という。）において、単位互換に関する包括協定書（平成18年2月15日締結）による単位互換を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 受入

(単位互換履修生の身分)

第 2 条 本学が受入れる単位互換履修生の身分は、山形県立保健医療大学学則（以下「学則」という。）第41条に定める特別聴講生とする。

(単位互換科目の範囲と指定)

第 3 条 単位互換科目は、本学で開講される総合基礎教育科目及び専門教育科目とする。単位互換科目として提供する授業科目は、教育推進委員会において指定するものとする。

(受入学生数)

第 4 条 本学において開講する単位互換科目に受入れる単位互換履修生の数は、当該授業科目の担当教員の判断によるものとする。

(履修手続き及び成績評価)

第 5 条 本学において開講する単位互換科目の履修手続き及び成績評価に関しては、本学の諸規程に基づき実施する。

第 3 章 派遣

(単位互換履修生の範囲)

第 6 条 単位互換制度の対象となる学生は、本学に在籍する学生とし、大学院に在籍する学生を除くものとする。

(修得できる単位及び成績評価)

第 7 条 本学から派遣する単位互換履修生が修得できる単位数及び成績評価に関しては、学則第26条の規定を準用する。

第4章 放送大学との単位互換

(派遣)

第8条 本学から放送大学に派遣する単位互換履修生の授業料については、放送大学の定めるところによる。

(受入)

第9条 本学が放送大学から受入れる単位互換履修生は、学部全科履修生に限るものとし、その授業料については、公立大学法人山形県立保健医療大学授業料等徴収規程に定めるところにより徴収する。

第5章 雑則

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年11月16日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

放送大学教育協力型単位互換に関する取扱いについて

山形県立保健医療大学における単位互換実施に関する規程第 10 条の規定により、放送大学教育協力型単位互換に関する取扱いについて、必要な事項を定める。

(教育協力型単位互換を利用する授業科目)

第 1 条 教育協力型単位互換を利用して実施する授業科目は、山形県立保健医療大学学則第 21 条第 3 項に定める授業科目のうち、別表第 1 のとおりとする。

2 前項の授業科目は、原則としてオンライン授業とする。

(単位互換科目)

第 2 条 前条第 1 項の授業科目において単位認定できる放送大学の授業科目は、当該授業科目のシラバスに明記するものとする。

(成績評価の読み替え)

第 3 条 授業科目における成績評価は、別表第 2 により山形県立保健医療大学履修規程第 12 条に定める成績評価に読み替える。

(授業料)

第 4 条 前条の授業科目に係る放送大学の授業料は、本学が負担し、履修する学生からの徴収は行わない。

(教育協力型単位互換の運用)

第 5 条 教育協力型単位互換の運用は、放送大学との「教育協力に関する業務実施契約」及び「山形県立保健医療大学における放送大学教育協力型単位互換実施要領」に従って行うものとする。

附 則

この取扱いは、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この取扱いは、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

別表第 1 (第 1 条関係)

1 看護学科

(1) 総合基礎教育科目

区分	授業科目	単位数	必修・ 選択の別
基礎演習	問題解決思考	2	選択
自然と人間	環境学	2	選択
社会と文化	文学	2	選択

2 理学・作業療法学科

(1) 総合基礎教育科目

区分	授業科目	単位数	必修・ 選択の別
科学的思考の基盤	文章表現法	2	選択

別表第2（第3条関係）

放送大学の評価	Ⓐ	A	B	C	D、E
本学の評価への読み替え	A	B	C	D	F

山形県立保健医療大学科目等履修生規程

平成 21 年 4 月 1 日
規 程 第 70 号
改正 平成 29 年 2 月 24 日
規 程 第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、山形県立保健医療大学学則（以下「学則」という。）第 40 条第 3 項及び山形県立保健医療大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 36 条第 3 項の規定に基づき、科目等履修生について必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第 2 条 科目等履修生として入学することができる者は、学部にあつては学則第 10 条に該当する者、大学院にあつては大学院学則第 10 条に該当する者とする。

(志願手続)

第 3 条 科目等履修生として入学を志願する者（以下「志願者」という。）は、次に掲げる書類に入学考査料を添えて、学長が指定する期日までに、学長に提出しなければならない。

- (1) 科目等履修生願（様式第 1 号）
- (2) 履歴書（様式第 2 号）
- (3) 入学資格を証する書類
- (4) その他本学が必要と認める書類

(選考)

第 4 条 志願者に対する選考は、書類審査及び面接により行う。

(入学の許可)

第 5 条 科目等履修生の入学手続、入学の許可等については、学部にあつては学則第 13 条及び第 14 条の規定を、大学院にあつては大学院学則第 13 条及び第 14 条の規定を準用する。

(入学時期)

第 6 条 科目等履修生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(在学期間)

第 7 条 科目等履修生の在学できる期間は、1 年間とする。ただし、特別の理由があると認められる場合は、学長は、学部にあつては教授会、大学院にあつては研究科委員会の議を経て、その期間を延長することができる。

(履修科目)

第 8 条 科目等履修生が履修できる授業科目は、臨床実習を除く科目とする。

(単位修得証明書の交付)

第 9 条 学長は、所定の単位を修得した科目等履修生の申請に基づき、単位修得証明書を交付する。

(授業料)

第 10 条 科目等履修生は、公立大学法人山形県立保健医療大学授業料等徴収規程の定めるところにより、授業料を納入しなければならない。

(実験等費用の負担)

第 11 条 履修科目における実験、演習等に要する費用は、各人の負担とする。

(許可の取り消し)

第12条 学長は、科目等履修生がこの規程に違反したとき又は疾病その他の事由により当該科目を履修する見込みがなくなったときは、履修の許可を取り消すことができる。

(学則等の準用)

第13条 科目等履修生については、この規程に定めるもののほか、学則、大学院学則及び本学諸規程のうち、学生に関する規定の例による。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

科目等履修生入学願

年 月 日

山形県立保健医療大学長 殿

住 所
氏 名 印

下記により貴学の科目履修生として入学したいので、許可くださるようお願いします。

記

1 理 由

2 履修期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 履修科目及び単位数

	曜 日	時 限	履 修 科 目	単位数	担 当 教 員 名	単 位 認 定 の 要・不要
前 期						
後 期						

履 歴 書

出 願 者	勤務先及び職業 ふりがな 氏 名 男 ・ 女 年 月 日生	写真貼付 3ヶ月以内に撮影したものを、裏面に氏名を記入し、全面のり付けし、はがれないように貼り付けること。 タテ ヨコ 5 cm× 5 cm 上半身・脱帽 正面向
本籍	都道府県	
現住所	〒 ー 電話番号 () ー	
経歴 (学歴・職歴)	年 月 日	高等学校卒業

山形県立保健医療大学学生通則

平成 21 年 4 月 1 日
規程第 73 号
改正 令和 3 年 3 月 16 日
規程第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、山形県立保健医療大学学則(平成21年学則第 1 号。以下「学則」という。)、山形県立保健医療大学大学院学則(平成21年学則第 2 号。以下「大学院学則」という。)及び山形県立保健医療大学(以下「本学」という。)の諸規程の定めのほか、本学学生として守るべき事項について定めるものとする。

(一般心得)

第 2 条 学生は、学の内外を問わず良識ある公民として行動し、本学学生としての品位を保ち、本学の名誉を傷つけることのないよう努めなければならない。

(誓約書)

第 3 条 新たに本学の学生となる者は、保証人と連署した誓約書(様式第 1 号、様式第 1 号の 2、様式第 1 号の 3 及び様式第 1 号の 4)を入学手続き時に学長に提出しなければならない。

(保証人)

第 4 条 前条の保証人は、保護者(子に対して親権を行う者。親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう。)又は独立の生計を営む成年者でなければならない。

2 保証人は、学生の在学中の行為、授業料その他の費用の納付等の一切の責任を負うものとする。

3 学生は、保証人を変更したときは、保証人変更届(様式第 2 号)を学長に提出しなければならない。

(届出事項異動届)

第 5 条 学生は、住所等に変更があったとき、又は保証人の住所等に変更があったときは、届出事項異動届(様式第 3 号)を速やかに学長に提出しなければならない。

(学生証)

第 6 条 学生は、学長が交付する学生証を常に携帯し、本学教職員の請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 学生は、学生証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

3 学生は、学生証の記載事項に変更が生じたとき、又は学生証を紛失・汚損したときは、学生証再交付(書換交付)願(様式第 4 号)を提出し、学生証の再交付を受けなければならない。

4 学生は、卒業、退学、除籍等により学籍を離れたときは、学生証を返還しなければならない。

(証明書等)

第 7 条 学生(卒業証明書の交付を受けようとする場合は、卒業生を含む。)は、次表左欄に掲げる証明書等の交付を希望するときは、それぞれ右欄に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

証 明 書 等	提 出 書 類
在学証明書	証明書交付申請書(様式第 5 号)
単位修得証明書	
成績証明書	
卒業(見込)証明書	

健康診断証明書	
その他の証明書	
通学証明書	通学証明書交付申請書（様式第6号）
学生旅客運賃割引証	学生旅客運賃割引証交付願（様式第7号）

（休学、復学、転学、留学及び退学）

第8条 学生は、学則及び大学院学則の規定により、次表左欄に掲げる事項の願を行おうとする場合は、同表右欄の書類を学長に提出しなければならない。

事 項	提 出 書 類
休学（学則第31条、大学院学則第27条）	休学願（様式第8号）
復学（学則第32条、大学院学則第28条）	復学願（様式第9号）
転学（学則第33条、大学院学則第29条）	転学願（様式第10号）
留学（学則第34条、大学院学則第30条）	留学願（様式第11号）
退学（学則第35条、大学院学則第31条）	退学願（様式第12号）

（死亡又は行方不明）

第9条 保証人は、学生が死亡し、又は行方不明となったときは、死亡・行方不明届（様式第13号）を学長に提出しなければならない。

（健康診断）

第10条 学生は、本学が行う健康診断を受けなければならない。

2 学生は、健康診断の結果に基づいて学長が行う保健指導に従わなければならない。

（学生団体の設立等）

第11条 学生が学内において団体を設立しようとするときは、あらかじめ学生団体設立願（様式第14号）に、団体の規約及び会員名簿を添えて学長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 学生は、前項の団体の設立に当たっては、本学の教授、准教授、専任の講師のうちから顧問を定めなければならない。

3 第1項の規定により承認された学生の団体（以下「登録団体」という。）は、名称、規約、代表者又は顧問を変更しようとするときは、学生団体設立事項変更届（様式第15号）を学長に提出しなければならない。

4 登録団体の代表者は、毎年5月31日まで、会員名簿を添えて、学生団体継続届（様式第16号）を学長に提出しなければならない。期日までに提出がない登録団体は解散したものとみなす。

5 登録団体の代表者は団体を解散したときは、速やかに学生団体解散届（様式第17号）を学長に提出しなければならない。

（活動の停止等）

第12条 学長は、登録団体の活動が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録団体に対し、承認を取り消し、又は活動の停止を命ずることができる。

(1) 学則その他本学の定めた規程に違反したとき

(2) 本学の教育研究活動及び施設、設備等の維持管理活動を妨げたとき

(3) 団体の設立目的を逸脱した活動を行ったとき

(4) 本学に対する信用を著しく傷つけたとき

（学外団体への加盟等）

第13条 登録団体が、学外の団体に加盟したときは、学外団体加盟届（様式第18号）に、当該学外団体の規約を添えて学長に提出しなければならない。

2 登録団体が学外の団体から脱退したときは、学外団体脱退届（様式第19号）を学長に提出しなければならない。

（集会等）

第14条 学生又は学生の団体（登録団体及び学長の承認を受けていない学生の団体を言う。以下同じ。）が、学内において集会その他の催し物（以下「集会等」という。）を行おうとするときは、原則として、その7日前までに集会等開催願（様式第20号）を学長に提出し、その承認を受けなければならない。

（募金活動等）

第15条 学生又は学生の団体は、学内において募金、物品販売、署名活動その他これに類する活動（以下「募金活動等」という。）をしようとするときは、募金活動等願（様式第21号）を学長に提出し、その承認を受けなければならない。

（学外での集会等）

第16条 前2条の規定は、学生又は学生の団体が、学外において本学の名を冠し、集会等を行い、又は募金活動等を行おうとするときに準用する。

（掲示物の掲示）

第17条 学生又は学生の団体が学内において、文書、ポスターその他これに類するもの（以下「掲示物」という。）を掲示しようとするときは、所定の場所に掲示しなければならない。所定の場所以外の場所に掲示するときは、学長に申し出てその承認を受けなければならない。

2 次の各号に該当するものは、掲示してはならない。

- (1) 本学の秩序又は風紀を乱すおそれがあるもの
- (2) 掲示施設設置の目的から逸脱したもの
- (3) その他本学の管理運営上適当でないもの

3 掲示の必要がなくなった掲示物は、直ちにこれを撤去しなければならない。

4 前項の掲示物が撤去されないとき又は第2項の規定に違反する掲示物が掲示されたときは、学長において、これを撤去する。

（印刷物等の配布）

第18条 学生又は学生の団体は、学内において印刷物その他の物品（以下「印刷物等」という。）の配布を行おうとするときは、印刷物配布届（様式第22号）に、当該印刷物等を添えて学長に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項について準用する。

（施設の使用）

第19条 学生又は学生の団体は、本学の施設を会合、課外活動等の目的のために使用することができる。

（表彰）

第20条 学長は、次の各号のいずれかに該当する学生又は学生の団体を、学則第37条及び大学院学則第33条の規定に基づき表彰することができる。

- (1) 研究等の成果が特に優れていると認められるもの
- (2) 課外活動の成果が特に顕著であり、かつ、その振興に功績があると認められるもの
- (3) 社会活動において優れた評価を受け、かつ、本学の名誉を著しく高めたと認められるもの
- (4) その他特に表彰に価する善行又は功績があると認められるもの

（進路届）

第21条 学生は、本学卒業後の進路が内定したときは、進路届（様式第23号）により学長に届け出なければならない。

（事故等の報告）

第22条 学生又は保証人は、学生が交通事故その他の事故又は事件の当事者となったときは、

すみやかに、事故等報告書（様式第24号）を学長に提出しなければならない。

（その他）

第23条 この規程に定めるもののほか、学生が守るべき事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月16日から施行する。

誓約書

私は、この度貴学保健医療学部に入학을許可されましたので、入学の上は学則その他諸規程を遵守し、学業に精励し、貴学学生としての本分を全うすることを誓います。

年 月 日

山形県立保健医療大学長 殿

住 所

電話番号（ ）

学 科

氏 名

私は、上記の者の貴学在学中における上記行為について責任を負うことを誓います。
また、上記の者が貴学在学中に貴学に対して負う授業料その他一切の債務について、極度額500万円の範囲内で連帯して保証します。

年 月 日

保証人
(連帯保証人)

住 所

電話番号（ ）

氏 名

印

本人との続柄

(注) 極度額は、あくまでも在学可能な最大の年数（8年）で支払う授業料相当額等を基に設定した、保証の上限額です。なお、通常の在学年数（4年）で支払う授業料相当額は、約210万円となります。

誓約書

私は、この度貴学保健医療学部に入학을許可されましたので、入学の上は学則その他諸規程を遵守し、学業に精励し、貴学学生としての本分を全うすることを誓います。

年 月 日

山形県立保健医療大学長 殿

住 所

電話番号 ()

学 科

氏 名

私は、上記の者の貴学在学中における上記行為について責任を負うことを誓います。
また、上記の者が貴学在学中に貴学に対して負う授業料その他一切の債務について、極度額250万円の範囲内で連帯して保証します。

年 月 日

保証人
(連帯保証人)

住 所

電話番号 ()

氏 名

印

本人との続柄

(注) 極度額は、あくまでも在学可能な最大の年数（4年）で支払う授業料相当額等を基に設定した、保証の上限額です。なお、通常の在学年数（2年）で支払う授業料相当額は、約110万円となります。

誓 約 書

私は、この度貴学大学院保健医療学研究科（博士前期課程）に入学を許可されましたので、入学の上は大学院学則その他諸規程を遵守し、学業に精励し、貴学学生としての本分を全うすることを誓います。

年 月 日

山形県立保健医療大学長 殿

住 所

電話番号 ()

学 科

氏 名

私は、上記の者の貴学在学中における上記行為について責任を負うことを誓います。

また、上記の者が貴学在学中に貴学に対して負う授業料その他一切の債務について、極度額 250 万円の範囲内で連帯して保証します。

年 月 日

保証人
(連帯保証人)

住 所

電話番号 ()

氏 名

本人との続柄

(注) 極度額は、あくまでも在学可能な最大の年数（4年）で支払う授業料相当額等を基に設定した、保証の上限額です。なお、通常の在学年数（2年）で支払う授業料相当額は、約 110 万円となります。

誓約書

私は、この度貴学大学院保健医療学研究科（博士後期課程）に入学を許可されましたので、入学の上は大学院学則その他諸規程を遵守し、学業に精励し、貴学学生としての本分を全うすることを誓います。

年 月 日

山形県立保健医療大学長 殿

住 所

電話番号 ()

学 科

氏 名

私は、上記の者の貴学在学中における上記行為について責任を負うことを誓います。

また、上記の者が貴学在学中に貴学に対して負う授業料その他一切の債務について、極度額350万円の範囲内で連帯して保証します。

年 月 日

保証人
(連帯保証人)

住 所

電話番号 ()

氏 名

本人との続柄

(注) 極度額は、あくまでも在学可能な最大の年数（6年）で支払う授業料相当額等を基に設定した、保証の上限額です。なお、通常の在学年数（3年）で支払う授業料相当額は、約160万円となります。

保証人変更届

年 月 日

山形県立保健医療大学長 殿

学籍番号.....

学科(専攻分野).....学 年.....

氏 名.....印.....

新保証人 住 所.....

氏 名.....印.....

生年月日.....

本人との続柄.....

旧保証人 住 所.....

氏 名.....印.....

下記の事由により保証人を変更しましたので、新旧保証人連署の上、お届けします。

記

変更した事由.....
.....
.....
.....
.....

届 出 事 項 異 動 届

年 月 日

山形県立保健医療大学長 殿

学籍番号.....

学科(専攻分野).....学 年.....

氏 名.....

下記のとおり、

{	1 住所・電話番号 2 本籍地 3 氏 名 4 保証人の住所・電話番号	}
---	--	---

を変更しましたので、お届けします。

記

	新	旧
1 住 所		
電話番号		
2 本籍地		
ふりがな		
3 氏 名		
4 保証人 住 所		
電話番号		

学生証再交付（書換交付）願

年 月 日

山形県立保健医療大学長 殿

学籍番号.....

学科（専攻分野）..... 学 年.....

氏 名..... TEL.....

次の理由により学生証の再交付（書換交付）をお願いします。

記

理 由.....
.....
.....
.....
.....
.....

（注意） 写真（縦 cm×横 cm）を1枚添付すること。

証 明 書 交 付 申 請 書

年 月 日

山形県立保健医療大学長 殿

学籍番号.....

学科(専攻分野).....学 年.....

氏 名.....

下記の証明書の交付をお願いします。

記

証 明 書 の 種 類 (必要な証明書に○ を付け、数を記入す ること)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">1</td> <td style="width: 65%;">在学証明書</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">通</td> <td rowspan="7" style="width: 15%; vertical-align: middle; text-align: center;"> 計 通 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>単位修得証明書</td> <td style="text-align: center;">通</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>成績証明書</td> <td style="text-align: center;">通</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>卒業証明書</td> <td style="text-align: center;">通</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>卒業見込み証明書</td> <td style="text-align: center;">通</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>健康診断証明書</td> <td style="text-align: center;">通</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td>その他の証明書等 ()</td> <td style="text-align: center;">通</td> </tr> </table>	1	在学証明書	通	計 通	2	単位修得証明書	通	3	成績証明書	通	4	卒業証明書	通	5	卒業見込み証明書	通	6	健康診断証明書	通	7	その他の証明書等 ()	通
1	在学証明書	通	計 通																				
2	単位修得証明書	通																					
3	成績証明書	通																					
4	卒業証明書	通																					
5	卒業見込み証明書	通																					
6	健康診断証明書	通																					
7	その他の証明書等 ()	通																					
使 用 目 的																							
提 出 先																							
提 出 先 所 在 地																							
提 出 期 限																							

通 学 証 明 書 等 交 付 願

年 月 日

山形県立保健医療大学長 殿

学籍番号.....

学科(専攻分野).....学 年.....

氏 名.....

下記のとおり、通学証明書を交付してください。

記

会 社 名	
区 間	
有 効 期 間	1ヶ月 ・ 3ヶ月 ・ 6ヶ月

発 行 日	発行番号

学 生 旅 客 運 賃 割 引 証 交 付 願

年 月 日

山形県立保健医療大学長 殿

学籍番号.....

学科(専攻分野)..... 学 年.....

氏 名.....

下記のとおり、学生旅客運賃割引証を交付してください。

記

乗 車 区 間	駅 ~ 駅
用 務	
枚 数	
有 効 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日

発 行 日	発 行 番 号

休学願

年 月 日

山形県立保健医療大学長 殿

学籍番号.....

学科(専攻分野).....学 年.....

氏 名.....印.....

保証人氏名.....印.....

私は、次の理由により休学したいので、許可してください。

記

1 休学期間

_____年 月 日 ~ _____年 月 日

2 休学理由

(注 意) 傷病等による場合は、医師の診断書を添付すること。

復学願

年 月 日

山形県立保健医療大学長 殿

学籍番号.....

学科(専攻分野).....学 年.....

氏 名.....印.....

保証人氏名.....印.....

私は、休学中のところ、次の理由で 年 月 日から復学したいので、許可してください。

記

1 復学理由.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

2 休学許可を受けた期間

年 月 日 ~ 年 月 日

(注 意) 休学の理由が消滅したことを証する書類を添付すること。

転 学 願

年 月 日

山形県立保健医療大学長 殿

学籍番号.....

学科(専攻分野).....学 年.....

氏 名.....印.....

保証人氏名.....印.....

私は、下記のとおり転学したいので、許可してください。

記

1 志願大学・学部・学科名

2 転学理由

留 学 願

年 月 日

山形県立保健医療大学長 殿

学籍番号.....

学科(専攻分野).....学 年.....

氏 名.....印.....

保証人氏名.....印.....

私は、下記のとおり留学したいので、許可してください。

記

1 志望大学・学部・学科名

2 留学期間

_____年 月 日 ~ _____年 月 日

3 留学の目的

退 学 願

年 月 日

山形県立保健医療大学長 殿

学籍番号.....

学科(専攻分野).....学 年.....

氏 名.....印.....

保証人氏名.....印.....

私は、下記の理由で退学したいので、許可してください。

記

1 退学年月日

_____年 月 日

2 退学理由

死 亡 ・ 行 方 不 明 届

年 月 日

山形県立保健医療大学長 殿

保証人氏名.....印

下記の学生が、死亡した（行方不明となった）ので届け出ます。

記

1 事故等発生年月日

.....年.....月.....日

2 事故等の状況

3 当該学生名

.....(学科 (専攻分野) 年入学)

学 生 団 体 設 立 届

年 月 日

山形県立保健医療大学長 殿

(代表者)

学籍番号.....

学科(専攻分野)..... 学 年.....

氏 名.....

TEL.....

下記のとおり学生団体を設立したいので、承認してください。

記

団 体 名	
設立年月日	年 月 日
規約・会則	別添のとおり
構 成 員 数	名 (役員・会員氏名は別添名簿のとおり)
設 立 目 的	
活動の概要	
顧 問 教 員 承 認 印	この学生団体の顧問に就任することを承諾します。 年 月 日 印

学 生 団 体 設 立 事 項 変 更 届

年 月 日

山形県立保健医療大学長 殿

(代表者)

学籍番号.....

学科(専攻分野).....学 年.....

氏 名.....

TEL.....

下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

変 更 事 項	変 更 後	変 更 前
団 体 名		
規 約 ・ 会 則	別添のとおり	
代 表 者		
顧 問 教 員		
この学生団体の顧問に就任することを承諾します。 年 月 日		

学 生 団 体 継 続 届

年 月 日

山形県立保健医療大学長 殿

(代表者)

学籍番号.....

学科(専攻分野).....学 年.....

氏 名.....

TEL.....

下記のとおり学生団体を継続したいので届け出ます。

記

団 体 名	
規約・会則	別添のとおり
構 成 員 数	名 (役員・会員氏名は別添名簿のとおり)
顧 問 教 員	

学 生 団 体 解 散 届

年 月 日

山形県立保健医療大学長 殿

(代表者)

学籍番号.....

学科(専攻分野).....学 年.....

氏 名.....

TEL.....

下記のとおり学生団体を解散したので届け出ます。

記

団 体 名	
解散年月日	年 月 日
解 散 理 由	
顧 問 教 員	印

学 外 団 体 加 盟 届

年 月 日

山形県立保健医療大学長 殿

(代表者)

学籍番号.....

学科(専攻分野).....学 年.....

氏 名.....

TEL.....

下記のとおり、当学生団体は学外団体に加盟しましたので届け出ます。

記

団 体 名	
学外団体名	(名 称)
代表者氏名	(代表者)
学外団体の 目的・事業	
加 盟 理 由	
学外団体の本 部及び事務局 の住所	(本 部)
	(事務局)
顧 問 教 員 承 認 印	年 月 日 印

学 外 団 体 脱 退 届

年 月 日

山形県立保健医療大学長 殿

(代表者)

学籍番号.....

学科(専攻分野).....学 年.....

氏 名.....

TEL.....

下記のとおり学外団体から脱退したので届け出ます。

記

団 体 名	
学外団体名	
脱退年月日	年 月 日
脱 退 理 由	
顧 問 教 員	印

集 会 等 開 催 願

年 月 日

山形県立保健医療大学長 殿

主催団体名.....

(代表者)

学籍番号.....

学科(専攻分野)..... 学 年.....

氏 名.....

TEL.....

集会等下記のとおり開催したいので、承認してください。

記

集 会 等 の 名 称	
開 催 目 的	
開 催 日 時	月 日 時から 月 日 時まで
開 催 場 所	
参加予定団体・予定人員	
備 考	

(注) 主催団体が登録団体である場合は、備考欄に顧問教員の承認印を押印すること。

募 金 活 動 等 願

年 月 日

山形県立保健医療大学長 殿

主催団体名.....

学籍番号.....

学科(専攻分野).....学 年.....

氏 名.....

TEL.....

下記のとおり募金活動等（募金活動・物品販売・署名活動その他）を行いたいので、承認してください。

記

期 間	月 日から月 日まで
目 的	
計画の概要	
参加予定人員	
備 考	

(注) 主催団体が登録団体である場合は、備考欄に顧問教員の承認印を押印すること。

印刷物配布届

年 月 日

山形県立保健医療大学長 殿

主催団体名

(代表者)

学籍番号.....

学科(専攻分野).....学 年.....

氏 名.....

TEL.....

下記のとおり印刷物を配布したいので届け出ます。

記

配布目的			
配布期間	月	日から	月 日まで
開催場所			
配布対象			
配布予定部数		配布物	別添のとおり
備考			

(注) 主催団体が登録団体である場合は、備考欄に顧問教員の承認印を押印すること。

進 路 届

年 月 日

山形県立保健医療大学長 殿

学籍番号.....

学科(専攻分野).....学 年.....

氏 名.....

私は、この度下記のとおり採用が内定しましたので、届け出ます。

記

採 用 先	
採用先所在地	
採用時の身分	
採 用 区 分	

事 故 等 報 告 書

年 月 日

山形県立保健医療大学長 殿

学籍番号.....

学科（専攻分野）..... 学 年.....

氏 名..... 印.....

保証人氏名..... 印.....

私は、この度下記のとおり交通事故等の当事者となりましたので報告します。

記

発 生 日 時		
発 生 場 所		
相 手 方	住 所	
	氏 名	
事 故 の 概 要		
事 故 の 程 度		
処 理 経 過		

◎ 山形県立保健医療大学学生通則様式

様式第1号～第1号の4	「誓約書」
様式第2号	「保証人変更届」
様式第3号	「届出事項異動届」
様式第4号	「学生証再交付（書換交付）願」
様式第5号	「証明書交付申請書」
様式第6号	「通学証明書等交付願」
様式第7号	「学生旅客運賃割引証交付願」
様式第8号	「休学願」
様式第9号	「復学願」
様式第10号	「転学願」
様式第11号	「留学願」
様式第12号	「退学願」
様式第13号	「死亡・行方不明届」
様式第14号	「学生団体設立届」
様式第15号	「学生団体設立事項変更届」
様式第16号	「学生団体継続届」
様式第17号	「学生団体解散届」
様式第18号	「学外団体加盟届」
様式第19号	「学外団体脱退届」
様式第20号	「集会等開催願」
様式第21号	「募金活動等願」
様式第22号	「印刷物配布届」
様式第23号	「進路届」
様式第24号	「事故等報告書」

上記様式は、教務学生課窓口に準備しているほか、本学ウェブサイトからダウンロードすることもできます。

<本学ウェブサイト（学生生活>学内向け各種証明書発行案内）URL>
<https://www.yachts.ac.jp/life/certificate/entry-96.html>

山形県立保健医療大学における日本学生支援機構
奨学生の推薦に関する規程

平成 21 年 4 月 1 日
規 程 第 7 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)の奨学金の申込を行う者(以下「申込者」と言う。)に係る山形県立保健医療大学(以下「本学」という。)の学長からの推薦について必要な事項を定めるものとする。

(奨学金申込書の提出)

第 2 条 申込者は、奨学金申込書に独立行政法人日本学生支援機構奨学規程第 6 条に規定する書類を添えて、本学事務局に提出しなければならない。

(申込者名簿の作成)

第 3 条 事務局は、前条の規定により提出された書類に基づき、各学科及び研究科(以下「各学科等」という。)毎の申込者名簿を作成するものとする。

(各学科等における面接の実施)

第 4 条 各学科等では、前条の申込者名簿を参考に、申込者の面接を実施し、その結果を事務局に報告するものとする。

(推薦資料の作成)

第 5 条 事務局は、申込者の面接結果及び学力を機構の情報総合管理システムに入力し、推薦資料を作成するものとする。

(学長からの推薦)

第 6 条 学長は、前条の推薦資料を審査のうえ、奨学生の貸与を受けるに相応しい者の推薦を行うものとする。

(補足)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項を別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

山形県立保健医療大学学生感染症予防対策に関する規程

平成 21 年 4 月 1 日

規程 第 76 号

改正 平成 26 年 2 月 12 日規程第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、山形県立保健医療大学の学生感染症予防対策に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる感染症)

第 2 条 対象は次に掲げる感染症とする。

(1) 学校保健安全法施行規則第 18 条第 1 項第 2 号に規定された第二種伝染病のうち、インフルエンザ、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、結核

(2) B 型肝炎

(抗体価の確認等)

第 3 条 前条第 1 号のうち、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘については、入学時点で全学生において抗体価の有無を確認し、記録する。

2 抗体価検査の結果については、その写しを教務学生課で保管し、大学の授業及び行事並びに進学及び就職活動等に際して、提供を求められた場合、本人の承諾を前提に応じる。

3 B 型肝炎については現行の抗体価検査を行い、結核については胸部エックス線検査を行う。

4 学生の抗体価検査結果等の情報は、他の健康及び保健情報とともに、教務学生課が一括管理する。

(予防接種)

第 4 条 上記の抗体価検査の結果に基づいて、当該感染症への免疫能力が低下していると判断される学生については、ワクチンの接種を学生部長が勧奨することができる。

2 ワクチン接種を勧奨された学生がワクチン接種を実施した場合、それを示す証明書あるいは領収書の写し等を教務学生課に提出させる。

3 B 型肝炎については、現行のワクチン接種を踏襲する。

4 インフルエンザについては、学内の集団発生を予防するために、学生全体に当該年度のワクチン接種を学生部長が勧奨するとともに、実習に関わる学生には当該学科が指導することができる。

(感染症に対する啓発)

第 5 条 学生部長は、感染症の発症が疑われる場合の対応について、全ての学生及び教職員に周知を図る。

2 学生部長は、定期的に学内外の講師による講演会などを開催し、その理解を図る。

(感染症情報提供)

第 6 条 保健室長は感染症情報の収集に努め、必要な情報を全ての学生及び教職員に提供する。

2 教職員は感染症の情報を把握した場合、保健室長に情報提供する。

(発症情報の収集及び伝達)

第 7 条 学生は自身の発症が疑われる場合は、登校せずに教務学生課にその旨を電話連絡するとともに直ちに医療機関を受診し、その結果を教務学生課に電話連絡する。

2 学生が登校後に、自身の発症が疑われる場合は、当該学生の所属学科長は、直ちに医療機関を受診し、自宅にて療養するよう指導する。この場合において、学生からの連絡の窓口は教務学生課とする。

3 学生が実習期間中に自身の発症が疑われる場合は、実習先に赴かず、実習先と実習担当教員にその旨を電話連絡するとともに直ちに医療機関を受診し、その結果を実習先と実習担当教員

に電話連絡する。この場合において、実習担当教員は教務学生課に連絡する。

- 4 学生本人あるいは家族、受診した医療機関等から、本学の学生が感染症に罹患した旨の連絡があった場合は、教務学生課は速やかに、学長、学生部長、保健室長、当該学生の所属学科長、当該学生の支援担当教員及び担任教員に報告し、次条の対策を講じるとともに、全教職員及び県に連絡し、全学生に周知する。

(発症時の対策)

第8条 学生部長は、学生の感染症発生時には、感染拡大防止に向けた対応について指示する。

- 2 教務学生課及び発症した学生の所属学科においては、罹患した学生との接触者等の情報収集を行い、発症の危険性の高い学生がいる場合には、保健室長、校医と協議の上、適切な予防措置を講じる。
- 3 教務学生課は学長へ状況を報告し、出席停止（学校保健安全法第19条）および臨時休業（学校保健安全法第20条）の指示を仰ぐ。
- 4 出席停止および臨時休業の期間等については、学校保健安全法施行規則第19条に基づき校医と協議の上、学長が定める。
- 5 教務学生課は、出席停止および臨時休業の措置を講じた場合は、直ちに全ての教職員及び学生に連絡するとともに、県に報告する。
- 6 学長は、感染症終息の要件が満たされた場合に、県・校医・保健所等と協議の上、終息宣言を行う。
- 7 大学は、感染症を発生した学生及び教職員が不適切な扱いを受けないよう十分な配慮をする。

附 則

- 1 この規程は平成21年4月1日から施行する。
- 2 大学院生については、学生を大学院生と読み替える。
- 3 第2条に規定された以外の感染症については、この規程に準じる。

附 則（平成26年2月12日 規程第4号）

（施行期日）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

公立大学法人山形県立保健医療大学学生顕彰規程

令和6年10月1日
規程 第15号

(趣旨)

第1条 この規程は、山形県立保健医療大学学則第37条及び山形県立保健医療大学大学院学則第33条の規定に基づき、山形県立保健医療大学の学生及び学生を構成員とする団体（以下「学生団体」という。）の顕彰について必要な事項を定めるものとする。

(顕彰の基準)

第2条 顕彰は、次の各号のいずれかに該当する学生又は学生団体について行う。

- (1) 学術研究部門
学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げた学生
- (2) 学業成績部門
学業成績が特に優秀で、かつ、他の学生の模範となると認められる学部生
- (3) 課外活動部門
課外活動において、特に優秀な成績を修めた学生又は学生団体
- (4) 社会活動部門
ボランティア活動等の社会活動において、特に顕著な功績を残し社会的に高い評価を受けた学生又は学生団体
- (5) その他部門
前各号と同等以上の功績等により、顕彰に値すると認められる学生又は学生団体

(顕彰の名称)

第3条 前条各号に定める基準で授与される顕彰の名称は次のとおりとする。

- (1) 第1号関係のうち、最も顕著な業績を挙げた者にあつては、最優秀学生賞
- (2) 第1号関係のうち、特に顕著な業績を挙げた者、及び、第2号関係にあつては、優秀学生賞
- (3) 第3号から第5号関係にあつては、学生顕彰

(推薦)

第4条 学科長及び研究科長は、第2条第1号又は第2号のいずれかに該当すると認められる学生又は学生団体を、推薦書により学長に推薦することができる。

2 学生支援委員長は、第2条第3号から第5号のいずれかに該当すると認められる学生又は学生団体を、推薦書により学長に推薦することができる。

(顕彰の決定)

第5条 学長は、前条の規定による推薦があつたときは、教授会又は研究科委員会の議を経て、学生又は学生団体の顕彰を決定する。

(顕彰の方法)

第6条 顕彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に添えて記念品を贈呈することができる。

(顕彰の実施)

第7条 顕彰は、第5条の規定により顕彰者が決定された後、速やかに行うものとする。

2 最優秀学生賞及び優秀学生賞は年1回、学生顕彰は年2回行うものとする。

(事務)

第8条 学生及び学生団体の顕彰に関する事務は、事務局教務学生課において遂行する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、学生及び学生団体の顕彰の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

(目的)

第1条 この細則は、公立大学法人山形県立保健医療大学学生顕彰規程（令和6年規程第15号。以下「学生顕彰規程」という。）第9条の規定に基づき、学生顕彰の実施に関し必要な事項を定める。

(顕彰の基準)

第2条 学生顕彰規程第2条各号に定める基準に該当する顕彰候補者とは、次のいずれかに該当する学生又は学生団体とする。

(1) 学術研究部門（第1号関係）

- イ 国際的又は全国的規模の学会において発表を行った学生又は学生団体
- ロ 国内外の学術誌に論文掲載を行った学生又は学生団体
- ハ その他、イ、ロに準じた業績等で高い評価を受けた学生又は学生団体

(2) 学業成績部門（第2号関係）

推薦年度における学期GPA（卒業予定者にあつては累積GPA）で上位の成績を修め、かつ、人物的に優れた者として認められる学部生

(3) 課外活動部門（第3号関係）

- イ 大学行事等で特に貢献のあった学生又は学生団体
- ロ 課外活動を通して、大学に対し特に貢献のあった学生又は学生団体
- ハ その他課外活動において、特に高い評価を受けた学生又は学生団体

(4) 社会活動部門（第4号関係）

- イ 環境保全、社会福祉、青少年育成、国際交流等のボランティア活動において、活動実績が認められ、他の学生の模範となった学生又は学生団体
- ロ 人命救助、災害救助、犯罪防止等に貢献したことにより、公的機関等から顕彰を受ける等、社会的に特に高い評価を受けた学生又は学生団体
- ハ その他社会活動において、地域社会への参画等により、特に高い評価を受けた学生又は学生団体

(5) その他部門（第5号関係）

その他前各号と同等以上の顕彰に値する行為等があったと学科長又は研究科長が認めた学生又は学生団体

(顕彰候補者の人数)

第3条 前条第1号に規定する顕彰候補者のうち、最優秀学生賞は、各学科、各分野の1名を上限とする。

2 前条第2号に規定する顕彰候補者の推薦は、各学科、各学年毎に行うものとし、看護学科にあつては3名、理学療法学科にあつては1名、作業療法学科にあつては1名とする。

(顕彰候補者の推薦順位)

第4条 第2条第2号に該当する顕彰候補者の推薦順位は、原則として、同号の規定により得られたGPA値が最も高い者を第1位とし、最高値の者が複数人いる場合は、推薦年度（卒業予定者にあつては、入学から卒業までの期間）における卒業要件に算入される科目の総修得単位数の多い者を上位とする。

2 前項に定める方法によってもなお第1位の者が複数人いる場合は、それらの者をいずれも第1位として取扱う。

(顕彰候補者推薦書の様式)

第5条 顕彰候補者推薦書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

(重複顕彰)

第6条 重複顕彰の制限はしないものとし、一度顕彰された学生が再度顕彰に値する行為等があった場合には、再度の顕彰を行うことができるものとする。

(学生団体顕彰の方法)

第7条 学生顕彰規程第6条第1項に規定する顕彰の方法において、学生団体を顕彰する場合の表彰状は、その活動に従事した構成員個々に授与することができるものとする。

(表彰状の様式)

第8条 表彰状の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

(公表)

第9条 被顕彰者は、掲示及び広報誌掲載等の方法により公表する。

附 則

この細則は、令和6年10月1日から施行する。

推 薦 書

年 月 日

山形県立保健医療大学学長 殿

(学 科 の 長 等)

下記の学生・学生団体は、公立大学法人山形県立保健医療大学学生顕彰規程第2条第 号に該当すると認められるので、推薦します。

記

- 1 被推薦者 学 生 氏 名 _____
所属学科・研究科 _____
学 年 _____
- 学生団体 団 体 名 _____
代表者氏名 _____

2 推薦理由

3 関係書類（別添）

（例：表彰状等の写し、新聞記事等）

最優秀学生賞

《所属》

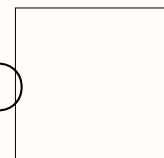
《氏名》 殿

あなたは学術研究部門において特に
優秀な成績を収め本学の名誉を高め
ました
よってここに功績を称え表彰します

年 月 日



山形県立保健医療大学
学 長 ○ ○ ○ ○



優秀学生賞

《所属》

《氏名》 殿

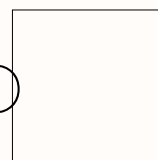
あなたは〇〇〇〇部門において特に
優秀な成績を収め本学の名誉を高め
ました
よってここに功績を称え表彰します

年 月 日



山形県立保健医療大学
学 長

〇 〇 〇 〇



学生顕彰

《所属》

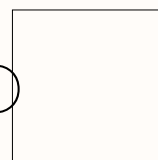
《氏名》 殿

あなたは〇〇〇〇部門において特に
優秀な成績を収め本学の名誉を高め
ました
よってここに功績を称え表彰します

年 月 日



山形県立保健医療大学
学 長 〇 〇 〇 〇



標準例一覧

名称	部門	具体例
最優秀学生賞	①学術研究	イ 国際的又は全国規模の学会で発表を行った者
		ロ 国内外の雑誌に論文掲載を行った者
		ハ 卒業研究で優秀な成績を挙げた者
優秀学生賞	①学術研究	学術研究活動において、最優秀学生賞には至らなかったが、特に 顕著な業績を挙げた者
	②学業成績	GPA上位者
学生顕彰	③課外活動	イ 大学の行事に熱心に取り組んだ者 上柳祭の各部門のリーダーとして頑張った者 オープンキャンパス等で大学のPRに貢献した者
		ロ 学外プロジェクト等で、大学の名を広める活動で貢献のあった者
		ハ サークル活動で優秀な成績をとった者・団体
	④社会活動	イ ボランティア活動に参加し貢献した者・団体
		ロ 人命救助、犯罪防止、災害防止等で特に顕著な功績があった者
		ハ 地域参画に取り組んだ者・団体
	⑤その他	英語のTOEICを自分で受けて良い成績を上げた者
		他の学生の模範となるような活動を行った者

(趣旨)

第 1 条 この規程は、山形県立保健医療大学学則（平成 21 年学則第 1 号。）第 38 条及び山形県立保健医療大学大学院学則（平成 21 年学則第 2 号。）第 34 条に規定する学生の懲戒について必要な事項を定める。

(懲戒の内容)

第 2 条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

- (1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。
- (2) 停学 登学を禁止すること。期間は 3 月以下の有期又は無期とする。
- (3) 退学 学生としての身分を失わせること。この場合、再入学は認めない。

2 停学期間は、在学期間を含め、修業年限に含まないものとする。ただし、3 月を超えない場合は、修業年限に含めることができる。

(懲戒処分の判断基準)

第 3 条 懲戒処分の量定は、別に定めるガイドラインを標準として、懲戒対象行為の内容及びその影響等を総合的に判断して行うものとする。

(その他の教育的措置)

第 4 条 学長は、第 2 条に規定する懲戒のほか、教育的措置として口頭又は文書による嚴重注意を行うことができる。

(懲戒手続き)

第 5 条 学長は、懲戒対象行為があったと知り得たときは、教育推進委員会に対して事実関係及び懲戒処分の必要性を調査・審議させるものとする。

- 2 教育推進委員会は、懲戒対象行為を行った学生（以下「当該学生」という。）及び関係者から事実関係及び意見を聴取し、必要と認められる場合は資料の提出を求めることができる。
- 3 教育推進委員会は、懲戒処分の必要性を審議するにあたっては、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。
- 4 教育推進委員会は、前 2 項の調査・審議の結果を速やかに学長に報告しなければならない。
- 5 学長は、前項の報告に基づき、教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）の議を経て、懲戒処分の要否及び処分の内容を決定する。

(弁明)

第 6 条 教育推進委員会は、前条第 2 項の調査を行うにあたっては、当該学生に対して調査する旨を通知し、弁明の機会を与えなければならない。ただし、弁明の機会を与えられた当該学生が、正当な理由なくして欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、弁明する機会を自ら放棄したものとみなす。

(懲戒処分の通知)

第 7 条 学長は、懲戒処分を決定したときは、当該学生に通知する。

- 2 前項の通知は、懲戒処分書（別記様式第 1）を当該学生に交付することにより行い、当該学生の保証人に当該処分書の写しを送付する。

- 3 懲戒処分は、懲戒処分書を当該学生に交付したときから発生するものとする。
- 4 懲戒処分の期間は、処分の効力が発生した日の翌日から起算し、暦日計算による。
- 5 懲戒処分を行ったときは、懲戒の内容及びその事由を別記様式第2により学内に告示するものとし、その期間は告示の日から2週間とする。

(再審査請求)

第8条 懲戒処分を受けた学生は、当該処分に係る事実の誤認、新事実の発見、その他の正当な理由がある場合は、懲戒処分書を交付された日から起算して10日以内に、学長に対して、再審査請求書(別記様式第3)により再審査を請求することができる。

- 2 学長は、再審査の必要があると認めるときは、第5条及び第6条の規定を準用し再審査を行う。
- 3 学長は、再審査の必要がないと認めるときは、速やかにその旨を文書で学生に通知する。
- 4 再審査の請求は、懲戒処分の効力を妨げない。

(自宅謹慎)

第9条 学長は、懲戒対象行為が第2条第1項第2号に定める停学又は同項第3号に定める退学に該当することが明白であると認められるときは、懲戒処分の決定前に、当該学生に対して自宅謹慎を命ずることができる。

- 2 自宅謹慎の期間は、停学の期間に算入できるものとする。

(停学期間中の指導)

第10条 学生支援委員会は、停学期間中の学生に対して定期的に面談及び指導等を行うものとする。

(無期停学処分の解除)

第11条 学生支援委員会は、無期停学処分を受けた学生(以下「停学学生」という。)について、その処分を解除することが適当であると認めるときは、処分の解除について教育推進委員会に審議を依頼するものとする。

- 2 教育推進委員会は、前項により学生支援委員会から処分の解除の審議について依頼があった場合は、無期停学処分の解除の適否を審議し、その結果を学長に報告しなければならない。
- 3 学長は、前項の報告に基づき、教授会等の議を経て、無期停学処分の解除を決定することができる。ただし、無期停学処分の解除は、当該停学の開始の日から3月を経過した後でなければ、これを解除することはできない。
- 4 無期停学処分の解除を決定したときは、停学学生に懲戒処分解除通知書(別記様式第4)により通知するとともに、停学学生の保証人に当該通知書の写しを送付する。

(懲戒処分に関する記録)

第12条 懲戒処分を行ったときは、学籍簿に記録する。ただし、本学が発行する証明書等にはその内容を記載しないものとする。

(学籍の異動)

第13条 学長は、当該学生から、懲戒処分の前に、退学又は休学の申し出があったときは、この申し出を受理しないものとする。

(履修手続き)

第14条 停学期間中の学生は、停学期間終了後の履修のための手続きを、別に定める期間に行うことができる。

(ハラスメントに関する取扱い)

第15条 ハラスメントに関する事実関係の調査については、本規程にかかわらず、「公立大学法人山

形県立保健医療大学におけるハラスメントの防止及び措置に関する規程」(平成26年2月3日規程第2号)の定めによるものとする。

(試験における不正行為に関する取扱い)

第16条 試験における不正行為の事実関係の調査については、本規程にかかわらず、「定期試験等に関する取扱いについて」(平成26年2月19日制定)によるものとする。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は学長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に行った学生の行為に対する懲戒処分の適用については、なお従前の例によるものとする。

別記様式第 1

懲戒処分書

入 学 年 度
学 部 ・ 学 科 名 等
学 籍 番 号
氏 名

山形県立保健医療大学学則第 38 条（山形県立保健医療大学大学院学則第 34 条）の規定に基づき、次のとおり懲戒処分に処す。

なお、山形県立保健医療大学学生懲戒規程第 8 条第 1 項の規定に基づき、この懲戒処分書を受領した後、10 日以内に山形県立保健医療大学長に対して再審査を請求することができます。

1 処分の内容

（退学の場合）退 学

（停学の場合）無期停学又は停学（有期停学の場合は期間を明記する）

（訓告の場合）訓 告

2 処分理由

年 月 日

山形県立保健医療大学長

印

告 示

山形県立保健医療大学学則第 38 条（山形県立保健医療大学大学院学則第 34 条）の規定に基づき、学生 名について、次のとおり懲戒処分を行った。

1 処分の内容

（退学の場合）退 学

（停学の場合）無期停学又は停学（有期停学の場合は期間を明記する）

（訓告の場合）訓 告

2 処分理由

年 月 日

山形県立保健医療大学長

再審査請求書

年 月 日

山形県立保健医療大学長 殿

入 学 年 度

学部・学科名等

学 籍 番 号

氏 名

印

私は、 年 月 日付けで懲戒処分を受けましたが、これについて下記の理由により再審査を請求します。

記

(再審査請求の理由等)

懲戒処分解除通知書

入 学 年 度
学 部 ・ 学 科 名 等
学 籍 番 号
氏 名

山形県立保健医療大学学則第 38 条（山形県立保健医療大学大学院学則第 34 条）の規定に基づき行った懲戒処分については、次のとおり解除する。

記

1 処分解除の内容

2 処分解除の理由

年 月 日

山形県立保健医療大学長

印

臨地・臨床実習における交通手段に関する取扱いについて

臨地・臨床実習における学生の交通手段は、原則、公共交通機関とする。

ただし、やむを得ない事情があるときは、自家用車・二輪車等を使用することができるものとし、次のとおり取り扱うこととする。

なお、本取扱いにおける二輪車等とは、道路交通法に定める原動機付自転車、普通自動二輪車及び大型自動二輪車とする。

(1) 臨地・臨床実習に関する承諾書の提出

すべての学生は、臨地・臨床実習において自家用車・二輪車等を使用する可能性があることから、入学手続き時に、臨地・臨床実習に伴う自家用車・二輪車等使用に関する承諾書（様式第1号）（以下「承諾書」という。）を提出すること。

(2) 臨地・臨床実習における自家用車・二輪車等使用申請書の提出

やむを得ない事情があり自家用車・二輪車等を使用する必要がある学生は、実習ごと学科が指定する期日まで、担当教員に臨地・臨床実習における自家用車・二輪車等使用申請書（様式第2号）（以下「申請書」という。）を提出し、学科の承認を得ること。

(3) 承諾書及び申請書の管理

承諾書及び申請書の管理等は、各学科において行うこととし、次のとおりとする。承諾書は、入学手続き時に教務学生課において取りまとめ、各学科に引き渡す。

学科は、申請書について実習日程等を踏まえた上で提出日を決定し、学生からの提出管理及び承認を行う。

附則

この取扱いは、平成30年4月1日より施行する。

なお、(1)について、施行時にすでに在学している学生の提出日は、教育推進委員会で別途定める。

公立大学法人山形県立保健医療大学手数料徴収規程

平成21年4月1日

規程 第 62 号

改正 平成24年9月11日規程第9号

改正 平成26年3月6日規程第6号

改正 令和2年3月18日規程第11号

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、公立大学法人山形県立保健医療大学（以下「法人」という。）における手数料の徴収について必要な事項を定めるものとする。

(手数料の徴収)

第2条 法人は、特定の者のために事務を行うときは、別表に定める手数料を徴収するものとする。

(徴収の時期)

第3条 手数料は、交付の際に徴収する。

(徴収の免除)

第4条 理事長は、公益上特に必要があると認めるときは、第2条に定める手数料を免除することができる。

(その他)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月11日）

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成26年3月6日）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月18日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	金額
諸証明書交付手数料（現に在学中の学生に対して行うものを除く。）	1通につき300円
大学学内入室用カードキー再交付手数料	実費相当額
更衣室ロッカーキー再交付手数料	実費相当額

公立大学法人山形県立保健医療大学施設管理規程

平成21年4月1日

規程 第 80 号

改正 平成 24 年 3 月 27 日規程第 2 号

改正 平成 24 年 7 月 20 日規程第 8 号

改正 平成 25 年 3 月 6 日規程第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人山形県立保健医療大学が管理する建物及び附属設備、構築物（以下「施設」という。）の管理及び使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(理事長及び施設管理責任者)

第 2 条 理事長は、施設の管理及び使用に関し、総理する。

2 理事長は、事務局長を施設管理責任者と指定し、施設の管理及び使用に関する事務を行わせる。

(施設管理者)

第 3 条 施設管理責任者を補佐し、各施設の保全、清潔の保持等にあたらせるため、施設管理者を置く。

2 施設管理者及びその担当施設は、別表のとおりとする。

3 施設管理者は、担当施設について次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 盗難及び火災その他災害の防止に関する事
- (2) 整理、整頓、清掃及び環境衛生に関する事
- (3) その他施設の良好な維持保全に関する事

(施設管理補助者)

第 4 条 施設管理者（別表に掲げる者に限る。次項において同じ。）は、施設管理者を補助し、担当施設における前条第 3 項各号の事項にあたらせるため、各担当施設に施設管理補助者を置くことができる。

2 施設管理者は、施設管理補助者を置いたときは、すみやかに施設管理責任者に届け出るものとする。

(施設の使用時間等)

第 5 条 施設を使用できる日は、12月29日から翌年1月3日までを除いた日とする。

2 施設を使用できる時間は、原則として次のとおりとする。ただし、本学の教職員及び学生（以下「学内者」という。）が日常的に使用を認められている施設を使用する場合及び教育研究の用途又は目的のために使用する場合（以下「学内者の日常及び研究上の使用」という。）は、この限りではない。

- (1) 学内者が使用する場 授業のある日 午前 8 時 30 分から午後 9 時まで
休業日 午前 9 時から午後 5 時まで
- (2) 学内者以外の者が使用する場 午前 9 時から午後 4 時まで

3 学内者と学内者以外の者が合同で使用する場合は、前項第 1 号の規定を適用する。

(使用手続き)

第 6 条 学内者の日常及び研究上の使用を除き、施設を使用しようとする者は、あらかじめ施設使用許可申請書（別記様式）により、理事長の許可を受けなければならない。

- 2 理事長は、施設の使用を許可したときは、当該申請者に対し施設使用許可書（別記様式）を交付するものとする。ただし、学内者が申請者である場合は、許可書の交付に代え口頭で許可することができる。
- 3 理事長は、前項の許可に条件を付すことができる。
- 4 本学の学生の団体が課外活動等の目的のため年間を通し施設等を使用する場合の手続等は、別に定める。

（使用の不許可、取消し、変更）

第7条 理事長は、施設の使用が、次の各号の一に該当する場合は、使用を許可しない。

- (1) 教育研究活動又は本学の行事に支障がある場合
 - (2) 施設を破損し、又は汚損するおそれがある場合
 - (3) 営利を目的とする私的な事業と認められる場合
 - (4) 前各号の他施設の使用が不相当と認められる場合
- 2 理事長は、施設の使用を許可した後においても、本学の業務に支障があると認めた場合、その他施設の使用を不相当と認めた場合には、当該使用許可の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

（使用上の遵守事項）

第8条 施設の使用にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された目的以外に使用しないこと。
- (2) 教育、研究その他事務の妨害となる行為をしないこと。
- (3) 施設又は施設内の備品、物品等を破損し、又は汚損しないこと。
- (4) 示威行為又はけん騒にわたる行為をしないこと。
- (5) 本学の敷地内において喫煙しないこと。
- (6) 使用後は整理清掃し、原状に復するとともに、火元、電源及び水栓等を点検し施錠を確認すること。

（掲示等の承認）

第9条 施設に文書、ポスターその他これに類するもの（本学の学生又は学生の団体が学生用掲示板に掲示するもの又は教員が教員用掲示板に掲示するものを除く。）を掲示しようとする者は、理事長の承認を受けなければならない。

- 2 理事長は、掲示物が次の各号の一に該当する場合は、掲示を承認しないことができる。
 - (1) 特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治活動を行うもの
 - (2) 特定の宗教のための宗教活動を行うもの
 - (3) 営利を目的とするもの
 - (4) 特定の個人、団体等を非難し、又はその名誉を傷つけるもの
 - (5) 内容、形状が品位に欠けるもの
 - (6) 前各号の他施設への掲示が不相当と認められるもの

- 3 理事長は、承認を受けないで掲示した掲示物及び前項各号の一に該当する掲示物については、撤去を求め、又は撤去することができる。

（文書配布等の制限）

第10条 施設内で印刷物その他の物品の配布（本学の学生又は学生の団体が学生通則第18条に基づき印刷物等を配布する場合を除く。）、募金、物品販売、署名活動その他これに類する行為及び集会その他の催し物を行おうとする者は、理事長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認にあたっては、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(損害賠償)

第11条 故意又は過失により施設及び施設の設備・備品を破損又は滅失した者は、直ちに理事長に届け出るとともに、理事長の指示に基づき、原状に復し、又はこれにより生じた損害を賠償しなければならない。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、施設の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成24年 3 月27日)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成24年 7 月20日)

この規程は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (平成25年 3 月 6 日)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表

施設名	施設管理者
大学院生室、大学院研究室	研究科長
基礎看護実習室、基礎看護実習準備室、成人看護学実習室・栄養学実習室、地域看護学実習室・老年看護学実習室・ADL実習室、助産学実習室・母性小児看護学実習室、洗濯乾燥室、器具庫、看護学科第1共同研究室、看護学科第2共同研究室、共同研究室	看護学科長
運動学実習室、理学療法評価実習室・運動療法実習室、物理療法実習室、物理療法準備室、水治療実習室、義肢装具室、義肢装具準備室、理学療法学科作業療法学科共同研究室	理学療法学科長
作業療法評価実習室・基礎作業療法実習室、発達障がい作業療法実習室、電気生理実験室・標本室、32 研究室	作業療法学科長
基礎生命科学実習室、基礎生命科学準備室、物理学実験室、化学実験室、実験準備室、語学教室、音楽室、教員実験室、教材作成室	基礎教育担当教員会議の長
図書館、電子計算機室、情報処理教室	図書館長
各個人研究室	各使用教員
第1～8、10～13 講義室、第1、3～8 演習室、非常勤講師控室、試験問題作成室、学生相談室、保健室、資料室、女子更衣室、男子更衣室、サークル室1～2、体育館、運動場、テニスコート	教務学生課長
上記以外の施設	総務課長

別記
様式

施設使用許可申請書

年 月 日

公立大学法人山形県立保健医療大学理事長 殿

団体名 _____

氏名（代表者等） _____ 印

住所 〒 _____

担当者 _____ TEL _____

下記のとおり施設を使用したいので、許可して下さるようお願いいたします。

記

使用施設名	
使用目的	
使用予定人数	人
使用日時	月 日 () 時 分から 時 分まで
使用設備	
備考 ※施設使用に係る 依頼事項等	・使用者の区分 学内者 ・ 学内者以外 ・正面玄関の開閉 有 (: ~ :) ・ 無 ・冷暖房の使用 有 ・ 無 ・駐車場の利用台数 約 台
使用料	円 ・ 免除
設定及び 許可条件等	

※太枠のみ記入すること。また、本学の授業、本学学生のサークル活動以外での使用については、使用目的の分かる資料（学会パンフレット、案内文書、会議次第）を添付願います。

施設使用許可書

上記のとおり、許可します。また、使用料については、以下の口座に使用する日の7日前まで振込願います。

なお、本学の業務に支障があると認めた場合、使用許可の全部又は一部を取り消し、又は変更する場合があります。

年 月 日

公立大学法人山形県立保健医療大学理事長

振込口座：山形銀行県庁支店 普通 3029344 ヤマガタケンリツホケンリョウダガク

公立大学法人山形県立保健医療大学講堂及び講義室等並びに体育施設使用要綱

平成 21 年 4 月 1 日制定

平成 24 年 3 月 27 日改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公立大学法人山形県立保健医療大学施設管理規程（平成21年規程第80号。以下「施設管理規程」という。）に定めるもののほか、本学の講堂及び講義室等並びに体育施設の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、講堂及び講義室等とは、講堂、講堂控室、講義室、演習室及びその附属設備をいい、体育施設とは、体育館（トレーニングジム及びシャワー室を含む。）、運動場、テニスコート、ゴルフ練習場及びその附属設備をいう。

(使用の範囲)

第 3 条 講堂及び講義室等は、本学の授業、式典及びその他行事等に使用するほか、次に掲げる場合に使用することができる。

- (1) 本学の教職員、学生及び学生の団体が講演会、研究発表会等を行うために使用する場合
- (2) 本学の教職員が代表者又は代表者に準じる役職となっている団体が、本学の教職員の保健医療福祉に関する教育研究の成果を地域に還元することを目的に開催する講演会、研究発表会等を行うために使用する場合
- (3) 保健医療福祉関係者が、県民の健康と福祉の向上並びに県内の保健医療福祉従事者の知見及び技術の向上に寄与することを目的に開催する講演会、研究発表会等を行うために使用する場合
- (4) 国、地方公共団体が、公用又は公共の用のため使用する場合
- (5) その他理事長が適当と認める場合

2 体育施設は、本学の体育の授業に使用するほか、次に掲げる場合に使用することができる。

- (1) 本学の学生団体が課外活動及びレクリエーション活動のために使用する場合
- (2) 本学の教職員がレクリエーション活動のために使用する場合
- (3) その他理事長が適当と認める活動及び行事のために使用する場合

(使用できる日及び時間)

第 4 条 施設を使用できる日及び時間は、施設管理規程第 5 条に定めるとおりとするが、施設管理規程第 5 条第 2 項で規定する学内者以外の者が使用する場合は、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の使用はできないものとする。

(使用手続き)

第 5 条 講堂及び講義室等並びに体育施設を使用しようとする者は、施設管理規程第 6 条第 1 項に定める施設使用許可申請書を、原則として使用する日の 3 週間前までに理事長に提出しなければならない。

(体育施設使用における使用手続きの簡素化)

第 6 条 本学の学生及び教職員が個人又は複数で、授業又は第 3 条第 2 項各号の使用を妨げない範囲で体育施設を使用する場合は、施設管理規程第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、備え付けの使用管理簿に必要事項を記入することにより使用することができる。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月27日改正）

この要綱は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

公立大学法人山形県立保健医療大学サークル室等使用要綱

平成 21 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公立大学法人山形県立保健医療大学施設管理規程（平成21年規程第80号）第 6 条第 4 項に基づき、本学の学生の団体が会合、課外活動等（以下「サークル活動」という。）の目的のために年間を通して本学の施設を使用する場合に関し、必要な事項を定めるものとする。

(年間使用の承認)

第 2 条 山形県立保健医療大学学生通則（平成21年規程第 号）第11条第 1 項の規定により学長の承認を受けた団体（以下「登録団体」という。）が、サークル活動のために年間を通して特定の施設（以下「サークル室等」という。）を使用する場合は、サークル室等使用願（様式第 1 号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、登録団体から使用願の提出があったときは、調整のうえ、使用するサークル室等を割り当てるものとする。

3 サークル室等の使用承認期間は、承認の日から承認の日の属する年度の翌年度の 4 月30日までとする。

4 サークル室等の使用を承認された登録団体（以下「使用団体」という。）は、前項の使用承認期間の経過後も引き続き使用を希望するときは、毎年、別に定める日までに改めてサークル室等使用願を理事長に提出して、その承認を受けなければならない。

(鍵の貸与)

第 3 条 理事長は、使用団体に対して使用を承認したサークル室等の鍵を貸与するものとする。

2 使用団体は、貸与された鍵を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 使用団体は、第 7 条の規定により使用の承認を取り消されたとき又は第 8 条の規定によりサークル室等の使用を終了するときは鍵を返却しなければならない。

4 使用団体は、合鍵を作製してはならない。

(遵守事項)

第 4 条 使用団体は、サークル室等の使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 整理、整頓、清掃及び衛生の保持に努めること。

(2) 火災の予防に努めること。

(3) この規程に定めるもののほか、理事長の指示に従うこと。

(禁止行為)

第 5 条 使用団体は、サークル室等で次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 健全なサークル活動以外の活動

(2) 施設又は設備の現状の変更

(3) 当該使用団体以外のものへの転貸

(4) 火災又はガス中毒のおそれのある器具等の使用

(5) その他不適切な使用と認められる行為

(損害の賠償)

第6条 使用団体は、故意又は過失によりサークル室等の施設又は設備を棄損し、又は滅失したときは、理事長に届け出るとともに、これにより生じた損害を賠償しなければならない。

(使用の制限)

第7条 理事長は、使用団体がこの規程に違反したときは、サークル室等の使用を一時禁止し、又は使用の承認を取り消すことができる。

(サークル室の返還)

第8条 使用団体は、団体を解散したとき又はサークル室等の使用を終了するときは、サークル室等使用返還届（様式第2号）を提出し、当該サークル室等を原状に復さなければならない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、サークル室等の使用に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(様式第1号)

サークル室等使用願

年 月 日

公立大学法人山形県立保健医療大学理事長 殿

登録団体名.....

(代表者)

学籍番号.....

学 科..... 学 年.....

氏 名.....

TEL.....

下記のとおりサークル室等を使用したいので、承認して下さるようお願いいたします。

記

使 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
使用希望サークル室		サークル活動で 使用許可を要す る施設	
団 体 構 成 員 数			
顧 問 教 員	印		

使 用 承 認 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
使用承認サークル室		使 用 承 認 施 設	

(様式第2号)

サークル室等返還届

年 月 日

公立大学法人山形県立保健医療大学理事長 殿

登録団体名.....

(代表者)

学籍番号.....

学 科.....学 年.....

氏 名.....

TEL.....

下記の理由によりサークル室等を返還します。

記

使用サークル室		使用承認施設	
返 還 期 日			
返 還 理 由			
顧 問 教 員	印		

公立大学法人山形県立保健医療大学情報処理教室使用要綱

平成 21 年 4 月 1 日制定

平成 24 年 3 月 16 日改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公立大学法人山形県立保健医療大学施設管理規程（平成21年規程第80号）に定めるもののほか、情報処理教室の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の範囲)

第 2 条 情報処理教室は授業で使用するほか、本学の学生が授業時間以外の時間に使用することができる。

2 理事長は、次の各号の一に該当する場合は、本学の授業及び学生の使用を妨げない範囲で、情報処理教室の使用を許可することができる。

(1) 本学の教員が代表者又は代表者に準じる役職となっている団体が研修等のために使用する場合

(2) 公開講座等本学の主催する行事において使用する場合

(3) その他理事長が適当と認めた場合

(使用方法等)

第 3 条 本学の学生が授業時間以外の時間に使用する場合の使用方法等については、別に定める。

2 前条第 2 項第 1 号及び第 3 号に基づく使用方法等については、許可申請の都度申請者と事前に協議して定めるものとする。

(使用者の責務)

第 4 条 情報処理教室の使用者（以下「使用者」という。）は、情報処理教室の使用にあたっては、前条の規定により定められた使用方法等を遵守するとともに、コンピュータシステム（以下「システム」という。）の正常な稼動に影響を与える一切の行為を行ってはならない。

2 使用者はシステムにトラブルが生じた場合は、直ちに施設管理者（公立大学法人山形県立保健医療大学施設管理規程第 3 条に規定する「施設管理者」をいう。）又は施設管理補助者（公立大学法人山形県立保健医療大学施設管理規程第 4 条に規定する「施設管理補助者」をいう。）に連絡しなければならない。

3 使用者（本学の学生が授業時間に使用している場合を除く。）は、前条の規定により定められた使用方法等以外の使用が原因でシステムに故障若しくは障害等を生じさせた場合又は機器を破損させた場合は、自らの費用で修復、復旧又は弁償しなければならない。

(使用上の注意)

第 5 条 使用者は、情報処理教室内では次の事項を守らなければならない。

(1) 静粛を保つこと。

(2) 他の使用者の迷惑になる行為をしないこと。

(3) 飲食喫煙をしないこと。

(システム等の改変)

第 6 条 使用者はシステムの使用にあたって、システム等を改変してはならない。

2 使用者は、施設管理者の承諾を得た場合は、前項の規定にかかわらず、その使用期間に限ってシステム等を改変することができる。ただし、その使用が終了したときは、

使用者は直ちにシステム等を改変前の状態に復さなければならない。

3 前項にかかる費用は使用者の負担とする。

(その他の費用の負担)

第7条 授業で使用する場合を除き、印刷に必要な用紙等の費用は使用者の負担とする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月16日改正)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

公立大学法人山形県立保健医療大学構内駐車場利用要綱

平成 21 年 4 月 1 日制定

平成 25 年 3 月 15 日改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公立大学法人山形県立保健医療大学施設管理規程（平成21年規程第80号）第12条に基づき、山形県立保健医療大学（以下「本学」という。）の構内駐車場（以下「駐車場」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(駐車場の承認)

第 2 条 駐車場を利用しようとする者は、構内駐車場利用申請書（別記様式）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、自動車任意保険に加入していることを確認のうえ、前項の駐車場の利用の承認を行うものとする。

(駐車証の交付等)

第 3 条 理事長は、前条第 2 項に基づき駐車場の利用を承認した者に対して、駐車証を交付する。ただし、教職員が駐車場を利用しようとする者である場合は、駐車証の交付を省略することができる。

2 駐車証の有効期間は、交付日から交付日の属する年度の翌年度の 4 月末日までとする。

3 駐車証は、車のフロントガラスの内側に表側が確認できるように掲示しなければならない。

(駐車証の再交付)

第 4 条 駐車証の交付を受けた者が、駐車証を紛失又は汚損したときは、理事長に届けなければならない。

2 前項の者が駐車証の再交付を受けようとする場合は、第 2 条に準じ再交付申請書を提出しなければならない。

(駐車場利用者の留意事項)

第 5 条 駐車場を利用する者は、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 駐車スペースに整然と駐車し、他の車両の通行、駐車に支障をきたさないこと。

(2) 駐車場内を汚損し、又はき損しないこと。

(3) 施設を管理する者から指示があった場合は、それに従うこと。

(駐車場の利用の取消等)

第 6 条 理事長は、前条各号の一に違反した者について、駐車場の利用の承認を取り消すことができる。

2 理事長は、駐車場の管理上必要があると認めるときは、駐車場の一時利用停止又は駐車の制限を行うことができる。

(損害等の免責)

第 7 条 理事長は、駐車場内で発生した自動車の盗難又は破損等による損害について、その責めを負わないものとする。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月15日）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別記
様式

構内駐車場利用申請書

年 月 日

公立大学法人山形県立保健医療大学理事長 殿

所属名（学生の場合は学科名）			
氏名（学生の場合は学籍番号を記入）		印	
住 所			
* 保証人氏名・住所 （学生の場合記入）		印	
自動車使用による大学までの距離	km	自動車使用によ る所要時間	分
車 種		車 両 番 号	
自動車使用を必要とする理由			
自動車によらない場合の通勤・ 通学経路、時間			
継続承認者のみ記入		承認番号 承認期間 年 月 日 ～ 年 月 日	

承認・ 不承認		承認番号		承認期間	～
------------	--	------	--	------	---

山形県立保健医療大学附属図書館利用規程

平成21年4月1日

規程 第 81 号

(趣旨)

第1条 この規程は、山形県立保健医療大学学則(平成21年学則第1号)第51条第2項の規定に基づき、山形県立保健医療大学附属図書館(以下「図書館」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(図書館の役割)

第2条 図書館は、本学における学術研究及び教育に必要な図書その他の資料を収集、整理、管理し、その運営を行う。

(図書の定義)

第3条 この規程において図書その他の資料(以下「図書」という。)とは、書籍、論文集、雑誌・新聞等定期刊行物、視聴覚資料その他これらに類するもので、図書館において管理するものとされたものをいう。

2 この規程において研究用図書とは、図書のうち、教員が研究費で購入したものをいう。

(図書の管理)

第4条 図書館は、本学の所管するすべての図書を集中管理するものとする。

2 教員は、図書館長(以下「館長」という。)の許可を得て、研究用図書を研究室に保管することができる。

(図書の点検整理)

第5条 図書館は、年1回すべての図書の点検整理(以下「蔵書点検」という。)を行わなければならない。

2 蔵書点検について館長の指示があったときは、図書の館外貸出しを受けた者(以下「借受者」という。)及び研究用図書を研究室に保管している者(以下「保管責任者」という。)は、その指示に従わなければならない。

3 図書館は、毎月、図書の整理を行うものとする。

(利用者)

第6条 図書館を利用できる者(以下「利用者」という。)は、次のとおりとする。

(1) 本学の教職員(非常勤の講師を含む。以下同じ)

(2) 本学の大学院の学生(研究生、科目等履修生、特別聴講生及び外国人留学生を含む。以下同じ。)

(3) 本学の学生(研究生、科目等履修生、特別聴講生及び外国人留学生を含む。以下同じ。)

(4) 学外の者で、館長の許可を得た者

(利用上の注意)

第7条 利用者は、図書館内では次の事項を守らなければならない。

(1) 静粛を保つこと。

(2) 他の入館者の迷惑になる行為をしないこと。

(3) 飲食喫煙をしないこと。

(4) 図書館施設及び図書を汚損又は破損しないこと。

(5) その他係員の指示に従うこと。

2 館長は、前項各号のいずれかに違反した者を、退館させることができる。

(賠償責任)

第8条 利用者は、次の各号の一に該当する場合には、直ちにその旨を館長に届け出るとともに、その損害について館長の指示に基づき、賠償しなければならない。

(1) 図書館施設及び施設機器を滅失又は損傷したとき。

(2) 図書を紛失又は損傷したとき。

(休館日)

第9条 図書館の休館日は次のとおりとする。

(1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 年末年始（12月29日から翌年1月4日まで）

(3) 蔵書点検を行う期間

(4) 月例図書整理日（毎月末日（その日が第1号及び第2号の休館日にあたる場合はその前日））

2 館長は、必要があると認めるときは、前項の休館日以外の日に休館し、又は休館日において開館することができる。

(開館時間)

第10条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

(1) 月曜日から金曜日 午前9時から午後9時までとする。ただし、春季休業日、夏季休業日及び冬季休業日は、午前9時から午後5時までとする。

(2) 土曜日 午前9時30分から午後4時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めるときは、臨時に開館時間を延長し、又は短縮することができる。

(利用施設)

第11条 利用者が利用できる図書館の施設は次のとおりとする。

(1) 閲覧室

(2) オーディオ・ビジュアルコーナー及び当該設備

(3) ロッカールーム

(図書館利用カード)

第12条 利用者は、所定の手続きをし、図書館利用カード（以下「利用カード」という。）の交付を受けるものとする。ただし、本学の学生は、学生証を利用カードと兼ねるものとする。

(提示義務)

第13条 図書館を利用しようとする者は、利用カードを常に携帯し、係員の求めに応じて提示しなければならない。

(館内閲覧)

第14条 利用者は、閲覧室内の図書を自由に閲覧することができる。

2 利用者は、書庫内の図書を閲覧する場合には、書庫内資料閲覧請求票に必要事項を記入し、係員に提出しなければならない。

(館外貸出)

第15条 図書の館外貸出しを希望する利用者は、当該図書に利用カードを添えて係員に提出しなければならない。

2 同時に館外貸出しを受けることができる図書の冊数及びその期間は、次のとおりとする。

(1) 第6条第1号及び第2号の利用者 10冊 30日

(2) 第6条第3号の利用者 5冊 14日

(3) 第6条第4号の利用者 3冊 10日

3 館長は、前項に規定する貸出しの冊数及び期間について、本学の休業日、定期試験及びその他の事情等により特に必要と認められるときは、変更することができる。

4 館長は、返却期限内に図書を持参した者が貸出し期間の延長を申し出た場合は、当該図書について次条第2項の規定による予約がなされていない場合に限り、1回を限度として、貸出し期間を第2項各号に定める日数分を延長することができる。

(館外貸出の予約)

第16条 館外貸出しを受けようとする図書が既に貸出し中の場合、当該図書の返却後の館外貸出しを予約(以下「予約」という。)することができる。

2 予約の有効期間は、貸出し中の図書が返却された日の翌日から起算して7日間とする。

(転貸の禁止)

第17条 借受者は、当該図書を他の者に転貸してはならない。

(館外貸出図書の返却)

第18条 借受者は、貸出期間内に返却しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、貸出期間内であっても、直ちに返却しなければならない。

(1) 教職員が、退職若しくは転任したとき、又は休職若しくは研修等により長期にわたって本学を離れるとき

(2) 学生が、卒業、退学その他の理由により学籍を離れるとき又は休学若しくは停学になったとき

(3) 図書の点検及びその他の事由により館長から返却の指示があったとき

(貸出禁止図書)

第19条 次の図書は、館外貸出しを行わない。ただし、特に館長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(1) 辞書、辞典、目録、索引、年鑑等

(2) 新聞、雑誌等定期刊行物

(3) 視聴覚資料

(4) 館長が特に指定する図書

(文献複写)

第20条 図書の複写は、著作権法(昭和45年法律第48号)に違反しない範囲で行うことができる。

2 図書を複写しようとする者は、複写希望図書とともに複写申込書を館長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 複写に要する経費は、申込者の負担とする。

4 複写物の利用による著作権法上の責任は、当該複写物の提供を受けた者が負わなければならない。

(研究室保管図書)

第21条 第4条第2項の規定により、館長の許可を得て研究室に保管することとした研究用図書については、保管責任者が責任をもって保管しなければならない。

2 保管責任者は、研究室に保管することとした研究用図書について、図書保管目録を作成し館長に提出しなければならない。

3 研究室に保管している研究用図書は次の各号のいずれかに該当する場合は、館長に引き渡さなければならない。

(1) 当該図書を研究費で購入した教員が第18条第1号に該当し、研究室の使用を終了すること

となった場合

(2) 当該図書の利用申し出があった場合

(3) 共同研究が終了した場合

(4) 館長が必要と認めた場合

(相互利用)

第22条 館長は、他の図書館との円滑な相互利用を進めるものとし、学術研究又は教育のため、他の図書館を利用する必要がある利用者(本学の教職員及び学生に限る。)は、図書館を通じて、その利用を申し込むことができる。

2 前項の利用者は、文献複写・図書借用申込書に必要事項を記入し、利用者カードを添えて、係員に提出しなければならない。

3 相互利用に係る費用は、利用者の負担とする。

4 図書館は、他の図書館から図書の利用及び文献の複写の申し込みがあったときは、本学の研究又は教育上支障のない限り、これに応じるものとする。

5 前項の図書の貸出し冊数は10冊以内とし、貸出し期間は21日以内とする。ただし、館長が特に必要と認めた場合は貸出し期間を変更することができる。

(情報検索サービス)

第23条 図書館は、利用者の学術研究及び教育に資するため、外部データベースとのオンライン情報検索サービスを行うものとする。

2 オンライン情報検索サービスを受けようとする利用者は、情報検索申込書に必要事項を記入し、利用者カードを添えて係員に提出しなければならない。

(レファレンスサービス)

第24条 図書館は、利用者の学術研究及び教育に資するため、次のレファレンスサービスを行うものとする。

(1) 文献検索の案内

(2) 参考文献の紹介

(3) 関係資料の収集

(4) 文献資料の所在確認及び関係機関等への連絡紹介

(視聴覚資料の視聴)

第25条 視聴覚資料を視聴しようとする者は、係員に申し込まなければならない。

2 オーディオ・ビジュアルコーナーには館外の視聴覚資料を持ち込んで서는ならない。

(利用制限)

第26条 館長は、この規程に著しく違反した利用者に対し、図書館の利用を制限し、又は一定期間その利用を制限することができる。

2 館長は、本学の研究、教育又は学習上支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、学外者の利用を制限することができる。

(その他)

第27条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

公立大学法人山形県立保健医療大学におけるハラスメントの防止及び措置に関する規程

平成26年2月3日

規程 第 2 号

改正 平成28年4月1日

規程 第 6 号

改正 平成29年3月21日

規程 第 17 号

改正 令和6年3月19日

規程 第 13 号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人山形県立保健医療大学（以下「本学」という。）の職員、学生及び本学関係者が個人として尊重され、勉学、研究、教育及び職務遂行のための良好な環境が確保されることを目的として、本学での修学上又は職務上の関係において行われるセクシャル・ハラスメントをはじめあらゆるハラスメントによる人格に関わる不快又は不適當な言動（以下「ハラスメント」という。）の発生の防止及び排除並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合における措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) ハラスメント 不適切な言動等により、相手を不快にさせたり、相手に不利益を与えたりする人権侵害行為で、セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、その他のハラスメント

ア セクシャル・ハラスメント

相手の意に反する性的言動によって、相手に不快感や不利益を与えたり、人格を傷つけたりすること

イ アカデミック・ハラスメント

教育研究の場において優越的な地位や職務上の権限を濫用することにより、相手に不当に不快感や不利益を与えたり、人格を傷つけたりすること

ウ パワー・ハラスメント

職場において、上下関係や優越的な地位・立場を利用して、相手の職務上の権利を侵害したり、不当に不快感や不利益を与えたり、人格を傷つけたりすること

エ その他のハラスメント

前3号の他、妊娠、出産、育児又は介護等に関するハラスメントを初め、職員又は学生が、他の職員又は学生に対して、相手の意に反する不適切かつ不当な言動により、相手に不利益や不快感を与えたり、人格を傷つけたりすること

(2) ハラスメントに起因する問題 職員、学生及び本学関係者が、ハラスメントのために修学上又は就労上の環境を害されること及びハラスメントへの対応に起因して修学上又は就労上

の不利益を受けることをいう。

- (3) 職員 公立大学法人山形県立保健医療大学就業規則（平成21年規則第2号）第2条に規定する職員をいう。
- (4) 学生 本学に修学するすべての者をいう。
- (5) 被害者 ハラスメントを受けたと申し立てた者又は第三者によってハラスメントを受けていると申し立てられた者をいう。
- (6) 行為者 ハラスメントを行ったと申し立てられた者をいう。
- (7) 協力者 ハラスメントに関わる対応及び調査において協力を求められた者をいう。
- (8) 本学関係者 本学において業務を行うことが認められている者（職員を除く。）及び本学学生の保護者をいう。

（職員及び学生の責務）

第3条 職員及び学生は、次条の指針の定めるところに従い、ハラスメントを行ってはならず、また、他者が行うハラスメントを容認してはならない。

（職員及び学生に対する指針）

第4条 理事長は、ハラスメントが生じないようにするために職員及び学生が認識すべき事項並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合における職員及び学生の対応等について次の趣旨を踏まえた指針を定める。

- (1) 職員及び学生は、本学が保健医療職を目指す勉学の間であることを自覚し、お互いを尊重し、ハラスメントの発生および排除に十分留意して、勉学、研究、教育及び職務遂行に真摯に取り組むこと。
- (2) 職員を監督する立場にある者は、日常の執務を通じた指導により、ハラスメントに関する職員の注意を喚起するとともに、認識を深めさせること。
- (3) 職員はハラスメントに起因する問題が生じないように、日頃よりその言動に十分な注意を払うこと。

（ハラスメント調査・調停委員会）

第5条 学生支援委員会が必要と認めた場合は、ハラスメントの事実関係調査のために、ハラスメント調査・調停委員会（以下「調査・調停委員会」という。）を置くことができる。

2 調査・調停委員会は次の各号に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 苦情相談にかかわる事実関係の調査
- (2) 調査に基づく調停案の策定
- (3) 調停
- (4) 懲戒処分相当と思慮する場合の処分案及び改善のためにとるべき措置等についての学生支援委員会への提案に関する事項

3 調査・調停委員会は、学生支援委員会の推薦する者のうちから、理事長が指名する者若干名をもって組織する。

4 委員の任期は、当該事案が終了するまでとする。

5 調査・調停委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

6 委員長は、調査・調停委員会の会議を招集し、その議長となる。

7 調査・調停委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、開くことができない。

8 調査・調停委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決

するところによる。

- 9 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、又はその意見を聴取することができる。
- 10 調査・調停委員会は、調査結果等を文書により学生支援委員会及び理事長に報告するものとする。

(ハラスメント相談室)

第6条 ハラスメントに関する苦情の申立て及び相談（以下「苦情相談」という。）に対応するため、本学にハラスメント相談室を設け、ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 相談員は、理事長が指名する者をもって充て、次に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる人数とする。

- (1) 教員 男女各2名
- (2) 事務局職員 男女各1名
- (3) 学生 男女各3名

3 理事長は、前項第3号に定める相談員を指名する場合は、学生部長の推薦を得るものとする。

4 相談員の任期は2年（第2項第3号の相談員（以下「学生相談員」という。）にあっては1年）とする。ただし、再任されることを妨げない。

5 ハラスメント相談室に相談室長を置き、理事長が指名する。

6 相談員は、学生支援委員会及び調査・調停委員会の委員を兼ねることができない。

(ハラスメント相談員の職務等)

第7条 相談員は、職員、学生及び本学関係者からの苦情相談に対し、真摯に対応し、問題の事実関係の把握を迅速に行い、当該問題が適切にかつ迅速に解決が図られるよう努めなければならない。

2 相談員は、被害者からの苦情相談を2名以上の相談員（うち1名以上は学生相談員以外の相談員とする。）で事情を聴取するものとする。ただし、緊急性があると判断した場合は、学生相談員以外の相談員が1名で事情を聴取することができる。

3 相談員（学生相談員を除く。）は、必要と判断した場合は、行為者から事情を聴取し、協力者に協力を求めることができる。

4 相談員（学生相談員を除く。）は、苦情相談に対する助言・指導を行うことができる。

5 相談員（学生相談員を除く。）は、苦情相談の内容を、随時、相談室長に報告するものとする。

6 相談室長は、学生支援委員会に必要な情報を報告するものとする。

7 相談室長は、学生支援委員会に苦情相談に基づく調査・調停の依頼をすることができる。

8 相談室長は、学生支援委員会に被害者についての緊急保護措置を請求することができる。

9 相談室長は、ハラスメント相談室の活動状況を、必要に応じ理事長及び教授会に対して報告するものとする。

(措置)

第8条 理事長は、学生支援委員会から懲戒処分相当との具申を受けたときは、直ちに必要な措置を講ずるものとする。

2 前項のうち、当該行為者が学生の場合は大学等の学則に基づき厳正な処分を講ずるものとし、職員の場合は就業規則による懲戒手続きに付すものとする。

3 理事長は、本学としての対応の内容を当事者に連絡するとともに、再発防止上必要と判断した場合は、当事者並びに関係者のプライバシー等に配慮した上で、経過と結果を公表することができるものとする。

(不利益な取扱いの禁止)

第9条 何人も、苦情相談を申立て又は苦情相談に関与したことによって、不当な取扱いを受けることがあってはならない。

2 何人も、自己を行為者とする苦情相談が申立てられたことをもって、不当な取扱いを受けることがあってはならない。

(学生部長との協議)

第10条 学生支援委員会委員、調査・調停委員会委員及び相談員は、ハラスメントの被害者又は行為者が学生である場合は、学生部長と連携を取り苦情相談に当たるものとし、必要な場合は、必要な措置について学生部長と協議するものとする。

(欠格条項)

第11条 学生支援委員会委員、調査・調停委員会委員又は相談員が、被害者又は行為者となった場合は、当該事案についてその適格性を失う。

(守秘義務)

第12条 学生支援委員会委員、調査・調停委員会委員及び相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第13条 調査・調停委員会の庶務は、事務局において行う。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、調査・調停委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

ハラスメントの防止等のため教職員及び学生が認識すべき事項についての指針

平成 21 年 4 月 1 日 制定

第 1 ハラスメントを行わないために教職員及び学生が認識すべき事項

- (1) お互いが接するに当たり認識すべきこと
 - ① お互いの人権を尊重しあうこと。
 - ② お互いが大切なパートナーであるという意識を持つこと。
 - ③ 相手を性的な関心の対象として見る意識を無くすこと。
 - ④ 異性を劣った性として見る意識を無くすこと。
- (2) ハラスメントに関し十分認識すべきこと
 - ① 性に関する受け止め方には、個人間や男女間で差があり、自分のある言動がセクシャル・ハラスメント等に当たるか否かについては、相手の判断が重要となること。
 - ② 性に関する以外の言動であっても、相手が拒否し、又は嫌がっていることが分った場合はハラスメントに当たる可能性があるため、同じ言動を繰り返さないこと。
 - ③ ハラスメントであるか否かについては、相手からいつも意思表示があるとは限らないこと。ハラスメントを受けた者が、上司、指導教員等と言った人間関係から、拒否することができない場合等、拒否の意思表示がないからといって、それを同意・合意と勘違いしてはならないこと。
 - ④ 本学の修学上又は職務上の関係において行われるものであれば、大学内や勤務時間に関係なく、その人間関係が持続する場合は該当となるため、大学内と同様に注意すること。

第 2 就労上又は修学上の適正な環境を確保するために認識すべき事項

就労又は修学における学内の環境は、教職員、学生及び本学関係者の協力の下に形成される部分が多いということを認識し、次の事項に留意すること。

- ① ハラスメントについて問題提起する教職員、学生及び本学関係者を、いわゆるトラブルメーカーと見たり、ハラスメントに関する問題を当事者間の個人的な問題としてかたづけられないこと。
- ② ハラスメントの加害者や被害者を出さないようにするため、周囲に気配りし、ハラスメントが見受けられたら注意を促したり、被害を受けていることを見聞きしたら声をかけて相談にのる等、必要な行動をとること。

第 3 ハラスメントに起因する問題が生じた場合において教職員、学生に望まれる事項

教職員及び学生は、ハラスメントを受けた場合には、その被害を深刻なものにしないため、次の事項について認識しておくこと。

- ① 一人で我慢しているだけでは、問題は解決しないこと。
- ② ハラスメントをあいまいにせず明確に判断することをためらわないこと。
- ③ 嫌なことは相手に対して明確に意思表示をすること。
- ④ 信頼できる人又は相談員に相談すること。

公立大学法人山形県立保健医療大学倫理審査規程

	平成 21 年 4 月 1 日
	規 程 第 84 号
改正	平成 24 年 3 月 29 日
	規 程 第 7 号
改正	平成 27 年 4 月 21 日
	規 程 第 9 号
改正	平成 29 年 2 月 24 日
	規 程 第 14 号
改正	平成 30 年 2 月 22 日
	規 程 第 2 号
改正	令和 2 年 1 月 24 日
	規 程 第 1 号
改正	令和 3 年 3 月 10 日
	規 程 第 1 号
改正	令和 4 年 3 月 9 日
	規 程 第 4 号
改正	令和 5 年 3 月 1 日
	規 程 第 5 号

(趣旨)

第1条 この規程は、山形県立保健医療大学（以下「本学」という。）において人を直接対象とした医学、生物学、看護学、理学療法学、作業療法学及び関連諸科学の研究の倫理審査に必要な事項を定めるものとする。

(倫理的配慮)

第2条 本学の教授、准教授、講師、助教及び助手（以下「教員」という。）並びに本学大学院保健医療学研究科の学生（以下「大学院生」という。）及び本学保健医療学部の学生（以下「学部生」という。）並びに本学の客員研究員、研究生及び科目等履修生（以下「客員研究員等」という。）は、前条の研究を行うに際しては、ヘルシンキ宣言、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針、看護研究における倫理指針等の趣旨に沿った倫理的配慮を図らなければならない。

(倫理委員会)

第3条 本学に、倫理上の審査を行うため、山形県立保健医療大学倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、本学の教職員及び学識経験者若干名をもって組織する。
- 3 前項の委員は、学長が委嘱する。
- 4 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から学長が指名する。
- 5 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

6 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の会議)

第4条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

3 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

(委員会の職務)

第5条 委員会は、研究に関する倫理上の重要事項について調査審査する。

2 委員会は、研究に関する倫理上の重要事項について学長に建議することができる。

3 委員会は、倫理上の審査について申請があった研究の内容について審査する。

(審査の方針)

第6条 委員会は、前条の審査においては、倫理的、社会的な面から調査、検討を行うものとし、次の各号に掲げる観点に留意して、審査を行うものとする。

(1) 研究の対象となる個人の人権の擁護

(2) 研究の対象となる個人に理解を求める同意を得る方法

(3) 研究によって生じる個人の不利益及び危険性の予測

(審査の申請)

第7条 教員、大学院生、学部生、客員研究員等及びその他本学で研究活動に従事する者（以下「研究者」という。）は、第1条に規定する研究を行おうとする場合において、倫理的配慮を図る必要があると思料される場合は、倫理審査申請書（様式第1号）により、委員会に、倫理上の審査を申請することができる。ただし、学部生が行う研究にあつては、倫理的配慮説明書（様式第7号）をもって倫理審査申請書に代えることができるものとする。

(審査の方法)

第8条 前条により委員会に倫理上の審査を申請した研究者（以下「申請者」という。）は、委員会に出席し、申請内容等を説明し、意見を述べることができる。

2 大学院生が申請者である場合、主研究指導教員は原則として大学院生とともに委員会に出席することとする。

3 学部生が申請者である場合、指導教員が委員会に出席することとする。

4 委員会は、申請者以外の者に、委員会に出席することを求め、意見を聴取することができる。

5 委員会は、特に必要であると認める場合は、申請に係る事項に関し専門的知識を有する者を臨時委員として、審査に参加させることができる。

6 前項の臨時委員は、委員会の申出に基づいて、学長が委嘱する。

7 委員は、自己の申請に係る審査及び研究指導を担当している大学院生等の審査に係る審査には関与することができない。

(判定)

第9条 委員会の判定は、審査した委員全員の合意によるものとし、次の各号の表示によるものとする。

(1) 承認

(2) 条件付承認

(3) 変更の勧告

- (4) 不 承 認
- (5) 非 該 当
- (6) 保 留

2 前項第6号の判定を行った場合は、委員会は、申請者に申請内容の修正を求めた上、再度判定に付すことができるものとする。

(持ち回り審査)

第10条 委員会は、第5条第3項の規定による審査のうち、次のいずれかに該当する場合は、第4条の規定にかかわらず、委員会を開催せず、文書その他の方法による持ち回り審査（以下「持ち回り審査」という。）により判定することができる。

- (1) 前条第2項の規定による審査を行う場合
- (2) 研究対象者に対し、身体的侵襲を伴わず、かつ過度な心理的負担を負わせることがないと委員会が判断した研究のうち、委員会を開催して判定する必要がないと委員長が認める場合
- (3) 学部生が行う研究のうち、研究方法が安全であり、かつ情報漏洩に伴う被害がほとんど想定されない場合
- (4) 過去に委員会で承認された実施計画の変更のうち、研究の実施に重要な影響を及ぼさないものであると委員長が認める場合（ただし、第11条の規定による変更を除く。）

2 前項第3号及び第4号に掲げる持ち回り審査は、委員長及び委員長があらかじめ指名する委員による審査により判定することができる。

3 持ち回り審査の判定は、審査した委員全員の合意によるものとする。

4 委員長は、持ち回り審査を行ったときは、その結果について直近に開催される委員会において報告を行うものとする。

(変更の届出)

第11条 研究責任者は、委員会の承認を得た研究の実施計画について、研究責任者、共同研究者、研究期間、又は対象人数を変更した場合は、速やかに、委員会に変更届出書（様式第2号）を提出しなければならない。

2 委員長は、前項の規定による変更届出書を受理したときは、次の委員会において報告するものとする。

(審査記録及び会議の公開)

第12条 委員会は、審査経過及び審査結果を記録として保存しなければならない。

2 委員会は、必要と認め、申請者及び関係者の同意を得た場合は、審査経過及び審査結果を公表することができる。

3 委員会は、必要と認め、申請者及び関係者の同意を得た場合は、委員会を公開することができる。

(審査結果)

第13条 委員会は、審査終了後速やかに、その結果を倫理審査結果通知書（様式第3号）により、学長及び申請者に通知するものとする。

2 前項の答申においては、審査の判定が第9条第2号から第5号までの一に該当する場合は、その理由を明記しなければならない。

(実施許可)

第14条 前条の審査結果において、第9条第1項第1号、第2号又は第5号の判定を受けた場合は、申請者は、学長から研究実施の許可を得なければならない。

2 申請者が、前項の判定を受けた場合は、申請者から学長に研究実施の許可申請があったものとみなす。

3 学長は、前項に基づき当該研究の実施の可否を決定し、その決定結果を研究実施許可通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（再審査）

第15条 申請者は、前条の決定に異議がある場合は、前条の通知を受領した日の翌日から起算して2週間以内に、委員会に再審査を申請することができる。

2 再審査は、再審査申請書（様式第5号）に、異議の根拠となる資料を添付して行わなければならない。

3 再審査の審査は、審査の規定を準用する。

（倫理審査証明）

第16条 申請者は、論文雑誌の掲載等のため必要な場合は、倫理審査結果通知証明書発行申請書（様式第6号）により、委員会に倫理審査証明を求めることができる。

（庶務）

第17条 委員会の庶務は、事務局教務学生課において行う。

（実施規定）

第18条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際改正前の公立大学法人山形県立保健医療大学倫理審査規程に基づき審査を行っている研究については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成27年4月21日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際改正前の公立大学法人山形県立保健医療大学倫理審査規程に基づき審査を行っている研究については、なお従前の例による。

3 この規程の施行後、職員のうちから最初に委嘱される委員の任期は、第3条第5項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際改正前の公立大学法人山形県立保健医療大学倫理審査規程に基づき審査を行っている研究については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際改正前の公立大学法人山形県立保健医療大学倫理審査規程に基づき審査を行っている研究については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際改正前の公立大学法人山形県立保健医療大学倫理審査規程に基づき審査を行っている研究については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際改正前の公立大学法人山形県立保健医療大学倫理審査規程に基づき審査を行っている研究については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際改正前の公立大学法人山形県立保健医療大学倫理審査規程に基づき審査を行っている研究については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際改正前の公立大学法人山形県立保健医療大学倫理審査規程に基づき審査を行っている研究については、なお従前の例による。

人を対象とした研究についての倫理審査申請書

年 月 日

山形県立保健医療大学
倫理委員会委員長 殿

研究責任者
所 属
氏 名

下記課題の研究実施計画について、公立大学法人山形県立保健医療大学倫理審査規程第 7 条に基づき、倫理審査を申請します。

研究課題名				
研究方法※1				
研究期間	研究期間： 試料・情報の入手： 研究の最終公表：			
研究場所				
実施体制	所 属	職 名	氏 名	分 担
研究責任者				
共同研究者				
共同研究者				
他施設との共同研究	有 無			
共同研究機関の倫理審査状況				
個人情報の有無	有 無			
個人情報の加工の有無	有 無 【有の場合】 仮名加工情報 ・ 匿名加工情報			
要配慮個人情報※2取扱い	有 無			
試料・情報の授受	有 無			
研究公表方法（予定）				
研究資金の調達方法	内部： 外部：			
利益相反の有無	有 無			
添付書類	実施計画書：			
	施設協力依頼書：			
	研究協力説明文書：			
	同意書：			
	撤回書：			
	調査票：			
	インタビューガイド：			
	その他：			

※1 記載例) 横断的調査研究、観察研究(調査票, インタビュー, 診療情報提供など)、混合研究 など

※2 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報

実施計画書

1 持ち回り審査の希望【必須】

あり なし

2 研究の名称【必須】

3 研究の目的及び意義【必須】

(1) 研究目的

(2) 研究の背景や意義

(3) 期待される研究成果

(4) 保健医療福祉分野への貢献

4 研究の方法、期間及び実施場所【必須】

(1) 研究方法

(2) 対象者

(3) データ収集方法

(4) データ収集内容

(5) 分析

(6) 研究期間

(7) 実施場所

(8) 試料・情報の授受

5 研究対象者の選定方針【必須】

6 研究の科学的合理性の根拠【必須】

7 インフォームド・コンセントを得る手続等（説明及び同意に関する事項を含む。）【必須】

8 研究対象者に生じる負担、予測されるリスク及び利益、これらの総合的評価（負担・リスクを最小化する対策）【必須】

9 個人情報等の取り扱い（研究対象者の個人情報保護方法及び加工の有無※）【必須】

※加工する場合にはその方法、仮名加工情報又は匿名加工情報を作成する場合にはその旨を含む。

10 試料・情報（研究に用いられる情報に係る資料を含む。）の保管及び廃棄の方法【必須】

11 研究の資金源等、利益相反及び個人の収益等【必須】

12 研究に関する情報公開の方法【必須】

13 研究対象者等及び関係者からの相談等への対応【必須】

14 大学院生・学部生への指導状況（準備状況）【申請者が大学院生・学部生の場合は必須】

=====以下該当する場合に記載=====

15 代諾者等からインフォームド・コンセントを得る手続

16 インフォームド・アセントを得る手続

17 緊急かつ明白な生命の危機が生じている状況における研究実施時の要件を満たす判断方法
（死が迫っている者に対する救命方法等の介入研究など）

18 研究対象者等に経済的負担又は謝礼がある場合の内容

19 侵襲（軽微な侵襲を除く）を伴う研究実施時の重篤な有害事象が発生した際の対応

20 侵襲を伴う研究実施時の健康被害に対する補償の有無及び内容

- 21 通常の診療を超える医療行為を伴う研究実施時の研究対象者への研究実施後における医療の提供に関する対応

- 22 研究実施が研究対象者の健康、子孫に受け継がれ得る遺伝的特徴等に関する重要な知見が得られる可能性がある場合の研究結果（偶発的所見を含む）の取り扱い

- 23 業務の一部を委託する場合の業務内容及び委託先の監督方法

- 24 対象者情報等の同意時点では特定されない将来研究の想定内容

- 25 モニタリング及び監査を実施する場合の実施体制及び実施手順

- 26 引用文献

変更届出書

年 月 日

山形県立保健医療大学
倫理委員会委員長 殿

研究責任者
所 属
氏 名

研究課題名 :

年 月 日付けで承認された上記研究について、下記のとおり変更しましたので、公立大学法人山形県立保健医療大学倫理審査規程第11条に基づき届け出ます。

記

1 変更した事項

変更した事項	
変更前	
変更後	

※1 変更した事項の欄には、研究責任者、共同研究者、研究期間、対象人数のいずれかを記載すること。

※2 変更した事項が複数ある場合は、各々表を作成し、記載すること。

2 変更の年月日

3 変更した理由

倫理審査結果通知書

年 月 日

山形県立保健医療大学

学長 殿

研究責任者

殿

山形県立保健医療大学倫理委員会委員長

研究課題名 :

上記課題の実施計画について、 年 月 日に当委員会で審査し、下記のとおり判定しましたので公立大学法人山形県立保健医療大学倫理審査規程第13条に基づき通知します。

記

〈判定結果〉

- ・ 承認する
- ・ 条件付きで承認する
(承認番号 【承認西暦月】 - 【一連番号】)
(承認年月日 年 月 日)
- ・ 変更を勧告する
- ・ 承認しない
- ・ 該当しない

〈条件、変更勧告、不承認、非該当の理由及び変更勧告の内容〉

様式第4号

研究実施許可通知書

年 月 日

研究責任者

殿

山形県立保健医療大学
学長

研究課題名 :
(倫理委員会承認番号 -)

上記研究について、倫理委員会の審査結果を踏まえ、公立大学法人山形県立保健医療大学倫理審査規程第14条第3項に基づき、実施を許可します。

様式第5号

再 審 査 申 請 書

年 月 日

山形県立保健医療大学
倫理委員会委員長 殿

研究責任者
所 属
氏 名

研究課題名 :

上記研究について、 年 月 日付けで通知された決定に異議がありますので、公立大学法人山形県立保健医療大学倫理審査規程第15条に基づき再審査を申請します。

記

異議の内容 :

異議の根拠となる資料 : 別紙のとおり

様式第6号

倫理審査結果通知証明書発行申請書

年 月 日

山形県立保健医療大学
倫理委員会委員長 殿

研究責任者
所 属
氏 名

研究課題名 :
承認番号 : —
承認年月日 : 年 月 日

下記の目的のため、倫理上の審査に関する証明が必要なので、公立大学法人山形県立保健医療大学倫理審査規程第16条に基づき倫理審査通知証明書の発行を申請します。

記

学部生の研究に関する倫理的配慮説明書

年 月 日

持ち回り審査の希望の有無	あり	なし
--------------	----	----

研究の名称：

指導教員（研究責任者）：（所属） _____ 学科 _____ （氏名） _____

学 部 生（研究実施者）：（所属） _____ 学科 _____ （学年） _____ 年 _____ （氏名） _____

研究目的・意義（目的、背景や意義、期待される研究成果について 400 字程度で記載）

実施計画

1. 研究デザイン ①介入 ②観察（a. 分析的 b. 記述的） ③その他
2. 対象者：本学学生 _____ 名 学外の専門職 _____ 名
3. 方法（順不同）
 - a. inclusion/exclusion criteria
 - b. 方法（時系列に沿って具体的に、図やチャートを用いればより良い）
 - c. 調査データ（項目、用いる尺度、できれば統計方法等）
 - d. 危険性・不快の程度を必要に応じて記載、中止基準及び有害事象発生時の対応について（保険含む）記載
4. 本研究の科学的合理性（仮説を明記し、研究成果の重要性を記載 200 字程度）
5. Informed Consent（参加協力・拒否権・学修評価等への影響）
 - a. 文書及び口頭で十分な説明を行い、署名による承諾を得る（別紙 1）
 - b. 研究参加の中止・撤回はいかなる方法（口頭、文書（別紙 2）等）でも可能であることを説明、理解を得る
 - c. 本研究に参加しなくとも学修評価等には影響はないことは保証される
6. 個人情報の取り扱い
 - a. 対象者の属性などの個人情報の取得は必要最小限とし、得られた個人情報は研究責任者が「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」及び「山形県立保健医療大学

研究データ等の保存に関する要綱」に則り適切に保管するものとする

- b. データ保管に際し、仮名加工情報に加工するなどして管理する
- c. データを破棄する場合は、倫理審査委員会委員長の指名する者の立ち合いの下に適切に破棄する

7. 研究結果の開示

研究対象者から本人のデータの開示を求められた場合は速やかに開示する

8. 研究成果の公表

本研究は学会発表、卒業論文集として公表するほか、適切な雑誌等に投稿することがある

* 公表を予定する学会名 : _____

* 投稿する雑誌の名称 : _____

指導教員（研究責任者）連絡先

第 研究室 電話 -

e-mail: _____@yachts.ac.jp

学部生（研究実施者）連絡先

e-mail: _____@yachts.ac.jp

「 研究題名 」への

研究参加同意書

指導教員（研究責任者）

山形県立保健医療大学

学科 < 氏 名 > 宛

学部生（研究実施者）

山形県立保健医療大学

学科 年 < 氏 名 > 宛

私は「 研究題名 」について、説明文と口頭で、研究の目的、方法、危険性や不快に対する対応、拒否権、学修評価非対象、個人情報取り扱い、結果開示、成果公表などについて説明を受け、その趣旨を理解しました。

私の自由意思に基づいてこの研究に協力し、研究データを使用することに同意します。

- 指導教員（研究責任者）と学部生（研究実施者）の氏名、所属、職名
- 目的について
- 方法（測定危険性および不快な状態とその対応を含む）について
- Informed Consent（参加協力・拒否権・学修評価等への影響）について
- 個人情報の取り扱いについて
- 研究結果の開示について
- 研究成果の公表について

年 月 日

同意者署名 _____

「 研究題名 」への

同意撤回書

指導教員（研究責任者）

山形県立保健医療大学

学科 < 氏 名 > 宛

学部生（研究実施者）

山形県立保健医療大学

学科 年 < 氏 名 > 宛

私は「 研究題名 」に協力することに同意しましたが、この同意を撤回いたします。

年 月 日

撤回者署名

研究及び教育内容向上等を目的とした調査について

山形県立保健医療大学

本学では教職員が、在学期間中の学生の皆さんに対して、研究や教育内容の向上等を目的とした調査（アンケート等）を行う場合がありますが、これらの調査は、教職員が以下の4点を遵守したうえで実施するものです。

- ① 調査が授業の成績に影響しない（単位取得に影響しない）こと
- ② 調査への参加は自由であり強制ではないこと
- ③ 調査に同意した場合でも撤回が可能であること
- ④ 個人情報については厳重かつ適正に管理すること

学生の皆さんには、上記の内容について十分ご理解いただいたうえで、教職員が実施する調査へのご協力をお願いします。

海外渡航ガイドブック

1 渡航前の情報収集と渡航手続（留学・旅行等）

日本は世界の中でも治安の良い国の一つです。そのため、日本の安全に慣れ親しんだ日本人が海外に行き、予想もしない事件・事故に巻き込まれるケースが非常に多くあります。海外では日本では直面することの少ない危険が待ちかまえており、常に事件・事故や急病と隣り合わせの環境にあるといっても過言ではありません。

海外では「自分の身は自分で守る」が原則となります。渡航する際は一人一人が海外用の知識と意識を持って安全対策を講じることが何よりも大切です。

（1）渡航先の情報収集

渡航先の治安状況、犯罪の傾向や手口、法律や習慣を事前に熟知しておくことで、多くの事件・事故の被害を防ぐことができます。渡航前には、外務省の海外安全ホームページを参照し、渡航先の治安状況や安全対策等の情報を収集しておきましょう。

重要！

外務省がホームページで知らせている海外安全情報の危機情報カテゴリーレベルが2以上となった国や地域への渡航は、やむを得ない理由がある場合を除き、本学では勧めていません。万が一、渡航中にカテゴリーレベルが上がった場合は、自身の安否を家族と教務学生課へ伝え、すみやかに帰国も含め、自分自身の身の安全を最優先に考え行動してください。なお、本学が行う留学プログラムでは引率の教員の指示に従って行動してください。

<安全対策4つの目安（カテゴリー）>

レベル1：十分注意してください。

その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。

レベル2：不要不急の渡航は止めてください。

その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。

レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）

その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。（場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。）

レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）

その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。

※危険情報カテゴリーレベルは、外務省の「海外安全ホームページ」で調べることができます。

渡航先の事情を踏まえ、渡航中も確認することをお勧めします。

(<https://www.anzen.mofa.go.jp/>)

（2）予防接種／感染対策／病気対策

海外では、日本ではほとんど心配のない感染症や風土病が流行っているところがあります。特に熱帯地域では、ウイルスをもった蚊に刺されることで、ジカウイルス感染症や、黄熱、マラリア、デング熱などに感染する危険があります。また、感染症の中には、アフリカ地域などで流

行したエボラ出血熱や、ヨーロッパでも感染が確認されているクリミア・コンゴ出血熱など、感染者が生命の危険に晒されるものもあります。流行中の感染症や地域特有の風土病については、事前に海外安全ホームページ等で情報収集に努め、それぞれの性質に応じた対策を行うことが必要です。

また、渡航先で求められている予防接種の有無や内容も事前に確認し、余裕を持った接種日程を検討しましょう。その他、麻疹、風疹などの予防接種も予め国内で受けておくことが必要です。

（３）渡航登録サービスへの登録

危険事象が発生した際には、現地の日本大使館及び総領事館（在外公館）は、在留届や「たびレジ」への登録情報をもとに邦人の安否確認や援護を行うこととなります。海外へ渡航する場合は必ず登録を行ってください。

① 3か月未満の滞在の場合：たびレジ

旅行日程・滞在先・連絡先などを登録すると、滞在先の最新の海外安全情報や緊急時の連絡メール、また、いざという時の緊急連絡などを無料で受け取ることができるようになります。

② 3か月以上の滞在の場合：在留届

滞在を開始したら、日本の大使館又は総領事館（在外公館）に「在留届」を必ず提出してください。緊急事態が発生した場合には、日本国大使館や総領事館よりメールによる通報や迅速な援護が受けられます。インターネットからの登録も可能です。

<関連ホームページ>

外務省 海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

外務省 世界の医療事情 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/>

外務省 たびレジ・在留届 <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

外務省 在外公館リスト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/>

外務省 海外安全虎の巻 <https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/toranomaki.pdf>

（４）海外旅行保険

どんなに準備をしても事故・事件に巻き込まれないとは限りません。また、健康に自信があっても、日本と違う環境でのストレスや疲労により、思いがけない病気にかかる可能性もあります。海外で入院・手術などが必要となった場合には、日本の健康保険を利用することができないため、医療費が非常に高額になることがあります。そのため、海外旅行保険には渡航期間に関わらず、必ず加入してください。加入期間は渡航日から帰国日までをカバーするようにしてください。

なお、クレジットカードには、海外旅行保険特約の付いたものもありますが、補償の限度額やサービスの範囲はカードにより様々ですので、保険内容をしっかりと確認し、可能な限り充実した保険に加入することをお勧めします。

大学を通して海外渡航をする学生については、原則、学研災付帯海外留学保険（略称：「付帯海外」）に加入してください。

（５）パスポート（旅券）とビザ（査証）の取得

①パスポートの取得

海外へ渡航するために必要となります。渡航先によって必要な期限が異なりますので、事前に渡航先の条件を満たしているか確認をしてください。

パスポートを取得するには、住民登録をしている都道府県庁の旅券取扱窓口にて、必要書類を揃えて申請します。通常、申請してから発給まで1～2週間程度（土・日・祝日・年末年始等除く）かかります。

②ビザの取得

渡航先・渡航目的・滞在期間等によってビザの要否・種類が異なり、また、国によっては事前通告なしに手続きが変更される場合もあります。詳細は日本国内にある渡航先国の大使館・総領事館に確認し、最新の情報を入手してください。なお、各国の一般的な出入国審査等については、外務省 海外安全ホームページの安全対策基礎データでも参照できます。

（6）大学への手続き

所定の様式を教務学生課へ提出してください。

①留学願

長期、短期に関わらず、留学する場合は、留学開始日の30日前までに提出してください。

②休学願

①において、2か月以上にわたり休学をしようとする場合は、休学しようとする日の30日前までに提出してください。

③海外渡航届

渡航先で災害・事件・事故等があった場合、学生の安否確認等を行う目的で、提出をお願いします。海外旅行も含め渡航期間（※）が7日以上となる場合は提出にご協力ください。

※渡航期間：出国から帰国までの期間

2 渡航中の注意点

（1）到着直後

渡航先に到着したら、ネット環境を確認し、まずは家族に到着の報告をしてください。また、連絡先が変更になった場合や留学中に当初予定していなかった国や地域に行く場合には家族と教務学生課に変更の連絡を入れるようにしてください。

なお、滞在中は、毎日メールをチェックするようにしてください。

（2）トラブルに巻き込まれないために

海外渡航中の事件・事故を回避するためには、「自分の身は自分で守る」という意識をもって常に行動することが最も重要です。トラブルに巻き込まれないためには、海外においては日本にいるとき以上に自らの安全確保について意識して行動しましょう。

<「自分の身は自分で守る」ための心構え>

- ・危険な場所には近づかないこと
- ・多額の現金・貴重品は持ち歩かない、目立つ服装や言動は慎む等、渡航先で有効な危機事象回避の方法を身につけること
- ・犯罪にあったら抵抗しないこと
- ・見知らぬ人を安易に信用しないこと
- ・常に自分の所在を明らかにし、連絡がとれるようにしておくこと
- ・家族に定期的な連絡をすること

- ・現地の法律を守り、宗教、文化等を理解し尊重すること
- ・滞在先の法律遵守はもちろんのこと、薬物使用や未成年の飲酒など日本国内の法律に抵触する行為は行わないこと

(3) 事件・事故に巻き込まれた場合の対応

海外留学中に事件・事故に巻き込まれた場合、特に生命・身体が危険にさらされるような事態に巻き込まれた場合には、まずは現地の在外公館に援護等を依頼することが重要です。そのため、海外留学前に渡航先の在外公館の連絡先を必ず確認するようにしましょう。

また、トラブルに巻き込まれた場合は次の内容を参考に行動してください。

①盗難・紛失

盗難や紛失などの被害にあったら、まず警察に被害の事実を届け出て、ポリスレポート（被害届の受理書）を受け取りましょう。この書類は、パスポートの発給申請や保険請求などの際に必要です。

※なお、クレジットカードを盗まれた場合は、不正使用の恐れがあるため、至急クレジット会社に連絡し、カードの無効手続きを行う必要があります。

以下の連絡先については、事前に確認の上、メモにして常に携帯しておきましょう。

- ・パスポート・・・最寄りの日本大使館・総領事館
- ・航空券・・・購入先の旅行会社・航空会社
- ・各種カード類・・・カード発行会社
- ・海外旅行保険に加入している保険会社

②自然災害・緊急事態

ホテルの中で待機する際は、興味本位で窓の外の状況を見るといった行動は絶対に避け、窓やカーテンを閉め、明かりを消す等、できるだけ安全な状態・場所で待機することを心がけてください。

外出中にテロや暴動に遭遇した場合、かなり混乱した状態が予想されます。決してパニックにならず、現場や群集には近づかないようにし、早く安全な場所に避難することが大切です。

歩行中であれば、安全な建物や商店などに避難する等した後、最寄りの日本大使館・総領事館、家族、教務学生課、派遣先機関に連絡してください。

③病気やけが

留学・研修先で体調不良となり、休息をとっても症状が緩和されないときや今まで経験したことのない痛みなどがあるとき、けがをしたときは、医療機関を利用しましょう。外務省ホームページ世界の医療事情 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/>) から海外主要都市の医療機関の情報を得ることができます。

保険会社によっては24時間電話、日本語対応が可能なサポートデスクが用意されている場合もありますので、事前に保険内容と連絡先を確認してください。

なお、海外での医療費は非常に高くなるケースがありますので、渡航期間に関わらず海外旅行保険に必ず加入してください。

④逮捕・拘禁されたとき

万が一、逮捕または拘禁された際には日本大使館・総領事館に通訳や弁護士を依頼することができます。また、日本の家族へ連絡がとれない場合、連絡を依頼することができます。

(4) 緊急時の連絡

緊急時には必ず日本大使館・総領事館、家族、教務学生課、派遣先機関へ連絡してください。その他、必要に応じて現地警察や保険会社のサポートデスクなどにも連絡してください。緊急時の連絡先は必ず事前に確認の上、メモにして常に携帯しておきましょう。

3 留学をするには

(1) 留学計画の立案

留学には国や地域・時期を決定するだけでなく、語学能力試験の受験、カタログの請求、留学先の情報収集、費用の準備など相当の準備期間が必要です。高等教育機関への留学の場合は約1年半前、語学留学は約半年前から準備を始めることをお勧めします。入学の1年くらい前に出願を締め切る大学や奨学金もあるので、早めの準備が大切です。できるだけ早い時期から取りかかり、出願直前に焦ることのないようにしましょう。

(2) 奨学金

奨学金には大学を通じて応募するものや奨学団体へ個人で直接応募するものなど、様々なものがあります。1階ホール奨学金関係の掲示板に随時情報を掲示していますので、確認してください。

<日本学生支援機構（JASSO）の主な奨学金>

・「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～」(給付型)

「産業界を中心に社会で求められる人材」、「世界で活躍できる人材」の育成を目的とした奨学金。申し込みは大学を通じて行います。

(ホームページ：<https://www.tobitate.mext.go.jp/>)

・「第二種奨学金（短期留学）」(有利子貸与型)

海外の短期大学、大学、大学院への短期留学（原則として3か月以上1年以内）者で、経済的理由により修学に困難があると認められる人を対象とした奨学金。日本の学校の正規課程在籍者が対象で、交流協定などに基づく留学、留学先の取得単位が帰国後認定される留学および海外の大学院などでの研究を目的とする留学に限られます。申し込みは留学前に、教務学生課を通じて行います。

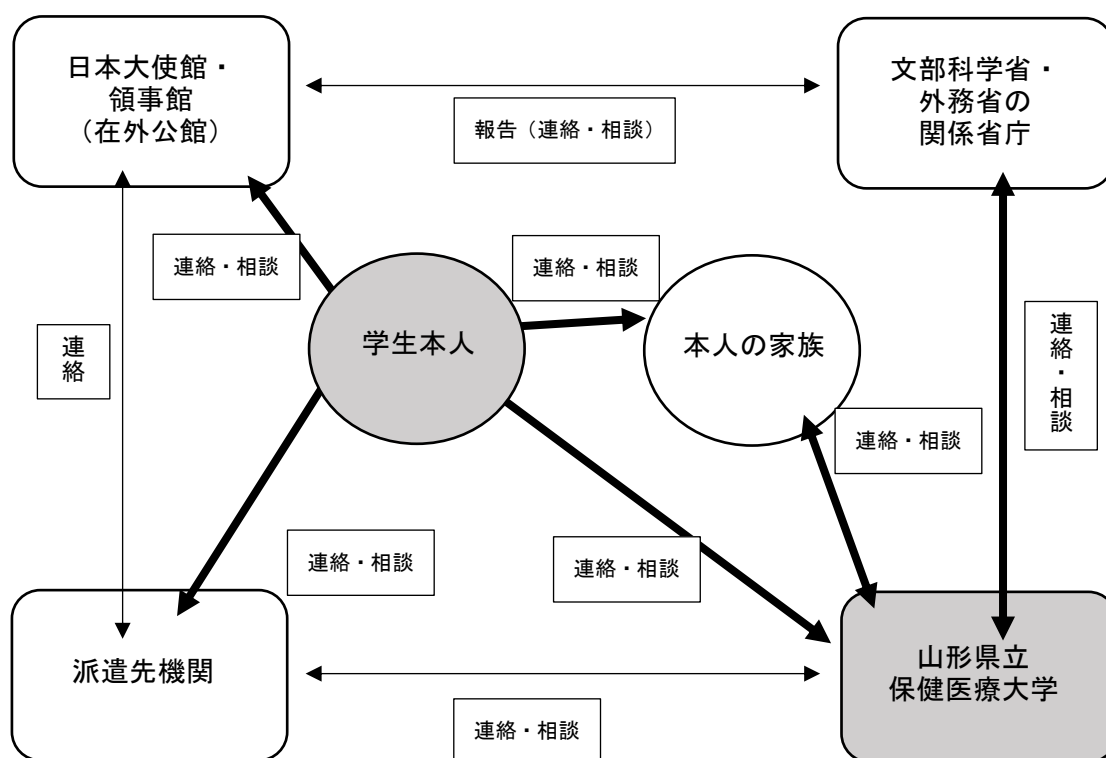
その他、日本学生支援機構（JASSO）のウェブサイトにも様々な奨学金が紹介されていますので、チェックしてみましょう。

日本学生支援機構 海外留学支援サイト <http://ryugaku.jasso.go.jp/>

(3) 留学後の手続き

留学による中断がある場合、受給再開の手続きが必要となります。詳しくは教務学生課へお問い合わせください。

●緊急時の連絡体制



必要に応じて対策本部を設置して対応。状況により教職員を現地へ派遣。

●学内の相談窓口

<山形県立保健医療大学相談窓口>

教務学生課 TEL 023-686-6688

E-mail kyogaku@yachts.ac.jp